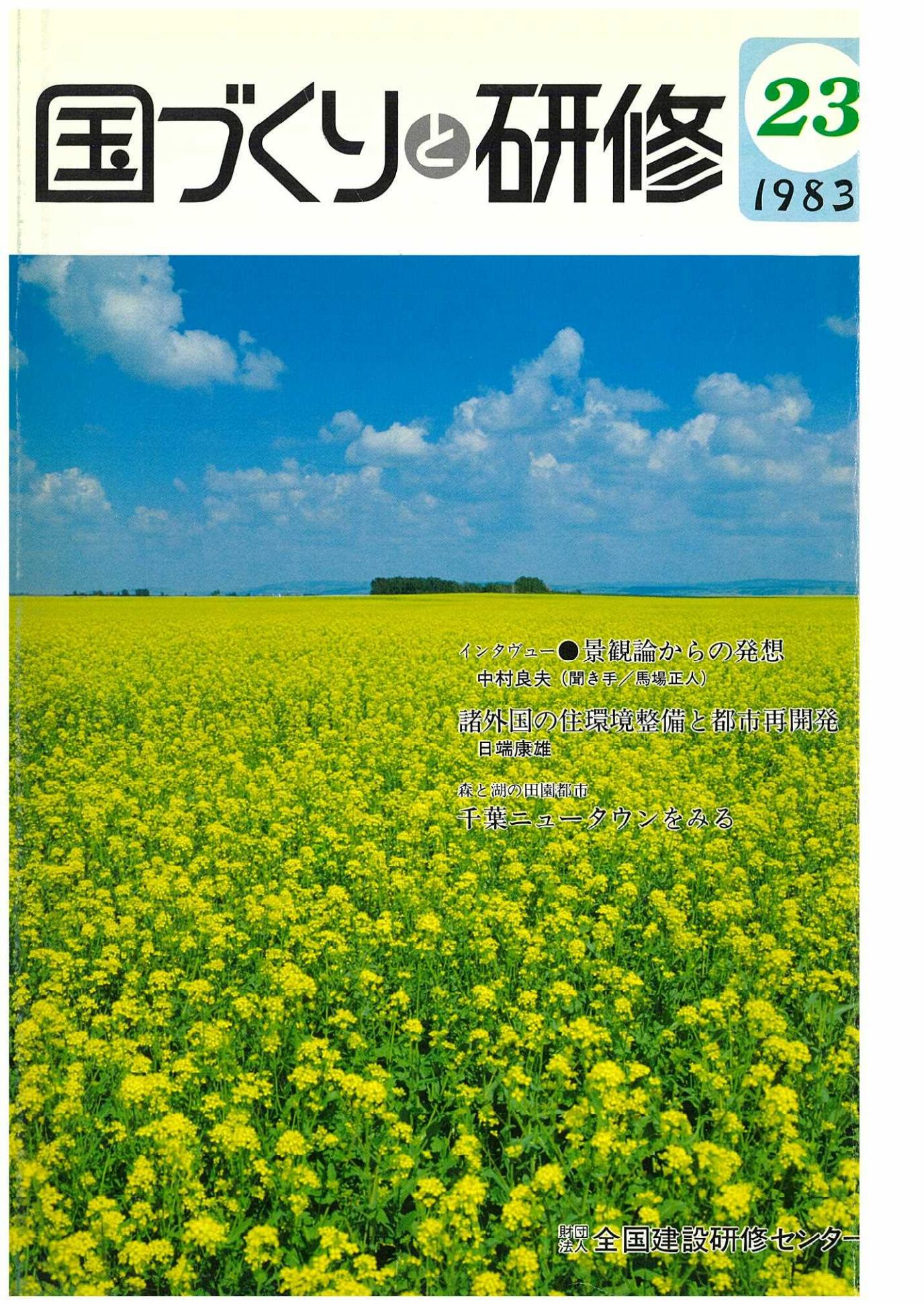


国づくりの研修

23
1983



インタビュー ● 景観論からの発想
中村良夫（聞き手／馬場正人）

諸外国の住環境整備と都市再開発
日端康雄

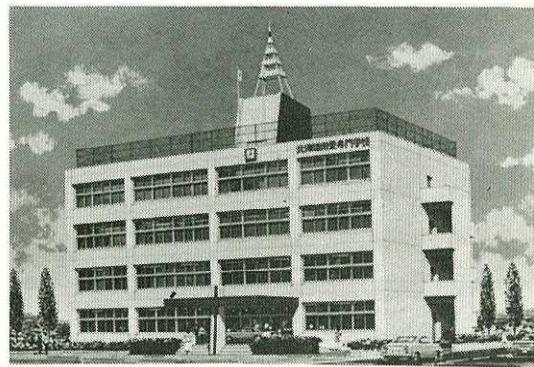
森と湖の田園都市
千葉ニュータウンをみる

建設大臣 指定校
労働大臣

北海道測量専門学校

本校は、測量並びに土木に関する基礎理論と実際に役立つ専門技術を系統的に教授し、あわせて心身ともに健全にして旺盛な実践力をもった測量、土木技術者の養成を目的とする専門学校です。

昭和47年道内関係各機関の要望によって開校して以来、その独自の教育方針をもって北海道開発第一線の担手となる測量技術者の養成と人間性の育成につとめ、関係方面的期待に応えて今日にいたっており、将来一層の発展が期待されています。



◎設置学科 工業専門課程

測量科（1カ年） 測量工学科（2カ年）
土木工学科（2カ年） 製図科（1カ年）

◇募集人員 測量科 200名 測量工学科 80名
 土木工学科 80名 製図科 40名

◇応募資格 高等学校卒業（卒業見込）以上。

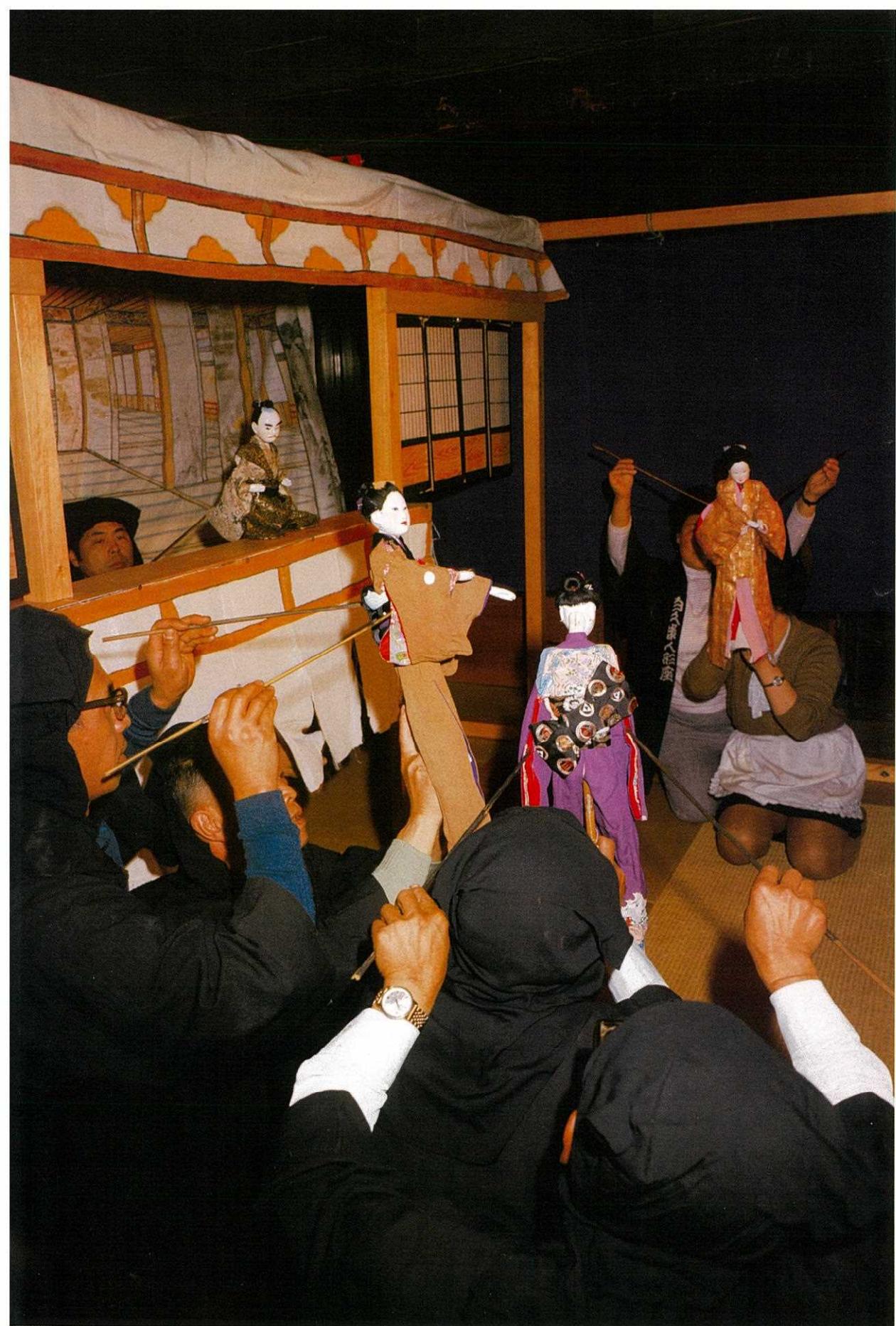
◇試験科目 数学（I）・作文

◇推せん入学 高等学校長、地方公共団体の長、および測量・土木・建設会社社長の推せん制度あり。
 製図科は書類審査のみ。

◎特典

測量科 } 測量士補（国家試験免除）
測量工学科 } 実務経験2年で測量士
土木工学科 測量科と同資格取得・土木施工管理技士受験資格
製図科 2級地図製図士（日本測量協会認定）

（〒069-01）北海道江別市西野幌552-7 TEL 01138-6-4151(代)



串人形（埼玉県荒川村白久）

景観工学を専攻される東京工業大学教授中村良夫氏は、昨年その研究の一端を『風景学入門』（中公新書）として刊行された。「技術者から市民に向けられたメッセージ」が風景学の趣旨だといわれる中村教授に、景観工学ことに新しい土木技術と日本の風景との関連について話していただいた。話を引き出し役として東京工芸大学講師の馬場正人氏にお願いした。

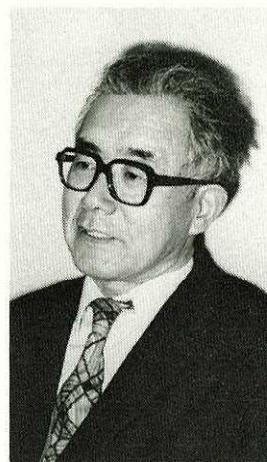
——先生の『風景学入門』を大変興味深く拝読しました。今日は先生ご専攻の景観工学についてお話し頂くと同時に、新しい土木技術が日本の美しい風景とどのように交わりあつていかねばならないか、新しい技術は美しい景観を創造しているのか、壊しているのか、美しい都市の景観を創るにはどうしたらよいとお考えになつておられるか、そういう点について、いろいろお話し頂きたいと思います。まず、先生のご提唱になる景観工学についてお話し下さい。

景観工学は古典的な学問だが、最近は市民の中に興味を出す人が出てきた

中村 景観論は今世紀に入つてからは、半世紀

インタビュー

景観論からの発想



馬場正人氏

ところが景観論を捨て切れなかつた一部の人々が研究をやつていて、私など大学卒業以来二十年間研究をやつていますが、最近になつて都市造りの専門家でない人たち、一般の人々の間にも都市空間、景観に興味を持つ人が出るようになつた。たとえば文学者の前田愛さん（立教大学教授）などにそうした著作がある。われわれにとっては一般の方々が興味を持つてきたことが極めて新しい事態だと思います。

何故近ごろ景観工学なのか

もともと土木は土と水に密着した技術で、土木構造物は何を作つても割りにその土地に合う。ダムなどかなり大きなものでも、土の上にどさつと置いたようなもので景観に馴染みやすい。橋などもそうで、古来名橋といわれるものが多いたい。京都の景観などは橋がないと成りたたないと思われる。修学院の離宮は溜め池のアーチダムが景観の中心で、土を盛つて作つた堰堤はつまり土木構築物です。皇居のお堀もそうで、あれらは近世日本の土木構造物の傑作といわれて

ており、土木の方でもそれとは違つてやつてきて、土木技術者の間では古典的な課題であつたのです。ところが、あまりにも古典的にすぎた一部の専門家の間では、一種の機能主義の考え方で国土作りをやるということが常識になつていい、そう重要視されなかつたのです。



います。半蔵門から警視庁の方を眺めた景観は、山の端を切り開き、堀りこんで景色を作つてある。

そうした例にみるように、

土木構造物の創り出す人工

的な景観は都市の景観によく合つてゐる。自然の景色

とか都市の景色の基礎を作ると同時に、それに馴染みやすい性質を持つてゐる。

ところが近年は土木構造物の規模が大きくなり、昔と比べものにならないくらい、たくさん作られるようになつた。このため、どうしても問題が起つてきた。

古い土木構造物のよさを評価してきたものにとつても、

これまでにはいけて考

えられるようになつてきた。

そこで昔の庭や道路の作り

方あるいは人間の視覚特性

を勉強して新しい構造物

を景観的に馴染ませる研究

をしようというのが、景観工学というものです。そ

で注目されるようになつたのは、ここ数年のことです。それが、ちょうど市民の皆さんが景観に注目するようになつた時期ともほぼ一致しているようです。

—— 外国ではどうなんですか。

進んでいたドイツの景観工学思想

中村

一番進んでいるのはドイツです。ヒットラーの時代にかなり国粹的な考えがあつたと思うのですが、国土の景観をけがさずにするという思想的な基盤があつたために熱心に高速道路の景観を研究し、戦前かなりのところまでいつた。戦後われわれが最初に高速道路を作つたとき、ドイツの技術者に教えを乞うたのですが、ドイツの景観工学の設計思想に接して非常に驚いた。まあそれが一つの発端です。

日本の高速道路は日本の造園史に残る

日本の高速道路はいろいろ問題はあるが、大きな眼で見れば、日本の新しい景観を作りあげたし、土木構造物一実用品だけれども日本の景観の歴史の中に残るものと思う。大筋でいえば日本の造園史に残る立派なものだと思つています。細かい点をいえば防音壁とか山をくずしたとか、いろんな問題は出できますが……

—— ところで景観とは何か、先生のご本では

風景の品位とか、風景が精神を養うということも書いてございましたが、まず景観について……

風景の見方は『集団表象』

中村 景観とは要するに世界の意味づけみたいなものである。元来世界は物質的なもので、それ自身には何の意味もない。客観的に見れば土地の起伏があり、水が流れているにすぎない。

それ自身に人間的な意味はない。意味を持つのは人間が主観的に見ているからです。主観的に山を見ているから、人間的な価値を生ずるし、山にも表現を見るようになる。

これは人が山を見るときあるイメージを持つからで、そのイメージの持ち方についてみると、独創的なものではなくて、ある民族に固有な見方とか、非常に優れた芸術作品が作り上げたイメージとかを現場に投影してみている。そこから意味とか感情をじかに汲み取っている。私はこれを『集団表象』という言葉を使っていますが、

古典型的な風景を見る見方というものが大切であると思います。それ抜きに勝手にこういう意味があるといつても始まらないものがある。
——日本人の風景の見方はどういうものなのですか、日本の古来の風景には山紫水明とか白沙青松、長汀曲浦といった水辺に緑の深い『ことば』があると思いますが……

西欧中世を支配した風景は

『悪』の思想

中村 どこの国の国民も風景を見る特性といつたものをもっている。ヨーロッパと比較してみると、ヨーロッパ人は自然の風景に興味を示すようになつたのは非常に新しく18世紀に入つてからなのです。それまでは自然の風景に親しむ習慣を持つていなかつた。それは一説によればキリスト教の影響があつたためと思われ、人間に興味を持つて、風景など自然に興味を持たなかつたからでしょう。

——ルネサンスの人物画の背景には必ず風景が描かれていますが、あれも悪ですか。

中村 ルネサンスの時代のモナ・リザ、あるいは他の人物画の背景には自然が描かれている。そこに描かれた山とか森とかは暗いもので、悪いのです。決して絵の中心にはなつていません。そういうものは征服されてしまうべきものと考えられていた。

これが18世紀の浪漫主義の時代にがらりと変り、そこから自然讃美の思想が出てくるようになる。風景論は西洋では非常に近代的な考え方なのです。



中村 良夫氏

1963年、東京大学工学部土木工学科卒業。日本道路公团技師、東京大学助手、講師、助教授、東京工業大学助教授を経て、現在、同大教授。著書に『土木空間の造形』(技報堂)、『サービス施設と道路景観工学』(共著、技術書院)、『風景学入門』(中公新書)などがある。

日本の古典的空间は山水である

日本の場合はそうではなくて、東洋一般にそ

ると考えられていた。中世のカトリックの坊さんの日記に「今日あそこの山に登つて景色を見て楽しかった。しかしこのよくな喜びは恥ずかしい」と後悔しているのが残っています。それは眼の楽しみで、肉体の欲びであるから悪だという考え方です。これなんかキリスト教が風景の美を賞することを抑えていた一つの例でしょう。

——ルネサンスの人物画の背景には必ず風景が描かれていますが、あれも悪ですか。

中村 ルネサンスの時代のモナ・リザ、あるいは他の人物画の背景には自然が描かれている。そこに描かれた山とか森とかは暗いもので、悪いのです。決して絵の中心にはなつていません。そういうものは征服されてしまうべきものと考えられていた。

これが18世紀の浪漫主義の時代にがらりと変り、そこから自然讃美の思想が出てくるようになる。風景論は西洋では非常に近代的な考え方なのです。

うだと思いますが、老莊の思想というか、自然是悪ではなくて、自然に融合出来るのが道徳的な理想であった。そこが根本的に西洋と違うところです。日本の場合には、中国などに比べても自然が豊かで表情がキメ細かい。自然が豊かなので日本人の風景を見る目は鋭い。私は日本人の風景觀の最大なものは何かというと、日本の民族史に残されているデータをみるとこういうことが言えると思います。

どこの国にも人間の住む古典的な空間というものがある。例えば西洋でいえばギリシアのパルテノンの神殿、フランスのノートルダム寺院、イタリアのサンピエトロ寺院など、これらはみな人間の作った古典的な空間です。

日本の場合は何だろうかと考えてみる。たとえば桂離宮がある。あれは日本のパルテノンだといったのはブルーノ・タウトですが、桂離宮の面白さは建築と庭園の接点の美しいところにある。縁側がつき出て庭園と接するところに美があつて、決して建築自身ではない。そこで日本古典的空間は建築ではなく山水である。山あり谷あり、そしてそこに点々と家がある。

それが日本の古典空間の基本だと思うのです。

日本は明治以後、西洋の思想を受け容れたため建築という考え方もあるが、日本古来の伝統的考

え、土着思想からすれば日本の古典的空间は山水だと思うのです。そういうふうに考へることが何故重要かといえば、日本は古いものが壊れ、



中央自動車道（伊北I.C付近）

山水につけ合わす技術が必要

景観論の基本となる二つの軸

ただそれが最近は、人の住む近くになくなつたのが残念です。問題は新しい生活の道具、道路とか、建築にしても、ダムにしても、古典的な山水に付け合わす技術がありさえすれば、生活がどんなに新しくなつても構わない。そうするのが日本の国土計画の根本の思想だと思つてゐる。平安時代の絵巻物などみても、建築物としては縁側の部分しか描かれていない。寝殿造りも建築全体は雲の中で、自然に建築が付け合はれているのが面白いと思う。新しく作る人は、既にある隣りに付け合わしていく、そういう精神が現われているのだと思う。

——いい景観とはどういうものをいうのでしょうか。

古典的な空間は少いと言われている。建築物を考えれば確かにそうである。しかし、山水を日本古典的空間と考へれば、それは至るところにある。日本の国土の85%は山なのだから、いくらでもある。

中村 いい景観とは何か、これには二つの軸が考えられる。東洋学者の内藤湖南は、東洋美術にも造詣の深い方でしたが、いい風景とは要するに「人間がそこに住まわるべき風景」という表現をしておられる。人間が自然を切り開いて畑を作り、家を作り、川があれば石段も作つてある。純粹な自然、原始的な自然でなくして、人が住めるように精神のクサビを打ちこんだ自然、それが風景としてよろしいと言つておられる。天然原始のままの風景は好きはしない。緻密な設計が行われているのが、風景の根本だと思う。

ルソーが「自然に還れ」といっているが、これも原始の自然ではない。人間の痕跡というか、

人間の官能を満足させる快適さが根本だと思

ます。

もう一つの軸は、二つの物の間に縁を付ける。二つのものがバラバラでなく、ある種の縁（えにし）を結んでしつくり行くように結縁をつくる。それが根本にあると思う。

つまり「住まわるべき風景」というのは、自分と空間との関係——自分がそこへ入っていくと、快適な感じがするといった関係、そして縁付けられた風景とは、眼前に広がる空間と物の関係ということになります。

自然保護思想との相違点

自然保護思想とはその辺が違うわけで、自然保護思想は、完全に自然な状態を保つ——たとえば大台ヶ原とか知床半島など、学術的に研究価値の高い所を、自然のままに保つことは大事なことであるが、その思想ばかりで日本の環境風景を考えられるかというとそうはいかない。

農村から都市に至る人間の住んでいる風景をどう把握するかというのが、古典的風景思想の根本であった。古典的風景思想では、原始的自然にはあまり興味を示さなかつた。

また逆に、現在の自然思想に欠けているのは、人間が住んでいる場所の風景についての思想は

吹きとんでもしまつている。

住んでいるところを整える常識

自然保護思想では人の住んでいるところはきっとならしいものだというのが通念になつて、だから手つかずの風景がいいという考え方です。風景論とは、人間の住んでいるところを、それらしく整えるための常識を発見することである。

その意味では、風景論というのは自然保護思想とは違うところがあります。——人間の住んでいるところを、それらしく整えるとなると相当お金がかかるのではないかでしょうか

中村 私の経験からすると川の周辺の設計にしても、道路にしても、せいぜい 10% から 20% 多くかけられればよい。倍はかかるないでしよう。10% から 20% といつても全体の額が大きいので少くはありません……。しかし景観の価値はいいものを作つて長く使えば味が出てくるのが環境の美の特色で、安手のものを作つておけばいつになつても魅力が出てこない。安い材料で作るときたないし、古くなるときたなくなる。いい材料だと二十年、三十年も使つていると、しつくりとしてその場に納まつてくる。それが景観の基本です。最初に少し多く金をかけておく方が結局は得をするということになる。

——景観論の特徴的なところは何ですか。

景観論の特色は他力的な点にある

中村 景観論の特色の一つは、芸術的な才能を發揮する場でなくて、他力的なものである。自分の美意識で物を作るという考えではなく、材料が時間がたつと味を出してくる。人間がやるのでなく自然が味を出すという考えです。

最初は貧弱な樹でも、二十年、三十年すれば立派な樹になって建築物や道路を包みこむ面白さが出てくる。土木では木を大切に扱うが、樹を育てるのは人間でなく自然がやるのである。だから他力的である。縁づけの考えも他力です。

ある建築家が言つたそうですが、芸術的な価値からいえば、自分の作った建築物に人の住む必要はないというわけで、人が住みやすいかどうかよりも、美的なバランスなど芸術至上主義的な考えが先になることが建築にある。

景観論といえば、人がそこに住んでいれば丸くなつて、それが環境の美というもので他力的な考え方である。

土木工事は美に対する こだわりのないのが特色

中村 ものに「用」があることによつて、人間の美に対する勝手なエラーを防ぐことができる。

用の美があるために個人の価値観がむきだしにならない。用の美には個人の自己主張は出てこない。民芸の美は個人の差は殺した方がよいといふ思想がある。用の『しばり』がある方がよいというわけです。土木工事は美に無縫といわれている。土木工事は美から解放されたもので、いわば美醜を越えたものである。美に対するこだわりがないところに特色がある。

建築には美しいものを作ろうというこだわりがある。美へのこだわりから永遠の美はでてこないと思う。土木は美に対するこだわりのないのが特色です。

——用の美には、合理性を追究すれば、結局のところ美につながるという思想があると思ひますか……

中村 合理性を追究するといつても近代の合理性とは違う。民芸の場合は一種の集団主義がある。伝統の中で生まれ、非合理性が淘汰されて、誰が作ったという性質のものではない。土木構造物には、合理的に設計すれば美しくなるかといふとそうはいかない面がある。それは現在材料の質が落ちている。用というか、用自体が健康かどうかの問題がある。民芸は生活の必需品で健康であることは間違いない。

たとえば防音壁などは必要な用ではあるが決して美ではない。あれは高速道路が密集した市街地に入つてくることにムリがあるので、用であれば美かというとそうもいかない。しかし、

土木構造物は用があるので、そこを考えていくところに面白さがあり、建築だって本質はそうだと思う。

ユニークな柳宗悦の美的思想

都市計画をやる人などあまり顧みないが、民芸の柳さんの思想、「無事の美」の思想を国土空間の美へ拡げて考えていただきたい。日本の成熟した本当の証しがそれで得られるのではないかと思つてゐる。柳さんは近代日本の生んだ大変ユニークな思想家の一人で、生活の美という観点からすれば大変独創的で、そこからわれわれの学ぶべきものは多いと考えています。

——都市造りの問題が出てきましたが、それにはどんなことを考えたらよいのでしょうか。

町づくりは有機的に 『縁付け』していくことが必要

中村 町づくりを考えること、そこには公園あり、道路あり、川あり、港あり、建築物あり、あるいは山ありで、実にいろんなものがあります。それらは大体土木技術者と建築家の作ったものである。そういうものを個々にバラバラにやるのでなく一つにまとまりのある、有機的な形に作りあげていく、私の表現で言いますと『縁付け』していくことが必要だと思います。この仕事は基本的には都市計画の仕事で、それにはや

はり自治体が指導力を發揮しなければいけない。

技術者はキメ細い仕事を大切に

それともう一つは、土木技術者の側にも問題がある。もともと技術者は、大きなものを作ることに興味を持つ。また技術的に困難なものに挑戦することに意欲を燃やす。それが技術者の本能ですから、それはそれでいいのですが、これから技術者は、小さいものでも町の中に融けこんでいくようなキメ細かな仕事を、地道にやつていかなければならぬ。町の裏を流れている小さな、5メートルほどの川の橋でも、いいデザインと悪いデザインでは景観論的にハッキリしています。そういうところをキメ細かくやる仕事はたくさんある。いまはそうしたところが無数に放り出されたままになつていて。

◆大阪・南港ポートタウン「川のある緑道」



そういう分野を開拓して行くことが是非必要だと思いません。

目に見えない知恵とかセンスを正当に評価することが必要

そのためには土木技術者の教育もそうですが、コンサルタントの役割が必要になってくる。いまのコンサルタントというのは、役所から受注されて、大体それをそのままやっている。そうではなくて、コンサルタントは自分の知恵とセンスをもつと商品として売り物にしなければならない。これに対応して官庁の方でも、そういうた知識とかセンスにお金を払うようにならねばならない。これまでの日本には、どうも目に見えない知恵とかセンスにお金を払う習慣がないし、またこういったことを下手にやると会計検査院にしかられることになる。そこ辺に問題があるわけで、発注形態もう一つ研究し直さねばいけない段階に来ています。

土木設計にコンペを……

知恵とセンスをどう評価するかは、なかなか難しいのですが、やりよによつてはいろいろ方法がある。日本の役所はわりに嫌いますが、新しい橋なり、道路を作るときに、競技設計という方法がある。コンペですね。建築ではやつ

ていることです。複数の設計者にアイデアを出させ、その中からいいものを採り上げる。そういうやり方をとれば、もつといろいろな工夫が出てきて、技術者の知恵とかセンスに酬いる可能性は十分あると思う。

——技術者の知恵とセンスを活かすためにお役所もそれらを評価する頭の切り替えが必要とのことですが……

根本は国民の合意

中村 基本的な問題は国民の合意なのです。国民みんなが「それでは困る」という線が一般的になれば、お役所はやはり国民の意志に従います。周りがそういくつの役所だけが安くていよいとはいえないくなる。結局、時代が変わっていき、悪くても安いものがいい時代から高くともいい方がいいという、そういうサービスを買う時代になりつつある。そういうマーケットの意向を官庁が了解すれば、そうして現にそういうふうになりつつあるわけです。

——世論を反映さずということについて

中村 どういう方法で世論が反映されつつあるかといいますと、自治体の力を借りるわけです。国がどこかに高速道路を作る、橋を作るといえども、それは必ずどこかの自治体に入っているわけで、自治体が「実はこれしかじかの風景のプランを持っている」と言えば、県にしても

建設省にしてもそつした公式の意見の要求にはちゃんと応じるというふうに変っています。

現に建設省や県がやる工事で景観的にいいものが出てきています。

——そういう例がありますか。

横浜の大川端デザイン

中村 横浜が10年間ぐらいアーバン・デザインをやっている。あそこは横浜市の要求に従つて県や国のやる事業の質がだんだんよくなっています。高速道路を地下に埋めるとか、地下鉄と道路と公園を一体にして作るとか、いろんなことがいい方向にいつているのではないか。

それから景観条例とか、景観プランを持ついる町はずいぶんたくさんある。広島もそうです。京都は古くからあるが、神戸もそうですし、仙台、盛岡なども持っています。大体県庁の所在地のような都会では何らかのプランを持ついるのが多いのではないか。

高度成長時代に川がよごれて、ドブ川になつたので、川をきれいにし、川の周辺の景観を整備して、遊歩道を作つたりいろいろやつてゐる。そういうた例もずいぶんあります。東京にも隅田川の大川端プランをやつてゐる。あれは、最初は確かに亡くなられた池田弥三郎さんの発案で、隅田川の水辺を取り戻そうという構想が行政に採り上げられ、実施設計の一歩手前まできて



横浜の伊勢佐木モール

る。

最近はこのように河川関係と都市計画関係が協力しあつて考える。防潮堤とか、防災上の理由から堤防が高くなっていく、そのため町と川の縁が堤防によつて切斷されている。そこで堤防を高くした天端の部分を町へ延ばし、町をその上へ載せてしまう。昔のように町から川が見えるようになる。そういうプランです。

部門の異なる土木技術者が二人三脚をするといふのは正に景観づくりがいい方向へ向いているということです。私は土木の将来を悲觀していません。

都市計画は息の長いもの

こういう話はスケールの長い話で、今世纪いっぱいにはかなりよくなる。そして次の世代のためにやる。昔は都市計画は、常識では次の世代のためにやるということだった。いまは経済投資に対する見返りという考えが厳しくなって、いま生きている世代が利益を受けなくてはいけないという考え方方が強くあります。が、都市計画は元来息の長いもので、いま手を打ったものが、本当に育つのは次の世代でいいではないか。政治家も官庁も長い眼で見る。採算などを狭く考えてはダメで、長い眼でみることが必要です。そうすればきっと将来はよくなることはまちがいありません。

「建設大学校研修基本計画」の概要

井組孝

(建設省建設大学校 研修調査官)

昭和五十七年十二月に、建設大
学校研修基本計画^が策定されたの
で、ここにその概要を紹介いたし
ます。

充強化についての答申」をふまえ
て策定した昭和四十八年度からの
建設大学校整備五箇年計画の発足
以来、二度にわたる五箇年計画を
積み重ね、着実な進展をみている。
しかしながら、現在の研修実績な
らびに施設整備状況をみるとかな
らずしも満足なものとはいえない。

しかしながら、現在の我が国の行政財政状況や、第二次臨時行政調査会の答申にあるように行政の効率的、能率的な執行が求められていること等により、ここ数年間にわたって予算の伸びは、現状、いやむしろマイナスに推移するものと考えられることを考慮して、この

このため今回の研修計画を策定するにあたり、今までの五箇年計画にならい、今後五箇年間に建設大学で行う研修の数量、具体的には研修コース名、研修員数、延人日等や研修施設の整備について明確に打出したいと考えていた。

度の計画では数量計画を前面に打
出しての研修計画ではなく、建設
大学校が取り組んでいかなければ
ならない、研修の効率的運営と質
の改善に重点をおく計画内容とし
た。

建設大학교研修基本計画

昭和五十九年度以降五箇年間
建設大学校における研修基本計
を次のとおり定める。

一、研修の現状と課題

建設大学校は、昭和三十二年に

④ 問題解決能力型（自己啓発を中心とした）の研修に重点をおくこと

(5) 一部通信教育研修方式等による研修の効率的運用に努めるこ
と

⑥ 研修の企画、研修手法の改良
研修ノウハウの開発等が可能な組織・スタッフの充実を図ること

等、実行すべき課題が少なくない

今後、この計画を実効あるものとするため、関係各機関の多大な御協力をお願ひする次第です。

と
ここに
計画の全文を掲載する

建設大学校研修基本計画

(昭和五十八年度) (昭和六十二年度)

研修所として発足した。その後、昭和四十年に建設大学校に改組され、建設行政研修の中核として建設行政の担い手の養成に努めてきた。

昭和四十七年には、建設省研修審議委員会から「建設行政に関する研修の拡充強化についての答申」が出され、研修の基本的方向及び充実のための総合的対策が示された。

これに基づき、昭和四十八年度を初年度とする「建設大学校整備五箇年計画」を定め、研修の整備充実を図ってきた。この間、その後の研修環境ならびに研修需要の変化に対応して、研修を効率的かつ合理的に実施するため、昭和五十年に「建設大学校研修基本方針」を策定し、地方建設局、地方公共団体等と研修についての役割分担を明確にした。引き続いて昭和五十三年度を初年度とする「第二次建設大学校整備五箇年計画」を定め現在に至っている。

しかしながら現在の研修実績をみると、研修人員の増加は若干みられるものの、当初の目標からは、かなり下まわっている。また、研修の内容と手法をみて、相当の

改善は図られたものの、今後の複雑、多様化する行政需要に対処しうる高度の能力を有する職員を養成するには、なお一層の整備、充実が望まれている。

昭和四十年代後半の第一次石油危機以降、近年の建設行政をとりまく情勢の変化をみると、経済的高度成長から低成長への移行、人口動向の変化、高齢化社会への急速な進行、都市化・国際化・情報化の一層の進展、産業構造の高度化、資源・エネルギー問題等が顕著となってきた。

このような情勢の中において、社会資本の整備水準は国際的に見てなお低く、さらに国の財政難を背景として、ここ数年公共投資は停滞の傾向を示しており、その整備促進についての社会的要請はきわめて強い。これら公共投資の確保と事業の執行は経済の安定成長にも貢献するものが大であり、建設行政の果たす役割はますます重要となっている。

二、計画の基本的方向

(1) 建設行政研修の効率的かつ合理的実施のため、建設大学校、

地方建設局、地方公共団体、財團

で、社会資本の整備を計画的かつ着実に進めて行くためには、人材育成と再訓練のための研修の拡充強化が極めて重要である。

しかし、財政再建下にある今日では、単に研修の量的拡大により対応することは極めて困難な状況にあり、研修充実の要請に応える

ためには、研修内容、方法のより一層の改良・工夫等により、研修の効率的運営と質的向上を強力に推進することで、研修効果を総合的に高めることが肝要である。

この計画は、基本的には「建設

行政に関する研修の拡充強化についての答申」及び「建設大学校研修基本方針」をふまえ、さきに述べた研修環境の変化に対応しつつ研修充実の要請に応えるため、建設大学校の研修実施に関する基本計画を定め、昭和五十八年以降五箇年間の研修方針とその方策を明らかにするものである。

三、計画の内容

三一 研修体系の整備

建設行政需要の複雑、多様化に対応し、行政の的確な遂行に資するため、職員の教育訓練は、分野別および階層別の養成計画にもとづいて体系的に実施されるべきで

法人全国建設研修センター等が行う研修の整合された体系を整備する。

(2) 研修目的は高度な行政管理能力、企画能力、専門能力の養成

をその基本とするが、新しい研修

需要にも対応しうるよう内容を充実する。

なお、行政の合理化、効率化推進の社会的要請をふまえて、職場研修（OJT）のあり方、研修と職場管理、人事管理等との関連づけについても、配慮していくものとする。

(3) 研修技法及び研修効果の測定方法の改良・開発を行い研修の質的向上を図る。

(4) 組織・スタッフの充実、研修の効率的実施、施設の整備など研修実施体制の整備を図る。

ある。そのため、現在建設大学校、地方建設局、地方公共団体および財団法人全国建設研修センター等で実施されている建設行政に関する研修について、研修体系の整合性を確保する必要がある。

各研修機関の役割分担のうち、建設大学校の位置づけは、別表一のとおりとし、建設大学校の研修対象職員は原則として係長以上または係長と同程度の能力を有する職員ならびに上級職及び国土地理院技術職の新規採用職員とする。なお、建設大学校は地方建設局、地方公共団体、財団法人全国建設研修センター等の研修に関してコースの編成、カリキュラム、教材、講師の派遣等について助言、調整、援助等を行うよう努めるものとする。

三一二 研修内容の充実

建設大学校の担当する研修は

- (1) 幅広い行政的識見と高度な管理能力
- (2) 建設行政企画に関する高度な能力
- (3) 建設行政のそれぞれの分野における高度な専門的能力

の涵養を目的としたものであるが、研修の実施にあたっては、社会的要請に的確に対応するものとし、例えば行政の効率化、技術革新、環境問題、都市問題、住宅問題、土地・資源・エネルギー問題、国土基盤の維持管理、活用、再開発等の課題にも幅広く対応できるよう配慮する。新規採用職員の研修についても、最近の課題をとり入れなど内容の充実を図っていくものとする。

また、第二次臨時行政調査会の基本答申にもみられるように、公務員には国民から十分信頼される存在であることが強く期待されており、これに応えるためにも、公務員としての意識の向上を図るよう研修内容の充実に努めるものとする。特に新規採用職員の研修については、これと共に、社会人としての自覚を高める教科内容も積極的にとり入れるものとする。

研修と職場管理、人事管理等とのかかわりについては、今後ますます顕著になると予想される職員の高齢化、高学歴化への対処や、定年制の導入等の問題に関連して研修の役割を明確にし、社会的要請に応じつて研修内容に取り入れていくものとする。

なお、今後とも、総合的な研修需要の把握につとめ、研修企画立案に際し、これを反映させていくものとする。

以上の考え方にもとづいて、計画期間中に実施を予定する研修科目は別表一二のとおりである。

三一三 研修方法の改善

が研修の基本であることにかんがみ、管理者は職務の遂行の過程その自身が教育訓練として重要であることを認識して指導するよう努めることを認識して指導するよう努めなければならない。このOJTと執務を離れての研修(OJT)

の両者が、相互補完的に機能してこそ研修全体の効果が高められるものである。OJTの促進は、管理者の意識の向上を図ることが重要な決め手となるので、管理者研修の中にもOJTの役割、重要性、指導方法等についてのカリキュラムを積極的にとり入れていくものとする。

また、今までの研修成果をふまえながら、建設大学校の実状に即した研修技法の改良、開発を推進するとともに、教官等を講習会、研究会等へ積極的に参加させる。

さらに、各研修分野で実施される研修についての情報交換、相互啓発等を行うことにより、研修技法、教育方法を修得しやすい体制を整備していくものとする。

なお、研修を効率的に実施するため、各コースの目的、内容に応じて、視聴覚機器の有効利用を積極的に推進するものとする。

三一三一 研修技法の測定

研修効果の測定は、その適切な方法が確立されているとはいえないが、研修内容の改善や、効果を

高めるためには極めて有効な判断材料となるものであり、研修において不可欠のものである。

現在、研修員の理解度を把握するため試験、論文、復習会議方式等による効果測定および研修についての感想文、アンケート調査等を実施しているが、建設大学校の研修に適した効果測定の方法について改善を加えていくものとする。

三一四 研修実施体制の整備

三一四一 研修組織・スタッフの充実

研修に対する要請が高まるなかで、研修に関する技法も多様化、高度化している。建設行政研修の整合性を確保しその実効をあげるために、建設行政研修全体の企画、立案、研修技法の改良、開発や、地方建設局、地方公共団体、財團法人全国建設研修センター等への助言、援助の中心的役割を果たす組織を充実する必要がある。

建設大学校の研修実施にかかる職員は、建設行政遂行の豊富な経験を有するとともに、研修の企画、立案及び教育訓練技法の改良、

開発に指導的役割を果たさうる資質が必要となって来ている。そのため、教官等の地位の向上を含め、経験の豊富な職員が教育に専念しつつ、適切な研修ノウハウの改良、

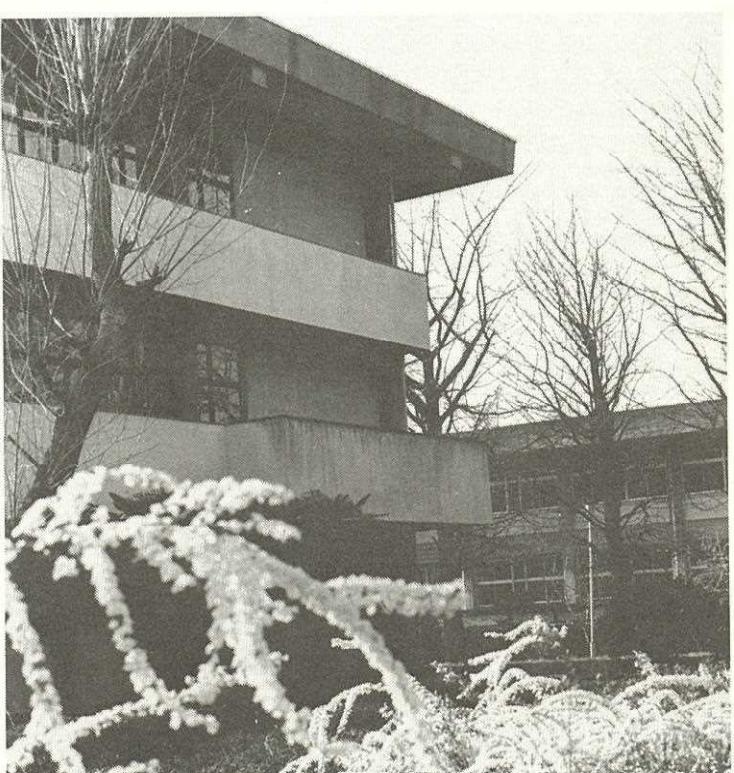
開発が可能である環境と、組織体制の整備を図っていくものとする。

三一四二 研修の効率的実施

研修に対する要請の高まりに応じた研修経費の確保に努力し、研修の量的確保を図ることは、今後とも重要なことである。

しかし、一方、行政の合理化、効率的推進の社会的要請が高まるなかで、研修のより効率的運用を図る方策が求められている。そのため、研修員の能力水準を揃えるよう、建設大学校の指導により、職場において自己研修を行わせ、一定水準に達した後に建設大学校の研修に参加させるという、一部通信教育研修方式を積極的に工夫・導入していくものとする。また、多様化する研修需要に対応するため、研修コースの特性に応じ、研修実施頻度を工夫していくものとする。

三一四三 研修施設の整備



研修の質的向上、効率的実施を図る上で、教育・研修機関としてふさわしい環境の整備及び研修員の居住性の向上に充分配慮するとともに、視聴覚教室等の整備、充実を図る。

また、教育機器の進歩は、近年の技術革新により目ざましいもの

があるので、各研修コースの目的

・内容に照らして望ましい視聴覚機器等の導入を図り、研修効果の向上に努める。

さらに、各研修コースの内容、特性に応じた標準的テキストやスライド等の資料整備を促進するとともに、参考図書及び資料の整備、充実を図るものとする。

(別表一一、一二は省略)

青森県の土木行政



斎藤俊平

(青森県土木部長)

本県は豊かな緑、美しい自然に恵まれている反面、積雪寒冷地という厳しい自然条件下にあり、また首都圏から遠く離れているとい

う地理的条件により、産業経済の発展が立ち遅れていることから、県の長期総合計画をもとに、「豊かで住みよい活力のある青森県」の建設をめざして、土木行政を進めているところである。

- 一、交通体系の確立
- 二、県土の保全と水資源の開発
- 三、都市基盤の整備
- 四、雪の克服と活用

の四つを柱として、県内各地域の特性に適応した社会資本の整備を積極的に進めている。

交通体系の確立

本県の地理的条件から、県土の総合的開発を図るために、全国的ネットワークとしての高速交通体系の整備促進が不可欠の要件である。

運びとなつたが、国土の均衡ある発展と地域格差の是正を図るためにも、青函トンネルの先進導坑の貫通を機に盛岡以北ルートの早期着工を切に期待しているところであります。

幸い東北縦貫自動車道は、青森線の県内ルートがすでに全面開通となり、八戸線も着工にこぎつけ、着々その前進がみられる。

また、本県は、北海道、東北地方の交通の中枢的な役割を果たしている青森港をはじめ、本県のプロジェクト開発の拠点としてのむろ小川原港等四つの重要港湾と七

このことから、現在の青森空港を大型化、ジェット化に対応できるよう、昭和六十二年供用開始をめざして、昨年度から新青森空港の本工事に着手している。また、昨年東北新幹線が盛岡まで開業の

「豊かで住みよい活力のある青森県」の建設

つの地方港湾を有しており、それぞれ商業・工業港として、地域の特性を生かした港湾の整備を進めている。

更に、津軽地域の総合開発の一環として、五十八年度から日本海岸に新港湾を建設することとなり、一日も早い完成がまたねていている。

県土の保全と水資源の確保

近年、河川流域の開発及び沿岸地域の宅地化等が急速に進展しているため、特に都市河川を中心とした河川改修を強力に押し進め、民生の安定を図るために河川環境整備事業、公園、緑地及び洪水調節の機能をかねた都市河川治水緑地整備事業等を積極的に推進してきた。

また、ダム事業については、現在補助事業として、青森市の水害防除と上水道用水としての下湯ダムの建設のほか、五つのダム建設及び実施調査に着手しており、これらの早期完成に全力を傾注して

いるところである。

なお、今後の開発計画の進行に伴う都市化、工業開発化により、生活用水、工業用水を中心にますます増大する傾向にあるが、安定した用水供給を行うためには、効率的なダム等の建設に努め、火資源開発の促進を図る必要に迫られている。

都市基盤の整備

近年、本県においても、都市部への急激な人口の集中、市街地の無秩序な拡大、核家族化の進行による土地や住宅の不足、更には都市交通の激化等による生活環境の悪化が大きな問題となっている。

従つて、土地区画整理等による市街地の外延的拡大と大規模な都市計画を検討する必要があり、同時に既市街地の面的整備や、道路、公園、下水道等、住民の日常生活と密着した都市機能の充実整備を図つてゆかなければならぬ状況にある。

雪の克服と活用

本県の降雪期間は、例年十一月中旬から翌年の三月下旬までの五ヶ月間におよび、北西の季節風のため、津軽地域に積雪が多く、このため産業の発展に大きな影響を与えており、特に道路の交通の確保の困難性が、地域の発展に大きなマイナス要因として作用してきたが、今後はこれまで以上に、道路の整備、除雪体制の強化はもとより、冬期間における快適な生活環境の維持向上のために、市街地における消融雪の施設、耐寒耐雪住宅の整備、雪捨場の確保等に積極的に対処していくかなければならない。

一方、雪は本県の発展にとって大きな障害となつてゐる反面、水や冬期スポーツ、レクリエーション、観光等の重要な天然の資源であるので、これを積極的に活用して、県勢の発展に資する方策を講じていく必要を痛感している。

基本に戻つての見直し

金子 政平
(建設省北陸地方建設局)

土地政策の中核にかかわる講師

安藤 恵一郎
(神戸市)

日頃は用地業務に追われており、今回の研修で、日本の土地政策に関して重要なポスト

実務的な研修内容

大林 茂宣
(住宅都市整備公団)

鑑定の制度や概論ではなく実地の評価理論で

おられる講師の方がたの講義を聞く機会に恵まれ、大変感激している。これまで習得してきた用対連関係の知識とは別に、土地問題の本質の部分に接することができたことは、今後の仕事に変革をもたらすきっかけになつたと思う。

講師も国土庁・建設省その他の専門家で、

多様な受講者による
相互学習

中島 真
(地域振興整備公団)

研修中は土地問題にさまざまな角度から取組んでいるさまざまな個性の人達と触れ合つた。

それができだし、自主的な討論を通じて自分の土地価格に関する実務上の問題意識をより深くし、広い体系の中での整理することができた。

その意味で合宿方式は成果があがつた。これは今後の仕事の遂行に大きな武器となるであろう。

各職場での活用を

福武 博史
(日本国有鉄道)

今回の研修は、日頃從事している業務の一
分野なので期待して参加した。

何か、評価とは何か、と考え直すよい機会となつた。

用地職員になって十五年余、忙しい日常の中で現実に買収できる価格という考え方だけを先行させてきたが、こんどの研修は、鑑定と

これを契機に、もう一度自分の仕事を考え直し、この研修の成果を生かして頑張りたいと思つてゐる。

建設省の公示地価から相続税路線価により標準する方式、国土庁の個別画地の鑑定評価方

式と、それぞれの土地行政のカラーがあり、評価方法についての問題意識も深めることができた。

からの比準との間に若干差が出た場合には、自分の理解がどの程度であつたかを考え、作業を試みるということで成果があがつた。

自主研究、質問の取りまとめなどもスムーズに行うことができた。

住環境研修に参 加して

声

(注)「声」欄の研修参加感想文の標題は、
編集部でつけたものです。

非常に有意義な毎日であった。鑑定評価理論その他の講義を聞く毎に目を洗われるような思いがした。また、それぞれ違った仕事をしている他の受講者と同宿し、いろいろ話しあつたときの感動は今もなお新鮮である。研修の成果はこれから仕事に十分に活用できるし、ファイトをもって仕事に向かうことができると思う。

目を洗われるような思い

桑原 延彰
(ソノハラ ハルマサ)

今回の研修では、国土庁・建設省を始めとする知識経験豊富な各講師からの講義があり、時間外も寮内で講義について各受講者が職場で抱いている問題点をあわせて討議するなど収穫は大きかった。土地価格比準表の取扱い方など最も参考となつた。

今後多くの方が参加して幅広い知識を持ち各職場で活用されることを私は願つている。

S 58.1.18~1.22

月 日	曜 日	午 前 (9:00~12:00)	午 後 (13:00~16:00)
		教 科 目	教 科 目
1/18	火	特別講話 住宅政策における住環境整備	住環境整備の現状と問題点
		我が国の住環境整備の歩み	各事業手法の制度概要
19	水	事例報告(Ⅰ) 「光星地区の計画について」	事業計画の樹て方
		事例報告(Ⅱ) 「東高丸地区の計画について」	事業の進め方
20	木	国の助成制度の仕組み	地域改善対策と住環境整備
		補助申請手続き等	都市再開発の視点
21	金	事例報告(Ⅲ) 「京島地区の街づくりについて」	市街地再開発事業の仕組と活用
		住民の合意形成について	これからの住環境整備
22	土	諸外国の住環境整備	

続・日本型成熟社会

野村総合研究所編・発行
一、三〇〇円

本書の前版である『日本型成熟社会』では、わが国は欧米先進国に並ぶ、あるいはそれ以上の豊かな国になつたものの、低成長経済

への移行、国際環境の変化により、新しい針路を模索しなければならないことが主張された。本書はこの前版の各論ともいべきもので、今後、日本が豊かで安定した成熟社会を形成していく過程において、とくに課題になると考えられる雇用問題、住宅問題、将来の方向について検討している。

本書の基本スタイルは、豊富なデータを用い、それぞれの問題について現状を細く分析し、問題点を提起するという形になつており、

期展望作業「二〇〇〇年の日本」では、二十一世紀に向かうわが国の経済・社会の多様な変化を「高齢化」「国際化」「成熟化」という三

ねらいは、今後読者が雇用・住宅、教育・食糧問題を考える際のステップの役割を果たすことにあると思われる。そこで以下では、雇用・住宅・食糧問題について考える際に注意しなければならない点や、本書では取りあげ方が比較的軽いことがらを指摘してみたい。

経済審議会長期展望委員会の長

先日も、電車の中で乗客どうしで肩があたつた、身体をもたせかけたといつたつまらないことから口論になり、「ハゲ」といった中傷の言葉、「オレは若いんだから」といつた甘えの言葉のやりとりがあつたあげくに、満員電車の中で大人同志がなくなりあいのけんかをする光景に出くわした。近くにいた乗客が二人の間に入つてけんかをとめる勇気を示してくれたことが、せめてものなぐさめであつた。

読者のの中にも通勤に電車を利用しているものの、じわじわと水準を高

されている方が多いと思うが、このような経験が最近増えてきたのではないか。また、けんかとまで行かなくても、自分自身の気持ちも含め、世の中の雰囲気が近頃暗くなつたと感じることが多くなつてゐるのでないだろうか。

これも当然のことだ。わが国の経済成長率は低く、可処分所得の伸びが少いにもかかわらず、税、社会保障負担のみ増加している。

されてゐる方が多いと思うが、こ

れを理由に、経済政策の方向づけすら放棄されようとしているかに思えるなど国民の目から見て、明るい将来が開けているように思えない。

受賞したガルシア・マルケスの『百

一九八二年にノーベル文学賞を

そのなかで、もつとも大きな課題が労働力需給＝雇用問題と社会保障である。わが国の雇用関係は年功序列、終身雇用、退職一時金等の「日本型雇用慣行」を抜きにしては考えられない。この日本型雇用慣行はピラミッド型の労働力人口の構成、つまり高齢化が少なく若年者が多いということを前提として成り立っている。しかし、労働力人口の高齢化は、この慣行に大きな影響を与えるにはおかないと、労働力人口の高齢化は単に労働力需給バランスの問題だけではなく、雇用慣行の変化を通して、賃金、労働時間、労働管理等の雇用全般にかかわってくる重要な現象である。

国際化は從来から各方面で進展

つの大きな流れに整理した。

厚生省・日本大学の推計によると、日本は今後、急ピッチで欧米先進国以上の人口の高齢化をむかえることになる。二十一世紀に到達することになる高齢化社会は、わたしたちにとって未経験の事態であり、そうなる前に多くの課題に対応しなければならない。

そのなかで、もつとも大きな課題が労働力需給＝雇用問題と社会

保障である。わが国の雇用関係は年功序列、終身雇用、退職一時金等の「日本型雇用慣行」を抜きにしては考えられない。この日本型

雇用慣行はピラミッド型の労働力人口の構成、つまり高齢化が少なく若年者が多いということを前提として成り立っている。しかし、労働力人口の高齢化は、この慣行に大きな影響を与えるにはおかないと、労働力人口の高齢化は単に労働力需給バランスの問題だけではなく、雇用慣行の変化を通して、賃金、労働時間、労働管理等の雇用全般にかかわってくる重要な現象である。

百年の孤独

G・ガルシア・マルケス著

鼓直訳

新潮社／一、五〇〇円

年の孤独』ではないが、長期間続いた降雨を経験した住民は将来に対する希望をなくしてしまい、一時期の晴天についても、次の降雨の前ぶれとしか考えないような無気力な状況に陥るといつただけは何としても避けなければならない。

幸いなことに、わが国の国民は、長期間の不況の継続にいらだつたものと思われる。わが国においても、まだガルシア・マルケスの言うような無気力状態に陥っているように思えない。経済成長は低いのだが当然だ、低い方がいいのだとの有力な主張もごく一部に見られるが、国民の多くを見ると、われわれがハダで実感する景気

可能であれば経済成長は高いに越したことはない、すなわち、いいことはいいことであるとのすなおな感覚は失われていない。

しかし、ガルシア・マルケスのイメージは夢物語とは思えない。その現実性に対する共感を多くの人口から得られたからこそ、ノーベル文学賞を受賞することになつたものと思われる。わが国においても、このような無気力さが現在の国民の性僻とならないうちに、国民の明日への希望を再生させるような方策が早期に打ちれるべきである。

低迷から脱するための対応策は、積極的な公共投資、軍備増強、社会保障の充実、住宅対策の拡充、は金融政策、輸出の拡大など選択に迷うほど提出されている。

現在の厳しい財政制約の下では、いずれも難しいと考える人もいるだろう。しかし、財政的制約が課題でなかつた時代、国はあるだろ

うか。必要最小限の生活環境、産業基盤の整備のための資金すら外國から調達する必要にせまられた、我が国の戦後の経験、新興工業国の現状を思い起こすべきであるし、少なくとも、財政制約のみを理由に、やるべきことを放棄することはだけは、本末転倒であることを心に銘記すべきである。

もつとも、具体的な施策の選択に当たつても、単に国内の短期的因素のみでなく、国際的要因についての十分な考察のほか、現在のわが国経済・社会の現状とその基調の変化を踏まえた長期的な方向づけの下で、慎重かつ勇気のある選択がなされるべきであろう。

してきただが、今後長期的にみても、ますます大きな流れになっていくだろう。国際的な交流が日常一般化し、あらゆる問題を国際的視野で見る必要がでてくる。食糧問題は食糧安全保障の観点からの食糧自給問題と、国際的分業体制との調整という側面をもつており、国際的視野からの検討が必要不可欠である。本書も、一見国内問題にみえる食糧問題を国際環境のなかでとらえなおそうとしている。

日本の住宅事情は、先進国のかでもつとも悪いといわれる、本書も基本的に同じ立場をとつてゐる。たしかに、大都市圏とくに東京圏における住宅事情はひじょうに悪い。しかし、地方においてはどうであろうか。農山漁村はもちろんのこと、人口百万人以下の都市では、住宅問題は存在するのであろうか。つまり、「ウサギ小屋」に住んでいるのは大都市の人間だけではないだろうか。本書では住宅問題の地域差はあまり重視されていない。地域別にもう少し現状を分析してみる必要があるだ



東急建設(株)人事部教育・厚生課

I 東急建設の沿革

まず東急建設の社員教育について述べる前に、その背景として当社沿革について簡単に記述致します。

東急建設は、昭和四十三年東急不動産建設工業部を設立母体として創立された。設立当時のわが国経済は、神武景気を経て高度経済成長へ突入しようとする時期であり、建設業界を取りまく環境は明るいものがあり、また当社の設立

の経緯からもお分かりの通り、東急グループの開発部門としてグループ各社のバックアップにより、短期間に企業規模の拡大が図れた。毎年当社受注量の約三〇%を安定してグループ各社より受注できることは特質であろう。

なお、現在当社は関連企業として世紀東急工業・東急ブレハブ等が傘下にある。

II 社員教育の位置づけ

設立時の明るい環境のもと、年々工事量も増大し、人材の確保は必然的に経験者の確保に力点が置かれた。すなわち中途採用者の大量採用である。

高度経済成長の中で工事量を消化するためには人材を確保するという状況におかれ、社員一人一人が今までの経験を基に、まちまちな考え方、管理の仕方で日常業務を遂行するという弊害が起きた。そ

れを是正する手段として体系的社員教育の必要性がさけられた。混成集団に当社の経営理念を植えつけ、社員おののが同じ土俵の上で切磋琢磨し、愛社精神と仲間意識の涵養をめざすものである。

当社が体系的教育に取り組みだし、名実共にその基礎が確立したのが、昭和四十四年、東急田園都市線宮崎台(川崎市)に全寮制の研修所が完成し、社是「四つの指針」が

制定されてからである。以後の社員教育は現場所長・内部管理者教育をはじめ、当社の明日を担う新入社員教育を重要な柱として行なわれた。

現在当社の第一線で活躍してい

る社員は、当時この研修所で六ヶ月間寝食を共にし、会社の将来を語り合った新入社員達であり、社員教育の重要性を認識するものである。

III 当社の教育理念

当社の教育訓練の基本は、昭和四十四年に制定された次の「四つの指針」に集約される。

チームワーク

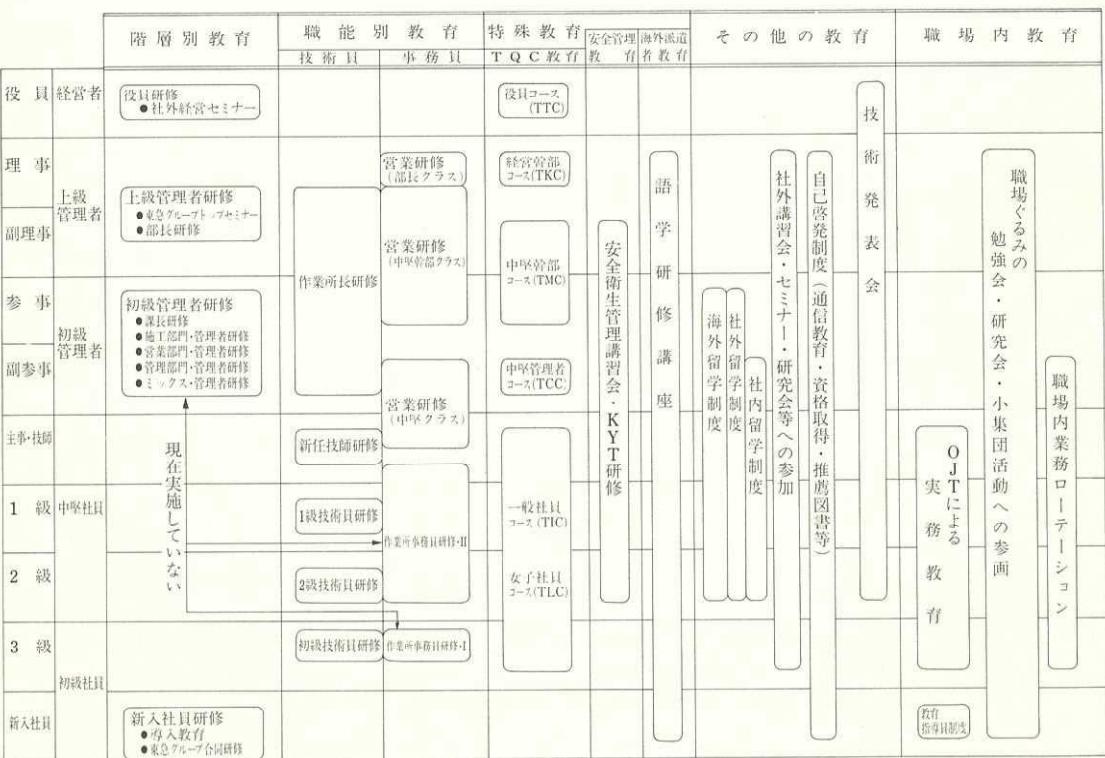
信頼の獲得

科学的管理方法の実践

技術の開発

当社の教育体系について整理す
ると下図のようになる。

IV 当社の教育体系



V 組織活動と社員教育

企業内教育においては、ただ知識を修得させるのみでは、その目的が達成できたとはいえない。自己啓発を促すとともに、会社の事業方針を理解し、積極的行動をおこす動機づけの教育でなければならぬ。

当社の教育もその目的達成のため、幾多の軌道修正を行ない、現在職能別教育を基本とし、職能教育を階層別に実施し実践的な教育訓練をめざしている。

このような考え方に基づき、具体的に教育訓練の事例を記す。

1、**営業研修**
 2、**作業所長研修**
 3、**新任技師研修**

営業研修は階層別に三つのコースより構成されている。

- 営業研修（中堅クラス）
- 営業研修（中堅幹部クラス）
- 営業研修（部長クラス）

昭和五十六年十月よりまず中堅

作業所長研修は、昭和五十五年十月より施工部門の第一線管理者

クラスより実施し、昭和五十七年十二月より中堅幹部クラス、昭和五十八年七月に部長クラスを実施し、研修としての体系化を図る。

今回はそのうち、中堅幹部クラスについて説明します。

中堅幹部クラス

理事から参事までの対象者約二六〇名です。対象者は当社の営業マンとして、若手営業マン（中堅クラス）を指揮監督するとともに、自らも第一線で営業活動を行なうという重要な使命を担っている。

二泊三日の研修は、そく実際の営業活動に生かせるよう実践的内容としている。

特にグループディスカッション（GD）は、全員が事前に営業活動上の失敗事例を準備し、原因分析及び今後の対応策について検討を行ない共有化を図る。

営業研修（中堅幹部クラス）

時日	am	8	9	10	11	12	pm	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1日目	集合	オリエンテーション 副支社長挨拶	講義 ●営業幹部の基本姿勢	昼食	講義 ●当社に於ける営業活動の問題点	講演 建設業の特質とあり方								懇親会			
2日目	起床 体操 朝食	GDの進め方	グループディスカッション	昼食	グループディスカッション ●失敗事例を中心とした体験交流及び原因分析とその対策		夕食							グループディスカッション（続き）			
3日目	起床 体操 朝食	グループ発表	講評	昼食	今後の行動計画表の作成	自己宣言	閉講の挨拶	解散									

作業所長研修

時日	am	8	9	10	11	12	pm	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1日目	集合	オリエンテーション ●建設業をとりまく社会情勢と今後の当社の事業方針	講義 ●現場管理に必要な法律知識	昼食													
2日目	起床 体操 朝食	講義 ●リーダーシップの発揮とOJTの進め方	講義 ●作業所長としての現場管理の考え方	昼食	電算センター見学 ●パソコン演習	グループディスカッション ●あなたの職場の問題点とその解決策		夕食						グループディスカッション（続き）			
3日目	起床	法話	朝食	グループ発表	昼食	グループ反省会 ●実行プログラムの作成	自己宣言 感想文	閉講の挨拶	解散								

新任技師研修

日時	am	8	9	10	11	12	pm	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1日目		集合 オリエンテーション	部長挨拶 講義 ●技師の役割	事前調査	昼 食	講義 ●原価管理について		講義 ●安全管理について		講義 ●マイコンについて			懇親会				
2日目	起床 体操 朝食	グループワーク 課題 工事説明	グループワーク ●施工計画の作成		昼 食	グループワーク (続き)							夕 食	グループワーク (続き)			
3日目	起床 体操 朝食	講義 ●実行予算作成の基本	グループワーク ●実行予算の作成		昼 食	グループワーク (続き)							夕 食	グループワーク (続き)			
4日目	起床 体操 朝食	講義 ●実行予算管理票の作り方	グループワーク ●予算管理票の作成		昼 食	グループ発表		講義 ●QCストーリー					夕 食	演習 ●QC七つ道具の使い方			
5日目	起床 体操 朝食	グループディスカッション ●見直そう自分の職場			昼 食	グループディスカッション (続き)		グループ発表	役員講話				夕 食	懇親会			
6日目	起床 ソフトボール 朝食	総括	研修を終えて		昼 食	解散											

全員を対象に、二泊三日で実施している。

作業所長が果たす役割は、施工管理に限らず種々の業務を掌握し、その管理能力の優劣が会社業績に与える影響は多大なものがある。作業所長には自らの役割の重要性を認識させ、職場におけるリーダーシップの發揮と部下育成の必要性の確認と今後の行動計画を、研修において作成している。

3、新任技師研修

当社の技師が職場で果たす役割は、たとえば作業所において作業所長を補佐し、施工管理全般にわたった技術的能力と対応が要求される。そのため新たに技師になると、職責を全うするため実務に即した知識の修得を系統立てて行うものである。

VI 東急グループとの連帯

東急グループでは、関連会社参加による各種グループ行事を実施していますが、そのうち教育訓練に関するものの中から二つ取り上げます。

1、東急グループ トップセミナー

同セミナーは、東急グループ各社の部長クラスが参加する。研修は東急グループ総帥五島昇東京急

行電鉄社長の思想に接するとともに、グループ各社の幹部が相互理解を図り、幹部社員としてグループにおける役割認識を図る。

2、東急グループ 新入社員合同研修

同研修は、グループ各社の新入社員が四泊五日のキャンプ生活を通じ、若者達の連帯と将来にわたる東急グループ各社の強い絆を培

う。その人間関係が今後長きにわたり東急グループの尊い財産として残るものである。

そのほか、企業の国際化が進む中で、東急グループは環太平洋を重点とする企業戦略のもと、人材育成を図つており、その一環として英会話研修を行つてゐる。当社も海外工事の増大に伴ない、海外

要員の育成を積極的に進めており、継続的に研修に参加している。

以上、当社は東急グループの関

連会社として、人材育成にあたつては東急グループの一員であるということ。次に現在立ち遅れている事

いう意識と連体を図つてゐる。

VII 今後の教育訓練の課題

企業における教育訓練についての課題を考えた場合、集合研修と職場教育(OJT)とに分けられ

まず集合研修について、第一に体系化された職能・階層別研修システムの確立と継続的で反復的な実施が必要である。研修に参加す

ることが特別なことではなく、当たり前なことという風土を作り出すこと。次に現在立ち遅れている事務職研修について、専門化した職能に対応した研修を、専門部署により実施することを考えたい。



グループワーク



東急グループ新入社員合同研修

人事ローテーションとリンクしたOJTの推進があげられる。人事ローテーションとの連動は、社員のモラール高揚と自己啓発の動機づけとして、人事サイドとともに考えなければならない課題と考える。

以上ここでは、特に教育訓練の面で緊急性のある問題について記述致しました。

専門学校のあり方

建設学部長 黒田秀隆

西ドイツ、ハノーバーのすぐ北、古都ツエレにボーリング専門学校(ドイツチエボアマスター・シューレ)がある。一昨年ここを訪れる機会を得、ドイツの専門学校教育の一端に接することが出来たのは有益であった。

欧洲には十五、六世紀頃からギルド制が根づき、ドイツでもマイスター(親方・雇主)、ゲゼレ(職人・熟練工)、レールリンク(見習)という身分があつた。この制度は十九世紀に入つて次第に衰微したが、西ドイツでは第二次世界大戦後の今日までも、装いを新たにし近代化してこの制度が残されている。

マイスターはそれぞれ専門の業を営む権利をもち、子弟を養成する義務を負わされていながら、その資格は国から商工会議所を通じて行われる試験の結果与えられる。マイスター(練達の士)は「ハンマーを握る黄金の確かに手」として社会的に高い評価を受けている。

ある学校の教師であるマイスターが「西ドイツの奇蹟の復興を支えたものは、アウトバーンとマイスター制度である」と語つたという。敗戦によって東西二つのドイツに分裂させられたゲルマン民族が、当時おされた国際情勢、経済的要因、社会の機構や風土といった素因があるにせよ、この言葉は勤勉で理論と実践を尊ぶドイツ人の国民性の上に築きあげたマイスター達の腕と誇りを示している。

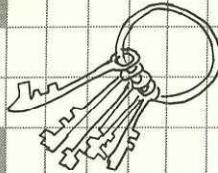
ドイツの産業革命は商人やマイスター達の血の滲む努力によって達成し得たものであつて、大学や学問の府はこれに関与しなかつたという。一方、日本では明治維新の後、西洋の知識を吸収した高専や大学の卒業生が、かつての武士に代るエリートとして、我が国の産業革命を成功に導いた。この違いが両国の風土、社会機構を背景とした教育理念の相違となつて現われているのはなかろうか。

すなわち日本では学校を選ぶ場合、どの学問、技術を選ぶかではなく、どの名門校を選ぶか、またどの企業に入るかであつて、学んだ知識・技術を生かすためにどんな分野で働くではないという風潮が強い。反面、西ドイツでは十一歳になると将来の基本的進路を決め、それによって学校の種類を選ぶことになつてゐる。職業そのものがそれぞれ独自の教養理念をもち、自分が選んだ職業に限りない愛着とプライドを持つてゐるといふ。

日本の教養主義の教育とドイツの職業教育にも充分力点をおいた教育と、何れが国民の教育として効用があるのだろうか。エレクトロニクスが発達した今日、その応用面の急速な展開に伴つて知的活動範囲が拡大した一方、その未消化な適用や生産手段への広範囲な進出が重大な社会問題を提起しつつある。これらの要素を考えると、一国の教育方針の策定が、新しく制定された専修学校制度の中でもその教育理念は多岐に分かれている。

アメリカでいう非伝統的教育=教養を高めようとする生涯教育から医療・衛生・社会福祉・服装家政・商業実務、更には最近のデザイン・写真・放送・広報宣伝やエレクトロニクスに支えられる情報処理等、幅広い分野があつて一條校の規範を超える分野と次元の知識・技術・技能の教育が盛んに行われている。とはいものの、伝統的教育方針の下で大学の補完的教育を行う技術系専門学校の存在を無視するわけにはいかない。時代や背景は大きいに異なるが、大学に対応するかつての旧高校は今や「マス」と化して、巨大な機構の中をベルトコンベヤで運ばれる大量生産の製品にすぎないと見る向きもある。将来の日本を託する足る人士の養成が、どれ程なされ得ないのであろうか。一沫の危惧を感じざるを得ない。如何に情報の世界・コンピューターの世の中であろうとも、基礎的な専門知識をしっかりと身につけ、充分な応用能力を培つた実践窮屈する技術者がこれから日本で必要なのは論をまたない。空疎な学士を大量に育てるよりは、かつての旧高専とまではゆかないまでも、応用能力のある中堅技術者の養成、西ドイツのマイスター的な思慮と素養を持った中堅技術者の養成が望まれる。

変わる国民意識



戦後日本は、食べるものにもことなく時代からスタートし、何とかして欧米先進国に追いつこうと努力してきた。

昭和三十年代には、ようやく戦後の混乱もおさまり、今度は、雨露のしのげる一戸建住宅と当時は画期的新製品であったテレビを買おうとモーレツに働きだした。

当時は、まだ外人コンプレックスが残っており、力道山が、アメリカ人レスラーを空手チョップでしとめる胸がスカッとしたものだし、何とかして外貨を獲得しようと本気に考え、高級ホテルを建てたりしていた。

高度成長の真っただ中で、世界に向けて日本の繁栄を自慢しようと、新幹線を走らせ、東京オリンピックを開催したのは、昭和三十九年のことである。今や、その東京オリンピックを知らない世代が高校を卒業しようとしている。

しかしながら最近は、よほどのがない限り、手に入らないのがないほどモノが氾濫しており、モノ離れが進行しつつある。

量から質への時代を経て、モノからサービスへの時代に入ってきた。たとえば、「昔前だと、「時計はオメガ、ロレックスが欲しい」と海外旅行をしたときなど争つて買ってきたものだが、日本でも質の高いものが安く買えるとなると外国製品を買うメリットが少なくなってしまう。また、

身の回りのモノにしても背広や靴がたくさんあつても、量の割には満足しないというようにモノに対する限界効用が遞減しはじめていなかったのではないか。

高度成長時代には、それこそカラーテレビだニューモデルカーだと言つて飛びついていたが、現在ではその時代を経験してきた者はちは、高度成長時代を通じての学習効果により、ビデオテープレコーダーが出了からといって、すぐ求めることをせず、いずれ、ベータマックスもVHSも統一されるだろうし、価格も十万円を割るだろうから、もう少し待とうと考える。マイコンにしても、そのうち

技術革新で簡単に日本語入力が可能になるだろうし、スキーの板なども、新しいモデルが出来れば旧モデルは安くなるのだから、それからでも遅くないと考えるようになつている。それだけ、モノ離れが進行してきているわけである。

前回まで、高齢化社会、雇用構造の変化をテーマとしたが、今回はわが国の経済・社会が、高度成長時代から石油ショックを経て安定成長時代に入るにしたがつて、大きく変化してきた国民意識をテーマにした用語を紹介することとする。

五十年代に入つてから、日本人のほとんどが中流意識をもつようになり、従来のがむしやらに働くといった意識が薄れ、仕事も生き

がいの一つだが、より家庭も大切にしたいといいうマイホーム主義が台頭してきた。

消費の面でも個性を強く求めるようになっており、消費生活の高度化、多様化が現われている。また、大都市指向といった考え方も見直されはじめ、四十五年以降地域社会に対する考え方の変化も見られる。

そして、もう一つ、女性の社会進出に伴う意識の変化といったことも見られる。住宅ローンの返済のため止むを得ず共稼ぎをしている者も多いが、一方で、生活費は男性の稼ぎで賄い、女性の稼ぎはもっぱらレジヤーに当



経済・社会のキーワード

(3)

てはいつた若いカップルが増えてきたのも事実であろう。

経済学で「レジヤーの経済学」という言葉があるが、これは、労働時間と賃金の関係を表わすものである。賃金が上がれば、それに

中流意識

総理府が昭和三十三年以降毎年行っている「国民生活に関する世論調査」によると、自

分の生活程度を「中の中」と回答した人は、昭和三十三年には三七%であったものが昭和四十年には五〇%に達し、昭和五十六年には五四%になっている。自分の生活程度を中だと思っている人は中の上と中の下と答えた人を合わせて九割程度になる(図-1)。

この調査は、世間一般から見て自分がどの程度の生活をしているかということであるから、中と答えた人が九割であったとしても、客観的にみて実際に九割の人、「中程度」の生活水準にあることを示すものではない。人々が世間一般から見て自分はどうかを考えるときには、他人の生活の目に見える部分、すなわち消費生活が判断の基準になる。

高度経済成長を経て、国民の生活水準は向

上し、可処分所得に占める

自由裁量所得と呼ばれるべきものの割合ばかり高くなつた。国民はこの所得を

耐久消費財、レジヤー等の似かよつた消費対象に振り

向け、いわゆる「消費の均質化」がすすんでいる。所

得水準の向上、消費の均質化は、所得階層が異なる人

々の間のライフ・スタイル

を似かよつたものにし、所

得、資産の差はその人のラ

イフ・スタイル、身なりだけでは区別できなくなつて

いる。このようなことから、

大多数の国民は自分も他人

と同じ階層に属していると

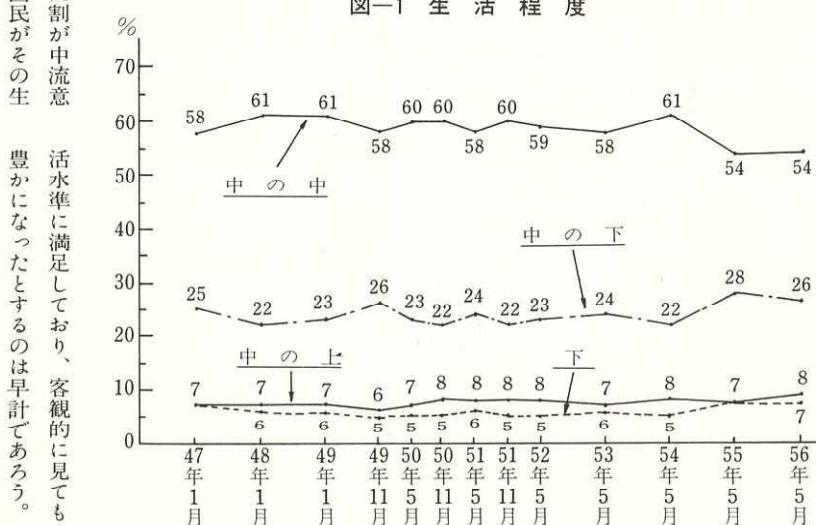
いう意識、つまり中流意識

見合った労働時間の増加は苦にしないが、賃金がある一定以上の水準にいくと労働を選択せずにレジヤーを指向するというものである。日本がこれからどのような発展をするのか

不透明な部分が多いが、国民意識は自分たち

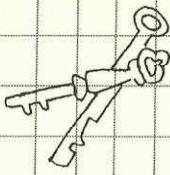
が考へている以上に大きく変化しているのかも知れない。今一度、国民意識の変化を認識し、今後の日本の経済社会を考えることは大いに意義があることではないだろうか。

図-1 生活程度



(注)「上」は毎回1%程度 国民生活に関する世論調査(昭和56年9月)

変わる国民意識



マイホーム主義

戦前における家族＝直系的拡大家族は個人に「滅私」を求める全体社会に結びつける役割を果していた。そこでは夫婦間の連帯は薄かったものの、個人の所属感は必要以上に確保されていた。

戦後においては、「滅私」して奉仕する「公」と、それを「家」の名において要求する家族から解放され、「私」の生活を守ることを第一に考える「私生活主優先」の意識が広く国民の間に浸透し、労働組合活動や大衆行動の基本理念にもなっているといえる。

また現代社会における工業化の進展と都市化の進展は、高度な管理体制、巨大組織を発生させる一方、地域・血縁共同体の崩壊をもたらし、人口の雇用労働力化と核家族化を進展させた。このような社会構造の変化により、職場や近隣社会に対する集團所属感や情緒的連帯感は次第に失われていった。

このような「私」を追究し、現代社会にお

ただ最近では、消費の均質化という現象の中で、他人と違った自分の独自の消費生活を送ろうとする意識が見られる。物が氾濫し、

マス・メディアの影響が強まる中で、人々は今までのように画一的に耐久消費財・レジャーを受け入れるのではなく、主体性をもって

選択し、個性のあるライフ・スタイルを持とうとする傾向があることは確かである。



だけ断ち切つて自閉化する意識を強めている。

また、買物、レジャーなど労働以外のすべての行動を夫婦と子どもだけでおこない、友だちのような夫婦を指向する、いわゆるニューファミリーもこの「マイホーム主義」の行動様式の一つと考えられる。

この「マイホーム主義」には、家族の一人かな家庭を志向し、その幸せを守るために、夫婦が役割を分担し、労働するとともに、外部の社会（たとえば他の家族、親族、近隣社会など）とのわざらわしいかかわりができる。

経済・社会のキーワード

(3)

表-1 「将来はせめてこの程度の生活はしたい」と考えている人

	食べるには困らない生活	家族旅行ができる生活	家族一人一室のある生活	そろった生活	家具・電気器具のひととおり	冷暖房の完備した生活	海外旅行の気楽にできる生活	乗用車のある生活	別荘のある生活	高級家具・美術品のある生活	舞踊・盆踊・音楽・音楽	家事使用人を雇える生活	耐久消費財の購入	解消とこれらの質的充実	衣・食に関する不満の解消	戦後の消費生活は、衣・食に関する不満の解消
46年	34%	30	20	14	9	6	6	5	2	1	1					
52年	43%	31	15	6	4	6	2	11	2	1	—					
54年	50%	35	14	7	4	6	2	10	2	1	1					

* 46年、52年総理府「国民生活」調査、54.9S

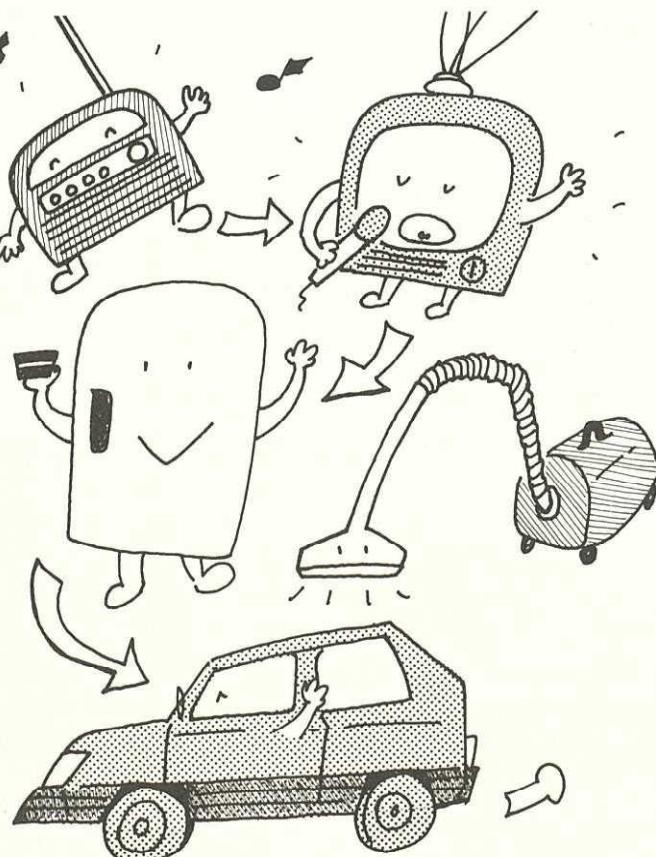
消費生活の高度化・多様化

戦後の消費生活は、衣・食に関する不満の解消とこれらの質的充実、耐久消費財の購入による生活の充実といった流れで特徴づけることができよう。高度経済成長期における耐久消費材の充実欲求の変遷をみると、時とともに、ラジオ、ミシン、テレビ、洗たく機から、電気冷蔵庫、電気掃除機さらに乗用車、

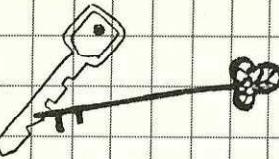
ピアノ、カラーテレビ、ガス湯わかし機へと欲求の対象が高級化していることが一般的に指摘されている。

しかし、表-1によつて、「将来はせめてこの程度の生活がしたい」と考えている内容をみると、将来の願望を尋ねられているにもかかわらず、「食べるには困らない生活」や「家族旅行が気軽にできる生活」がしたいという堅実な希望を述べる人の割合が、四十六年以

降着実に高まつてゐる。これは、各種耐久消費材が一応普及し、高度経済成長期におけるような旺盛な消費欲求がもはや生じ得ない状況にあることや、経済の安定成長への移行により説明することができよう。いずれにせよ、近時の「消費の個性化」や「モノ離れ」を一概に消費生活の高度化・多様化と言いつつてしまうことはできないのである。



変わる国民意識



地域社会に対する考え方の変化

四十年代後半以降人口移動が沈静化し、地方定住傾向が定着していることは、「建設白書」をはじめとして、多方面で分析・主張されている。これに伴い、年を追って、現在住んでいる町や地方に対しても愛着を持っているとする人の割合が増えていく(図-2)。また、仄聞するところ、団地におけるお祭りに代表されるようなコミュニティ内におけるイベントも年々盛んになっていくようである。

それでは、地域をよくするための運動への協力姿勢と人々の結束性の有無といった事項について、国民意識はどのように変化してきているであろうか。まず、地域をよくするためには「協力したい」という人は、三十年以来常に八割から九割近くいる(総理府、毎日新聞社世論調査)。しかし、図-3によれば、「お互に話し合って、この辺を住みやすくしていこうということは、何かきっかけさえあれば、すぐ話まとまって動き出せるか」との問い合わせに対しては、「なかなかそうはいかない」と答える人の割合が、三十年から五十二年の間に、三四%から六九%へと増えている。また、NHKの調査によれば、四十八年から五十三年の間に、住民の生活を脅かす公害が

発生した場合、「みんなで住民運動を起こし、問題を解決するために活動する」という人が三六%から二八%へと減り、「あまり波風をたてずに解決されることが望ましいから、しばらく事態を見守る」という人が二三%から三一%へと増えている。

図-2 居住地への愛着

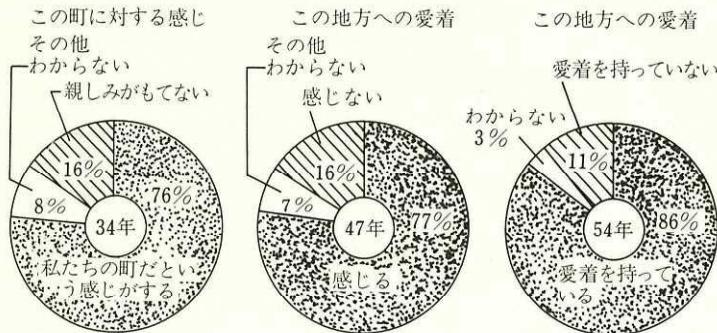
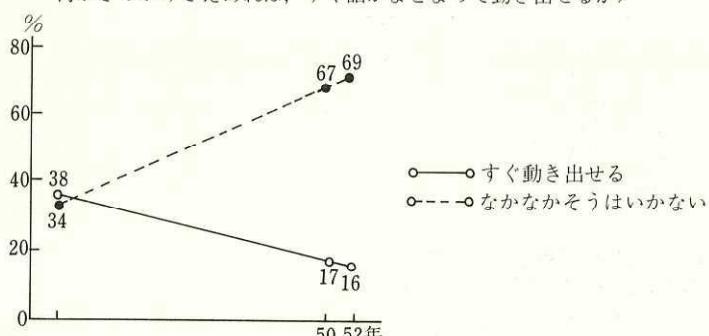


図-3 住民の結束性

〈お互いに話し合って、この辺を住みやすくしていこうということは、何かきっかけさえあれば、すぐ話まとまって動き出せるか〉



これがだけの事実から軽々しく判断することはもちろんできないが、地方定住の進展や、地域におけるイベントの興隆のみをもつて地域社会が結束力を強めつつあるとはいえないのではないか……。



図-4 年齢階層による意識

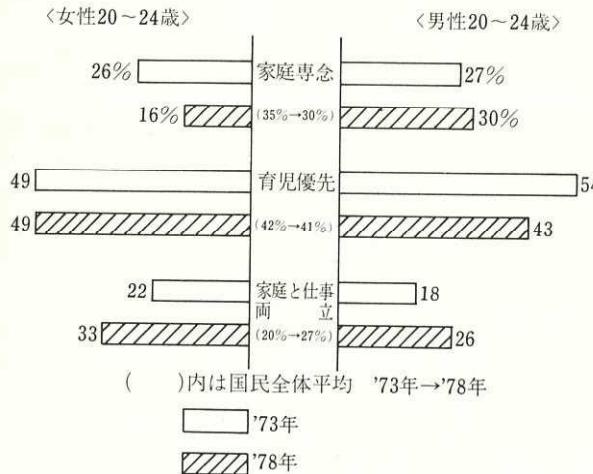
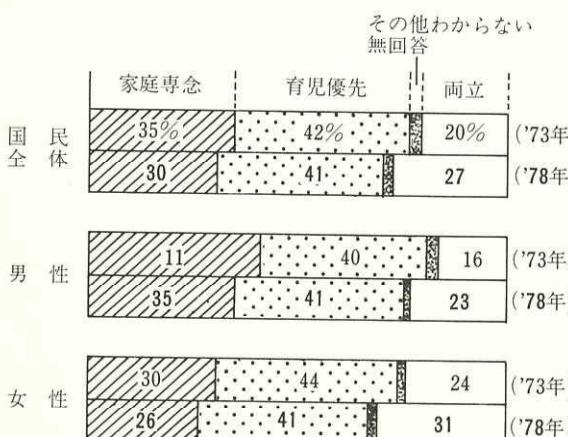


図-5 結婚した女性と職業（国民全体、男女別）



近年のわが国の経済・社会のサービス化に伴い、女性の社会進出（労働市場への参入）が著しい状況にあることは、すでに本誌二二号（一九八二年十二月）で紹介した。しかし、健康で明るい家庭生活を営むためには、女性の生理的現象からいっても、出産・育児といった仕事は回避できないことであろう。

これら社会進出と家庭内労働といった一種の相対的な労働に関する意識の変化について述べみたい。

図-4は結婚した女性が職業をもち続けることについての意識の変化を示したものである。調査時点が七十八年と若干過去のものであることを加味する必要はあるものの、五年前（七十三年）と比べると、国民全体でも男女別でも育児優先型が最も多い点に変化はないが、男女とも家庭専念型が減少し、両立型が共に7%増大している。その結果、女性では両立型が家庭専念型を上回っている。

同じ意識について女性の二つの年齢階層でみたものが図-5である。二つの階層とも育児優先型が最多である状況に変わりはない。若干層における家庭専念型の減少、両立型の増大といった傾向には、乳児一時預り所、幼稚教育施設等の活用（三世代同居の場合は、祖父母に孫の面倒をみてもらうなど）を図りながら仕事を続けたいという意識の変化が反映しているものと思われる。また高年齢層においては育児優先の減少に対しても、家庭専念型及び両立型は伸長している。この背景にはいわゆる“女性は家にいるもの”といった従米の考え方が未だ存在する一方で、子育て終了後の人生の長期化に伴う労働市場への（再）参入が著しい状況にも関連し、両立面を重視する傾向が顕著に現われているものと思われる。

女性の意識変化

べてみたい。



ペンネームの由来



針 すなお

(漫画家)

自分の本名のほかに、ペンネームや芸名を持つというのも楽しいことである。

私は中学・高校時代、のど自慢狂であった。本名でステージに立つのも少々気がひけるので、たいへいは偽名で歌を歌つたものだ。

「影山哲郎」「歌丸哲郎」の二つを、気分によって使いわけていた。両方とも本名の「高閑者 順(たかがわ・すなお)」とは似ても似つかない名前である。

当時尊敬していた歌手の藤山一郎さんの「山」と「郎」を意識してとり入れたのと、叔父の姓「歌丸」を拝借したものである。漫画家を志して上京したのが十

九歳。運よくある小さな雑誌社の編集部にもぐりこむことができた。そこで私は「東京漫画界」なるグループを結成した。毎号8ページをわれわれに編集部が提供してくれるというのだ。

メンバーは——佐賀すなお、東一郎、山田清助、谷田屯……などそうそうたる顔ぶれ？ ところがその実体は私一人。貧乏出版社では漫画を外注する予算がないので、架空の漫画家を何人もこしらえて私が代筆(?)するのである。

私はそのまま「はりもぐら」を名乗るつもりであつたが、当時先輩たちから「ふざけすぎた。ペンネーム」の声が強く、(最近ではモンキー・パンチさんなどもいるけど)泣く泣く断念して、はりもぐらの「針」に本名の「すなお」をくっつけられた。そして思ったことは、

「人間一人の力というものはたかが知れる。」

複数で力を寄せ合つて協同制作をやつたらどうだろう。

絵は私一人でもいいがほかにア

イデイアマンが欲しい。

私は新聞の読者投稿コント欄たとえば朝日の「かたえくぼ」など)の常連二人に声をかけてお会いすることにした。

「三人で漫画をやりませんか」という私の誘いに彼らも双手をあげて賛同した。

みんなでアイデイアを出し合い、一番いいものを採つて作品に仕上げよう。

積極的に各新聞・雑誌の新人漫画欄に投稿したり直接持込み(売り込み)しよう。

それには、まずペンネームを考えねばならない。

ありふれた名前ではつまらん。なかにおもしろいのはないかな。パラパラと動物図鑑をめくつていたら、「はりもぐら」なる動物がわれわれの目を止めた。

オーストラリアの山地に住むところにした。

トリオのうち一人はサラリーマンに、もう一人の岡田光雄氏は現

これこれ！ 針でチクリとさすところなんぞいかにも漫画家らしくいいではないか。

三人で一つの人格「はりもぐら」の誕生は案外かんたんであつた。

国内だけでなく、ゆくゆくは外国にも漫画を輸出して「O·H·ジヤパンのハリモグラ！」と国際的な活動を行なおう、と胸をわくわくさせたものだ。

狙いどおり当初は三者三様のアイデイアで守備範囲の広い作品ができるで投稿に売込みに、かなりの成果が上がった。

しかし、三人が生活するほどの収人にはほど遠く、残念ながら間もなく空中分解・離散という結果になる。

私はそのまま「はりもぐら」を名乗るつもりであつたが、当時先輩たちから「ふざけすぎた。ペンネーム」の声が強く、(最近ではモンキー・パンチさんなどもいるけど)泣く泣く断念して、はりもぐらの「針」に本名の「すなお」をくっつけられた。

「これこれ！ 針でチクリとさすところなんぞいかにも漫画家らしくいいではないか。

三人で一つの人格「はりもぐら」の誕生は案外かんたんであつた。

国内だけでなく、ゆくゆくは外



話の広場

在クイズ作家の第一人者として活躍されている。

結果はどうであれ、若いころの夢いっぱいの日々——それが青春というものだろう。



西 来 武 治

(医事評論家)

かかった電話が六万四千件

私たち夫婦が自宅の電話（〇四六二・三一・三〇八九）を開放して、「ダイヤルフレンド」を名乗り、医療・人生相談を始めて十二年たつた。

その間にかかった電話は六万四千件、記録の大学ノートがいま五冊目である。当初はいいかげんな電話もあつたが、現在は、私たち夫婦が自宅で、ボランティア活

動としてやつてていることがやつと理解され、自分で考えてどうしようとしなくなつて、私のところに電話してくるという真面目な、しかも深刻なケースがほとんどである。

相談の主は、四十代、五十代の主婦が圧倒的に多いが、最近の傾向として、登校拒否、家庭内暴力など、世相を反映するように、この種の相談が親からも子からもかかってくる。さらに、このごろ気になるのは、「サラリーマンの心の

方もちがうので、ケース・バイ・ケースで、「人をみて法を説け」である。

十人が十人、性格もちがい考え方ともちがうので、ケース・バイ・ケースで、「人をみて法を説け」である。

解決するのは「自分自身」

えらそうに、私が「ああしなさい、こうしなさい」というのではなく、ある種の電話相談では、そのことを経験して、一日の長のある

あの「はりもぐら的ここ」は悩みである。

とにかく多いのは、

いつしか私の中から薄れていってしまったのではないか、いかんいかん、いかんなあ——反省とあせりをおぼえる昨今である。

①上司とのトラブル——意見の相違告したり、また電話をかけるほうも、そんな答えを期待してかけてくる場合が多いが、そういう便

事の内容一やりがいがない

②同僚との葛藤——出世争い

③仕事の内容一やりがいがない

④孤立立友人関係がうまくいかない

⑤転勤に伴う悩み——家庭問題

⑥将来への不安

⑦挫折感

⑧自分忙しすぎる

⑨ミドルの疲れ

など、サラリーマンなら、だれ

でも経験するようなことを相談してくれる。

さらに、こうした悩みから生じる精神的な障害、アルコール中毒、心気症、心身症、神経症、うつ状態、分裂病と思われるケースも少くない。

たまたま、その電話をかけてきた人よりもかけられたほうが、人生経験がいくらか豊富で、その人話を聞かせてもらえば助かるといふのかもしれない。しかし、それでは電話相談といえないと私は思っている。

電話相談にみる「救い」とは、かけたほうが救われるのではなく、かけたほうも、かけられたほうも、共に救われ、そして、共に成長することである。

すでに成長した人が、成長途上の人には何かを与えるのではなく、一緒にになって、生きることの意味、生きる目的、生きざまを自分の問

電話相談にみる 悩めるサラリーマンたち

どうつかむ問題解決の道

たらよい」とアドバイスしたり、忠告したり、また電話をかけるほうも、そんな答えを期待してかけてくる場合が多いが、そういう便

意的な相談相手になるのは、真の意味の電話相談ではないというの

が私の持論である。

電話をとおして、人が人を救うなどという大それたことはできない。

たまたま、その電話をかけてきた人よりもかけられたほうが、人生経験がいくらか豊富で、その人話を聞かせてもらえば助かるといふのかもしれない。しかし、それでは電話相談といえないと私は思っている。

電話相談にみる「救い」とは、かけたほうが救われるのではなく、かけたほうも、かけられたほうも、共に救われ、そして、共に成長することである。

すでに成長した人が、成長途上

の人には何かを与えるのではなく、一緒にになって、生きることの意味、生きる目的、生きざまを自分の問



題としてつかんでいくことである。

人間が悩みに遭遇したとき、いちはん求めるのは、一緒にそばにあって、その困難や苦悩を聞いてくれる人ではないだろうか。そして、その困難や苦悩に打ちひしがれている人を、ありのままに受けとめてくれて、そのやるせない思い、どうしようもない心を共に感じてくれる人である。

それによつて、その電話をかけた人は、自分の困難や苦悩を自ら背負い、あるいは克服していく力を自分の中に見い出していくのである。

かけられた私が、その人に代わつて、その問題を担つてあげたり、その問題解決のために奔走するというのではない。一見、それは冷たい仕打ちで、何のための電話相談と思われるかもしれないが、相談をしてきた人と、共に感ずることによつて、その人は自分のいまおかれている状況について理解を深め、自らそれに立ち向かつていくことができる——というのが、電話相談の意義であると、私は理解している。

たとえば、上司とのトラブルにしても、みんなわいのは、そのになつてはいる。その被害者意識が、愚痴になつたり、ぼやきになつた上司のせいにして、自分は被害者になりして、本当の意味の問題解決に立ち向かつていらない。解決してくれるのは、まわりの人で、自分ではないと思っているところに根本的な間違いがある。そのことに気づけば、昨今の自分とはまつたくちがう『今日の私』をそこに発見することができるだろう。

ただ「いやだ、いやだ」と思つたり、何とかして逃れたいと思うのは、逃れることではなく、仏教でいう『執着』、執われているだけで問題解決にはならない。

心の疲れには運動を

職場のトラブル→ストレス→ノイローゼ→不眠→欠勤

というのが、よくあるパターンだが、解決法はただ一つ。体のこども、心のことも気にして、忘れるごとにした瞬間、克服できだらない。あるがままにまかせること。

「出家とその弟子」の著者倉田百

●二十一世紀は、バラ色の社会だとオフコン・マニアは言つた!?

★人間に一定の運動をさせたあと、ひとつのグループは緑地で休憩させ、もうひとつのグループはそうでない場所で休ませた。すると、緑地で休んでいたグループのほうが、疲労回復が早かつたという調査がある。

★ところが同じ緑色でも、オフコンのディスプレーを長く見つづけていると、白いものがピンクに見えることがあるらしい。OAの普及で、事務職の女子社員は目の前がまつくるになるかもしれないという話もあるし、音声応答システムは合成された声で白けるなど、コンピューターの話題は、このところとてもカラフルだ。

★まさか、それを解決するために『みどりの党』が生まれたわけではなさそうだが、このピンク現象はアメリカでも起きているというから、ひょっとしたら先進諸国の未来は、おしなべてバラ色なのかもしれない。科学の神さまも、なかなか偶話好きのようである。

三も不眠の苦しみに悩んだ一人だが、その不眠も「もう不眠症で死

んでもよい、なるようしかならぬのだから、眠れても眠れなく

精神的疲れは運動、肉体的疲れ

もよいが、夜のうさばらしよりも、心のことも気にして、朝五分間の体操のほうがほど健康的である。

精神的疲れは運動、肉体的疲れは睡眠というのが疲労回復の原則なのだから、精神的疲れを眠つておこう。

本書は、その表題通り「水」について、かなり広い範囲からのアプローチを行っている。それは、本書が一般読者に「水の開発や利用について、とくに水と人間をめぐる複雑ではあるが興味深い対話や葛藤の実態」を知らせ、「水についてより深い関心を持つ」つてもうことを目的としているからである。そのため、本書のテーマは「主として水資源の觀点から、水の成り立ち、存在、開発、利用についての基礎知識、重要な現代的課題、それらを理解するための視点」の紹介をするということになる。

この結果、内容からいえば、一面や水工学的性格をもつことにもなつたが、あくまで一般読者を対象としているため、手軽さ、分かりやすさ、親しみやすさに、かなり苦心している。たとえば本書の各項目（全三巻で各巻平均二百三十八ページ、四十三項目）は細分化され、一つの小テーマがすぐ読み終えられるようになつてゐるし、技術的事柄は、できる限りかみ碎いて説明されている。ま

『水のはなし』 (I・II・III)

高橋 裕 編

技報堂出版

各巻1,500円



「水」のことを分かりやすく教えてくれる本

いる第二の視点は、「行政」的視点である。とくに「水資源」に関するテーマにおいては、現代のさまざまな行政的問題点、課題などが生々形で出されている。以上二点が、本書の特徴といえ

た各項目のテーマの中には、読者がなかなか楽しめるものが差しはさまれている。これが一つの特徴である。本書のもう一つの特徴は、その視点にある。「技術」的視点はいうまでもないが、本書を構成して

いる。第一巻は、全三巻中もつともバラエティに富んでいる。その主テーマは「川」であり、日本の河川の特色や現代の治水方式、さらにダムなどの各テーマにより構成されている。特に治水について言えば、今まで主流を占めていた「高い堤防」に頼る洪水処理方法が、経済性、安全性などの点で現在、検討を迫られている点について触れ、ダム、遊水池、放水路など多様な洪水処理方法を組合せた総合的な治水方式に転換されるべきことを力説している。その他本巻には、「お茶の水」の由来、「ノアの洪水と氷河」といったなかなか楽しめる「水のはなし」も集められている。

さて、以上各巻の内容をたいへん簡単に紹介してきたが、本書は全体で百二十七項目もあり、ここでは紹介できなかつたおもしろい「水のはなし」がたくさんある。

本書は前に述べたように一般読者を対象としているが、「水」の専門家にとつても得るところが十分にある。そして通勤電車のなかでも気楽に読める本である。

第二巻の主テーマは「上水」と「下水」である。前半は、上水に関する基本的事項のほかに、渴水、漏水および水道水の安全性などに関する上水のさまざまな問題点が記されている。また後半は、下水処理等に関する基礎知識が得られるようになっている。

さて最後に読者の方にクイズを一つ。「聖牛」とは何でしょうか。「インドの牛」と答える方があるかもしれません、そうではありません。くわしくは本書を読んでその奇妙な名前の正体を確かめて下さい。



▲白井、西白井地区には、中高層住宅が建ち並び、
もう22,000人が住んでいる。



▲千葉ニュータウンでは、いま中央を貫く百米幹線
道路の建設が急ピッチで進められている。

森と湖の田園都市 千葉ニュータウン をみる



東京の東、千葉の北総台地に、いま巨大な街づくりがすすめられている。千葉県企業庁と住宅・都市整備公団が共同で開発している「千葉ニュータウン」だ。

その規模の大きさは、東京都と同公団が開発している「多摩ニュータウン」と肩をならべる日本最大級である。だが、どういうわけか、その存在は「多摩」ほどには知られていない。早春の一日、現地を訪れた。

のどかな田園地帯

千葉ニュータウンは東京都心から車で約一時間、意外と近い。東関東自動車道を千葉北インターで下り、国道十六号線をしばらく走つて千葉・竜ヶ崎線に入ると、もうすぐニュータウンの中心部だ。

「中心部」とはいつても、いまは千葉県と同公団の事務局の建物がポンとあるほかは、なにもない。ぼうぼうと広がる大平原だけである。

だが、ここから西へ四十五^{キロ}の地域は開発がすすみ、すでに二万人が住んでいる。さて、千葉ニュータウン計画は船橋市、白井町、印西町、印旛（いんば）村、本塙（もとの）村の、一市二町二村にまたがる二九一三haの広大な地域に三十四万人のマンモスタウンをつくる計画である。

その広さは数字をならべただけでは分りにくいか、東京山手線の内側の半分を想像していただこう。

日本最大の多摩ニュータウンが三〇〇〇ha、三十三万人の計画だから、千葉ニュータウンはこれと一、二を争う大きさである。

その計画区域を空からみれば、東西に長く延びたトカゲの形に見えるに違いない。頭からシップまで距離は十七^{キロ}、これは東京・有楽町から川崎までの距離である。

都心からは二五一四〇^{キロ}圏にあり、ちょうど西の多摩ニュータウンと等距離にある。千葉市からは北へ二〇^{キロ}。

この辺一帯は「北総台地」と呼ばれる。だが、「台地」とはいえ、標高二〇一三〇^{メートル}の低い平地である。スギ、マツなどの森と畑がたんたんと広がっていて、土地の起伏がほとんどない。要するに、関東平野のまん中である。

そしてニュータウンの北には手賀沼が、また東南には印旛沼が満々と水をたたえている。利根川も近い。森と湖にかこまれたのどかな田園地帯である。

だが、この地域は、東京からの直線距離は近いにもかかわらず、開発がきわめて遅れていた。それは都心からの交通不便のせいだった。あるいは、東京の人は神奈川や中央線方面に住むことを好み、北東の茨城・千葉方面を「鬼門」として敬遠するふしぎな習性もはたらいていたの

一時は「立ち往生の大団地」

いざれにせよ、開発の遅れたこの地方を、マソス団地として再開発しようという考え方が起つた。それは先ず、千葉県庁からであった。

昭和四十年代のはじめごろ、千葉県は稻毛、検見川など海浜地区のニュータウンの建設に成功し、その技術に自信をもつた。

従つて、その技術を内陸部でも生かすことはできないかと考え、未開発のままとり残されていた北総台地に目をつけた。「海から山へ——」である。

昭和四十三年四月、県庁内に「北総開発局」

が新設され、用地買収にのりだした。

印旛、本墾の両村は自ら県に働きかけて計画に参加しただけあって、その用地買収は順調だつたが、その反対に、白井、印西の両町内では難航した。

そこでは「反対同盟」がつくられ、ムシロバ

タを立てて、百数十人が県庁に押しかけたこともあつた。「農地を全部とられる。いまさらサラリーマンにもなれない」という不安と、買収価格への不満が入り混じっていた。

これに対し県は、地権者たちに代替地の提供や転業のあつせんなどを申し入れて説得し、用



白井地区には、中高層住宅がビッシリと。



千葉ニュータウンでは商店街がちょっと足りない。

地のほぼ半分の買収に成功。四十五年三月、早くも造成工事に着手した。
だが、ニュータウン計画の発表とともに地価がみるみる上昇し、これが後のちまでも計画の進展に水をさすことになる。

五十年九月、宅地開発公団（住宅公団と統合、現在、住宅・都市整備公団）が千葉県に「二ユータウン計画に相乗りさせてほしい」と申し

同公団はその一年まえに新設されたばかり。
その初仕事として千葉ニュータウンに取り組みたいというのである。

そのころ千葉県はあまりにも大きすぎたこの計画をいささか持て余し気味で、計画の縮少さえ考えていた。

第一に、用地買収は七〇%あたりで行き詰ま

つた。最初のころの買収価格は坪（三・三平方メートル）四千円ないし五千円だったが、たちまち地価が上昇し、この値段で売ってくれる地主はないなくなつた。

といつて、すでに安く売つてくれた地主の手前もあつて、これ以上の価格を示すわけにもいかない。

第二に、県の財政が逼迫（ひっぱく）し、ニュータウンに新設するはずの県営鉄道のメドもたたなくなつた。造成した宅地や公園、野球場

などは草ぼうぼうで、「立ち往生の大団地」と、新聞などでたたかれていた。

したがつて、千葉県は公団の申し入れを了承し、五十三年二月から共同で開発することになつた。

ニュータウンの青写真

さて、千葉ニュータウンの青写真のあらまし

を紹介することにしよう。

ここの大自慢は幅百メートルの中央幹線道路である。これがトカゲの形のニュータウンの頭からシップまで、背骨のように東西に貫く。将来は成田空港までつながる構想である。

百メートル道路のまん中を高速鉄道が走る。その鉄道の両側を高速自動車道が走る。さらに一般道路も走る。これは他のニュータウンにはみられない珍しい設計である。

この百メートル道路はいま建設のまつ最中で、森や畑を切り開いた荒削りの道路が延々と伸びている。駅舎も建設中である。すでに鉄道車輛は発注すみで、今年中にはレールも敷かれ、試運転もはじまる予定である。

ニュータウンの中にはこの鉄道の駅が八つ設けられ、各駅圈を中心とした町づくりが行なわれる。

一つの駅圈には二つ、ないし九つの「住区」がつくられる。「住区」とは一小学校区を一単位とする考え方で、人口でいえば約七千人ぐらいのまとまりである。ニュータウンには全部で四十一の住区がつくられる。

各駅圈の中心地、つまり駅の近くにはショッピングセンターや公共施設が集まり、中・高層の住宅が配置される。駅から離れたところには一戸建て住宅をつくり、静かな住宅街にする。

「みどりの空間」もたっぷりとする。全面積の約一五%の四三三haが公園・緑地で、その中には



白井地区では、子どもたちが楽しそうにブランコ遊び

一般公園七つ、近隣公園三十七、児童公園百三十四がつくられ、中でも中央駅一帯は百haの大公園になる。

これらの公園・緑地は、ニュータウンの二キロほど北にある手賀沼と、三キロほど東南にある印旛沼と一緒に一体となるように配置され、緑道で結んで体系化される。森の中の小径を散策すると大きな沼に出る——「森と湖の田園都市」といわれるゆえんだ。

もう一つ珍しいのは、調節池が十六カ所もつくること。これもオープンスペースとして大きな役割を果すことになる。

これは雨水が一挙に流出しないよう、一たんここに貯えたのち、流量を調節して印旛沼と手賀沼に放流するもので、ここでボート遊びをしたり、魚つりを楽しんだりできるよう計画することだけたくさん池がつくられることによつて、ニュータウンの風致は一段と向上する。

このほかの施設としては、小学校四十一、中学校二十二、高校十五、幼稚園七十九が計画され、すでに小学校四、中学三ヶオープンしている。医療施設として、ニュータウンの中央に総合病院を、一、二、七駅間に地区病院を計画し、すでに白井地区の中央病院ができる。官公署、銀行、ショッピングセンターなどは各所に配置される。

このように、いろいろな施設が十分につくられ、快適なニュータウンが出来るはずだが、こ

が新設される計画がある。

第一は、千葉県などが出資して設立した北総

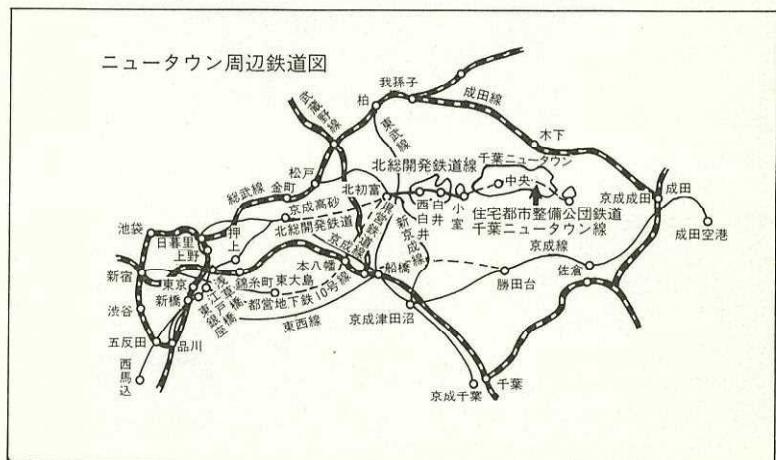
この生命はなんといつても“足”である。交通不便なばかりに開発が遅れた地域だから、足の便がよくならないかぎり、どんなに立派なニュータウンができても、それは“陸の孤島”になつてしまふ。

では、交通はどうなるか？ 三つの鉄道路線

開発鉄道（株）が京成電鉄高砂駅からニュータウン内の小室まで二〇%を開発する計画。

第二は、住宅・都市整備公団が小室からニュータウンの中を東西に貫いて印旛松虫まで十二・五キロを開発する計画。

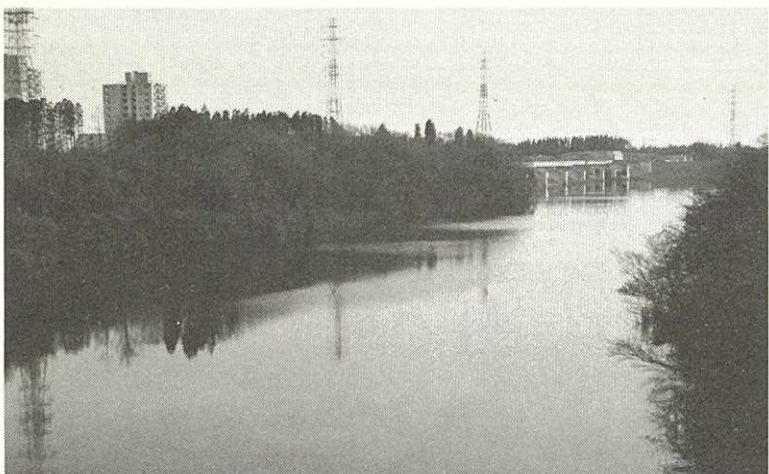
第三は、千葉県が小室から本八幡まで十一・四キロを開発し、将来、本八幡まで延びてくるはずの東京都営地下鉄十号線と結びつける計画。



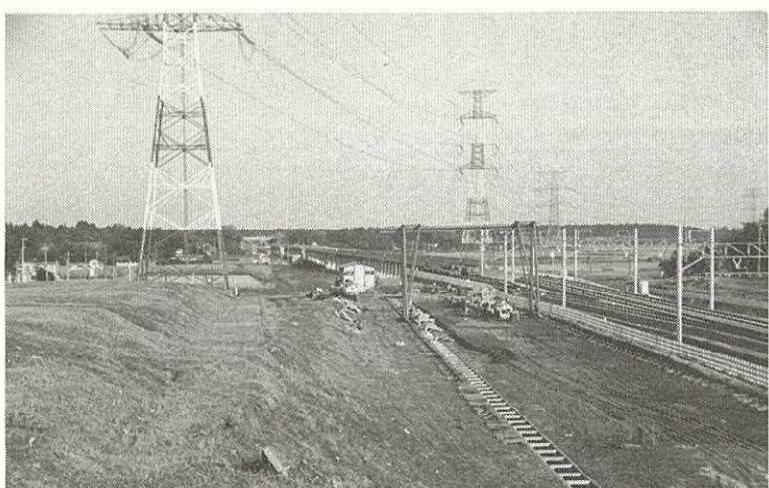
白井地区には中央病院もできた。

このうち第三の計画は千葉県の財政事情もあつて、まだはつきりしないが、第一の計画はその一部（小室—北初富七・九^ヨ）が五十四年三月開通引き続き工事中である。また第二の計画も百メートル幹線道路と一緒に工事中であることは前述のとおりである。

さて、北総鉄道の一部開通とともに、千葉ニュータウンへの入居がはじまつた。五十四年三月で、着工いらい九年ぶりである。



千葉ニュータウンには調節池が16カ所もつくられ、これが景観を引き立たせる。



千葉ニュータウン自慢の百米道路では、公団の鉄道建設もすすんでいる。

第一陣の入居者は千八百世帯、六一七十八倍の高い倍率を突破した人びとだった。ほとんど東京のサラリーマンで、開業早々の北総鉄道と新京成電鉄で常磐線松戸にてて、都心に向う。通勤時間は一時間弱、いまの首都圏としては、まずますであろう。

だがもし、将来、計画中の鉄道がすべて完成すれば、都心へ四十五分前後で直結されることになり、千葉ニュータウンはにわかに脚光をあ

宅街を形成しつつある。

学校、幼稚園などのほか役場、郵便局、銀行の支店、病院なども整備されている。ただ商店が少く、買物は不便のようだ。だが、スーパーのに入る大きなビルが建設されつつあるから、その不便も間もなく解消するだろう。

千葉ニュータウンは千葉県が開発にとりくみはじめてから今年で十五年。三十四万人の計画のうち、いまようやく二万人が入居したところである。

すべての計画が完成するのはさらに十一年先の六十八年度の予定で、なんとも息の長い街づくりである。

その完成のころは二十一世紀の息吹のきこえころである。人びとの価値観や生活様式は今後も変化することだろう。そのような変化を織り込みながら、千葉ニュータウンを、新しい時代の人間生活に適した立派な街につくり上げてほしいと思う。

びることになるだろう。それまでは少々不便でも、いまの松戸経由でがまんするほかはない。

開発の早くすんだ西白井、白井、小室地区には、いま二万二千二百人（六千二百戸）が入居している。千葉県営住宅と同住宅供給公社、それに住宅・都市整備公団の賃貸あり、分譲あり、高層あり、一戸建てあり、である。

もう四年もたつた庭木は成長し、落着いた住宅街を形成しつつある。

街づくりを考える

第19回

引佐町（静岡県）

元引佐町農協
生産部長

財地域開発研究所
研究計画部長

野沢昌郎

老莊思想を源泉として

松村 もう五年ほど前になりますが、ジュリス
トが「全国まちづくり集覧」という特集をした
ことがありました。そのなかの「銀葉アカシア
の村」という野沢さんの文章を読ませていただき
たのですが、大変ユニークな街づくりとい
ますか、村づくりをなされておられます。

今日は、まずそのユニークさがどこから出て
きたのか、そのところから、お話を伺えたら
と思います。

野沢 おやじが、昔、農会の技手をやっており
ました関係で、私は幼いころ、おやじに連れら
れて、村を回り、山を歩き、農業の話を聞き、
家畜の世話をしたりするのを見ながら育つてき
ました。そんなおやじの仕事ぶりを見て、私は
楽しく思つたし、生き生きする感じを覚えたの
は確かです。

野沢 そうです。終戦の年の九月のことでした。
何か真剣に考えて満州に渡ったんですね。今思
えば、おやじが、日本で、そして満州で農村生

活のために命を賭けたのは、農業で生きる農村、
農業の繁栄であり、また農業生産による豊かな
村づくりだったのだと思います。

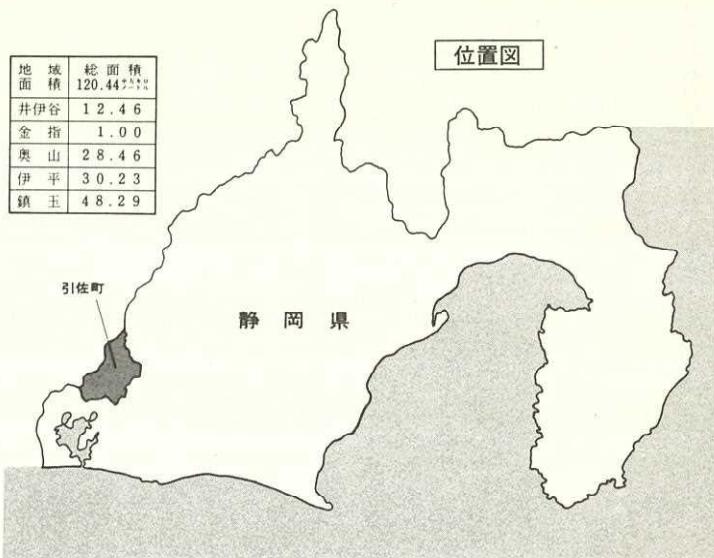
松村 野沢さんが中国思想に興味を持たれたの
は、どういういきさつからでしょうか。

野沢 中国思想、そうですねえ、結局なぜそ
なものに入つていったのか、どういうところで
気が付いたのか分らないわけですが、十七、八
才の時に、武道の学校が好きだったもんで、漢
文を勉強せにやいかんで、それにくつづいて
いるうちに孔子を知るようになって、儒教に入
つていったわけです。

でも、何かどこか自分に納得できないものが
残る。そうしているうちに、老莊思想に入つて
いったわけです。で、それに、こつてしまつた、
いや、取り付かれたと言つた方がいいですね。

その後、おやじは、私が小学生の頃でした
開拓団として満州へいき、自分の理想とする農
業をうち立てようとしました。しかし、もう、
これで立派に出来上つたとたんに、終
戦になってしまった。なにしろ満州の黒竜江省
の奥の方でしたから、ソ連軍がすぐ入つてきた。
それで、おやじ、サムライ型の人だつたもん、
割腹自殺してしまつたわけです。

位置図



松村 村づくりということでは、どうつながってるのでしょうか。

野沢 荒神様とか道祖神なんていうのは、村をつくっていった一番元になるものなのですが、これらも老莊思想から入るんですね。村づくりの元なんです。

一口では言えませんが、一番の原点をさぐつていくと老莊思想にいきついてしまう。

松村 野沢さんは、日本文化を語る時に「ひらがな之心」ということを言われますが、これはどういう意味ですか。

野沢 日本の場合には寄り合い所帯なんですね。日常生活の中で育てられてきたもの、そういうものは、いろいろと混沌とした流れのなかで受けとめて、それを噛みくだいているうちに一つのものになってくる。そういう感じなんですね。西洋みたいに最初からきちんとした原理があるわけではなくて、噛みくだいているうちに流れが出て来るわけです。つまり、それだけ柔らかさがあるというか、柔軟な姿勢がある。それで、「ひらがな之心」という考え方になつたんです。

いろいろと追求していくと、日本の神道にし

ても、道にしても、老莊思想がないと説明できないものが、たくさん出てきてしまうわけです。例えば、家内安全を願うお札(ふだ)だと、つまり、自分の願い事をかなえてくれるという考え方なんかは、全部老莊思想から入つてくるわけです。

日本人は、上から流れてくるものは、割合と簡単に受け入れてしまう。しかし、いろいろとやっているうちに、どうも納得の出来ないことが出てくる。するとそれに反発して、その後でちゃんと受け入れるんですね。ですから、ほんとうに分つてくるわけです。

明治時代の日本人の生き方にとっても、また蘭学や仏教、儒教のとり入れ方にとっても、そういう何か一つのパターンがあります。そのパターンと、日本人の底に流れているもの、それらは、どこで合流するのだろうか。そういう観点から村を考えいくと、村がどういうふうに出来上がってきたのかを追求していくと、どうしても老莊思想がないと説明できないんです。

緯度農業論に基づいた 自然植生栽培法

松村 以前、栃木県の栗野町の商工会議所のかたから、どこか視察に行くのにいい所はないか、という相談を受けまして、実は私、引佐町を紹介させていただきました。視察が終った後で、そのかたが「実にすばらしい農業を引佐町はやつている」と、大変驚くと同時に、うらやましがつておられました。

これは、もう言うまでもありませんが、引佐町と言えば、花木の産地であり自然植生栽培法で大変有名ですが、少し詳しくお話をいただけないでしょうか。

野沢 自然植生のお話をする前に、「緯度」(土地柄)について説明をしておくことが必要かもしません。

日本は小さな国だと言われます。たしかに面積の上からは、世界の国々のおよそ中あたりの小さな国ですが、土地柄から見れば大きな国な



野沢昌郎氏

のです。

その理由を考えると、二つの特徴があげられます。第一は、日本が南北つまり緯度の方に向にそつて大変長く伸びた孤状の島国だということです。第二は、山地が国土の大半を占めているため、変化に富んだ気候をつくりだしているという事実です。日本は、緯度にして二三度、約三千キロにおよぶ領域を持つていて、日本の何十倍もの面積を持つていてアメリカなどと比べても、南北の広がりという点では、同じ程度の土地柄を持っているということです。

ですから、日本という国の特異な農業的事実をしつかりと見つめて、宝を掘り起こすべきだと思つわけです。農業にとっては、気候の変化をうまく利用して、適地適作をおこなうことが非常に重要なわけです。

例えば、気象温度にしても、たんに平均値だけを知つても何にもならないわけで、限界値が大変強くはたらきます。ミカンを考えてみますと、年平均気温だけではなくて、冬の低温に左右されるわけで、マイナス五度が続けば枯死し

国土の南北の広がりと面積



米国=北緯 $25^{\circ} \sim 49^{\circ}$ ・西独=北緯 $48^{\circ} \sim 53^{\circ}$ ・日本=北緯 $24^{\circ} \sim 45^{\circ} 30'$

ば、作物も、あまり手間をかけずに生き生きと成育します。これがまさに農業環境だと思うんです。無理して作るより、自然に出来るものを、土地柄から、そして作物柄から学ぶべきですね。農業環境を丹念に調べてゆけば、部落ごとに、稜線ごとに、田畠の土地柄が違うことがわかつてきますし、また、食べどき、売りどきの違いまでわかつてきます。農業の勝負は、こういうことの発掘ではなかつたかと思うわけです。

引佐町の、ミカン地帯別出荷の成果もそこにありますし、花木、枝物栽培のヒントもそこにありました。まさに、これが自然植生栽培法と呼ばれているものです。

松村 引佐町では、それこそ段々畑ふうに、山肌に極めて多くの種類の木々が植えてあります。実際に驚きました。

野沢 南部はミカン、北部は茶の産地ですが、"むら"全体にわたって花木、枝物が散在して植えられています。北部のキンポウ、南部地帯のユーカリ、銀葉アカシアなどのできぐあいを調べれば、自然植生の区分が実にはつきりしています。

これらは花木、枝物は、オーストラリアが原産地ですが、立派に導入されて育成され、引佐の宝となっています。たしかに北半球と南半球の違いはあっても、農業緯度の面から考えれば導入できないはずはないわけです。なんといつても重要なことは、導入植物のすみ場所の発掘

松村 まさにコロンブスの卵で、言われてみるとあたりまえの事実ですが、日本の農政のなかでは、なかなか理解されていないようですね。農業のことは、誰もが分っているようで、実は本当に分っていないことが、あまりにも多い。

野沢 その通りです。

気候、風土にもつとも適した作物を栽培すれ

と同時に、使い分けの努力でしょうね。

松村 実際には、植物を導入する場合、どうするわけですか。

野沢 植生を類推するわけです。そして相似のなかに相異を見い出すように努力します。

土地柄に合った作目で、小さな田畠を大きく使い分ける農業経営こそ、日本農業本来の姿だと私は思いますね。事実、このような花木、枝物は、おじいちゃん、おばあちゃん、そして子供でもできるわけで、引佐町では、東京方面に七割、大阪方面に三割を出荷して、かなりの収



引佐町では段々畑ふうに多くの種類の木が植えてある。

入をあげています。

女性型農法と男性型農法

松村 今、日本の農業は大きな転換点に来ています。その点で、野沢さんはいくつものユニークな発想をお持ちのようですが、その一つとして、女性型と男性型という二つに農法を分けておられます。

野沢 欧米型の農法と日本型の農法は、まったく違うということを、まず理解しなくてはいけません。

欧米では、土地を耕せば直ちにそれが農地となります。また休耕は即、地力の回復を意味します。しかし、日本の土地柄では、少しでも土地に手を抜けば元も子も無くなってしまうし、休耕は荒廃を約束する土地柄なんです。

つまり、日本の農業は、土地の生産性は高いけれども労働生産性が低いと言われます。その理由は、欧米の農業は、畑に種子をまけば、後は収穫まで作業なしでいい土地柄なのですが、日本の農業は、種まきから収穫までの間に、中耕除草、追肥、病害虫防除というように、手を抜くわけにはいかないわけです。手を抜けば収穫皆無となってしまいます。日本の農業のように手間のかかる農業は世界に類がないのです。

ですから私は、このように手間のかかる日本型の農業を女性型農法と呼んでいます。つまり、

農業 자체が手法型であって、赤ちゃんの育成に手が離せないように、世話をしなかつたら、雑草に負け、病気に負けて、何一つ実りを得ることが出来なくなってしまう。日本の農業は園芸だとよく言われますが、それは、丹念さ、こまかさという室内手法にあるからなんです。

私は、このような日本の女性型農法の対極にあるものとして、欧米型の農業を男性型農法と呼んでいます。

松村 そうしますと、日本農業の問題点はどういうことになりますか。

野沢 農政の基本は、農民、農家の立場に立てこそ、本米の意味あるものになるはずなのに、ものまね生産近代化論、つまり欧米の男性型農法を日本にそのまま持ちこんでしまった。これが最大の問題です。高能率、高所得という目的のために、装置化、システム化をやつてみたところで、工業生産ならともかく、農業生産にはまったくナンセンスなんです。

農村のよさを忘れ、都会のまねをして、農村、農家の持っている山の幸、里の幸を放棄してしまっている。プロパンガスを使いながら、薪の处置に困っている農家に誰がしてしまったのか。都会の人と同じ生活をしようとすれば、都會資本に負けてしまい、みずからを破壊してしまうことになります。

松村 農業の国際分業論については、どうお考えですか。

野沢 それくらい危険なものはないですね。食料の国際分業ほどムシのよい話はないですよ。

日本は経済がよくなつたので、なんでもお金で買えると錯覚してしまつた。そして農業のなかで、自分でつくる工夫、創造する精神をなくしてしまつた。これくらい恐ろしいことはない。

これからは、忘れられている自然循環の成長の論理にたちかえることが必要です。そしてもう一つは、農家が喜んで農産物を作り、自らの市場に、手ごろな形で出荷が出来、自らの手段で、取引き出来る仕組みを確立することです。農産物が自給循環再生産できない農業なんて片輪ですよ。

そして、日本の農家の生活をよくするには、先ほども言いましたが、まず土地柄を生かすこと、この土地柄の多様性を作目柄で生かす。最後に作目柄を生かすには、人柄が必要です。日本の農業にとって最も重要な課題は、これら三つの創造教育活動でしょうね。

新しい村づくりを求めて

松村 これから農業を考えるにあたつて、野沢さんの言われる「ふろしき型発想」というのは興味深いですね。

野沢 私が農業に必要な発想として、ふろしき型と言っているのは、「カバン型」との対比で言つてゐるわけです。

そして、日本の農家の生活をよくするには、先ほども言いましたが、まず土地柄を生かすこと、この土地柄の多様性を作目柄で生かす。最後に作目柄を生かすには、人柄が必要です。日本の農業にとって最も重要な課題は、これら三つの創造教育活動でしょうね。

カバン型というのは、工業技術を考えてくださいわかりやすいと思います。つまり工業技術の場合、技術の適用目的が集約化、普遍化、特化されています。そして技術をどのように適用するかは専門の人間集団が決めるので、計画的で、画一的で、巨大化しやすく、多くの人々の手に負えないものとなってしまう。

しかし農業の場合には、工業のように自然や人間を抜きにした発想には立てないです。農業技術を考えた場合、それは、使う人間の身近にあるという手ごたえが必要なんです。つまり子供からお年寄りまで誰にでも使い易く、使うのに多くのエネルギーや資源を消費したり、廃棄物を発生しないこと、小型で軽量で人力で持ち運びができること、安全で熟練を要しないこと、こういった多様な目的に対応できる条件

が必要なんです。ですから、これをふろしき型と名づけたわけです。

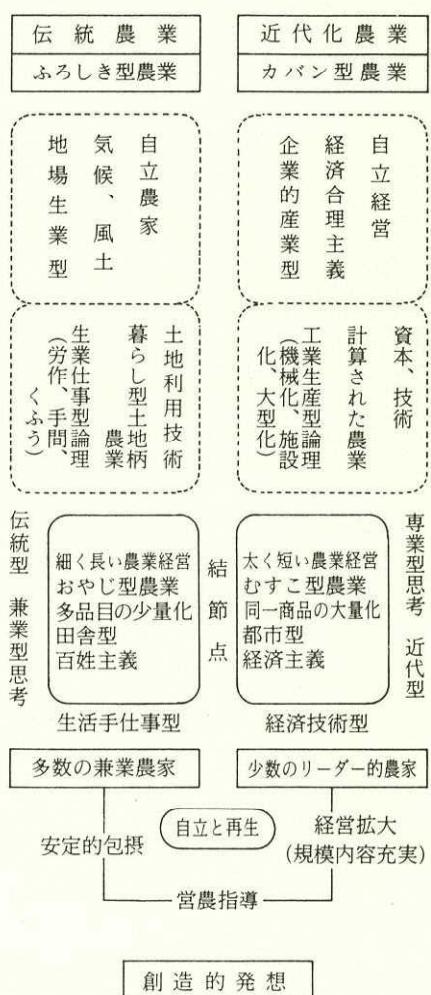
農業では、それぞれの地域の独自性に対応した土着技術としての性格を失うことはできません。その地域の土壤、地形、水、植生、年候や気象変化など、地域資源に依存し地緑技術に基づいて農業はおこなわれなければならぬので、まさにふろしき型なんですね。

松村 先ほど、人柄というお話を出ましたが、村づくりを進めるにあたつて、どのようなことが必要でしょうか。

野沢 むらは、そもそも寄り合い所帯ですから、出会い、ふれあい、語り合がが必要なんです。そして、寄り合い、かかわりあり、助け合いと

いう、あいの連帶意識の自立互助運動が必要です。農業に本物を見い出せなくなつた原因も、

ふろしき型とカバン型のまとめ



これらがなくなってしまったからではないか。私は、これらをとりもどす運動として、ふれあいに育つ三あい運動を実践しています。

なにしろ、誰かがやりはじめなければだめです。そして、ます、少ない人数でよいから相性のあう人と仲間をつくることでしょうね。

松村 嫁不足など、青年たちにとつての問題は何がありますか。

野沢 若い人たち、まあ若い人たちだけではあります。それが、経済性だけしか考えないという人が多すぎます。

また嫁不足の問題ですが、確かに問題ではあると思うのですが、私はむしろ、あらためて考

え直さなければならないのは、むしろ武者修業をしてきた青年を迎える「むこ様対策」ではないかと。いわばヒトリザル的な開拓精神の持主を迎える対策ですね。村発展のために、これ

が必要だったのではないでしょうか。

松村 それは、おもしろい発想ですね。確かにそうかもしれません。

最後に、何か国なりに望むことはないでしょ
うか。

野沢 この狭い国土に、まだ未耕地として残っているところがあまりにも多すぎるのではないか。それにはそれなりの理由があると思いますが、今後は、山野開発の手ぬかりを、国の問題として考える必要があります。なぜ、もつと畑作開墾の事業に取り組まないのだろうか。不思議でなりません。

松村 山野開発あるいは山林開発ということではありますと、引佐町に来てみて驚いたのは、どうみても土壤のよさそうではないところまで、花木が植えてあることでした。

野沢 土壤が悪いところほど、新しい品種の花

木が育つんです。そして山の北面で陽があたら
ないところほど、時間をかけて成育しますので、
かえつていい色合いが出たりします。

松村 まさに利用しやすいでは、有効に使えるわ
けですね。

野沢 そうです。まさに庭園づくりだと思うん
ですよ。そういう意味では、鎮守の森が参考に
なりますね。陽があたらない場所にも、それな
りの植物が生きているし、それに、実際にさまざま
な植物が生きているでしょう。

松村 これから日本にとつて必要なのは、國
土の庭園化かもしれません。その際に鎮守の森
が参考になる……。

今日は、ほんとうに貴重なお話をありがとうございました。

ているという話もある。
◎なんのためにみんなが心を開くべきか 83年

★さる鉄のトップメーカーも、管理職の給料
を10%カットしはじめたというし、商社も銀

行について「冬の時代」なのだそだ。

★10月時点では、日本では、完全失業者が一三
九万人になつたともいう。欧米の失業率は10
%のかいわれているが、アメリカの黒人だけ
に限ると、50%、つまり一人に一人は失業し

しい発達を中心としたところに視点がおかれて
るものになるのだろう。

★コミュニケーションが、心を開いて互いを
理解することだとしたら、いま急速に活力を

失いつつある世界の国々のあいだで、戦争など
を起こさないで、むような話し合いを、ぜひしてほしいものだ。

●だんわ室

- なんのためにみんなが心を開くべきか 83年
- ★10月時点では、日本では、完全失業者が一三九万人になつたともいう。欧米の失業率は10%のかいわれているが、アメリカの黒人だけに限ると、50%、つまり一人に一人は失業し

諸外国の 都市再開発と住環境整備

日 端 康 雄

(筑波大学助教授)
(東京大学助教授)

今回は、外国では再開発、あるいは住環境整備をどういうふうにやっているのか、できるだけ日本の問題を考える一つの鏡として、お話し申し上げようと考えております。

わが国は、都市計画全体あるいはほかのさまざまの問題について、欧米の政策をいろいろ学ぶということがここ百年、近代日本になつてからはずつとあるわけで、再開発問題も例外ではございません。

再開発というのは、特に戦後、政策として大きな飛躍を遂げ、いわば、二〇世紀の大体三分の一ぐらいの間に都市問題、特に都市への人口集中、モータリゼーションの進展、経済活動の場としてのいろいろな状況の変化などを各国がかなり同時代的に経験するということが目立つ

てきております。とりわけ、いろいろな国が自分分の国の再開発問題の政策を考える際に、たとえば、イギリスがドイツのことを研究するとか、アメリカがイギリスを研究するとか、そういうことが多く見られるわけです。

再開発の問題で、最近では特にヨーロッパとアメリカで共通の非常に深刻な問題は、インナーエリア、要するに、都市の、特に古くからの内部市街地の経済的な活力の衰退が同時に、社会環境の劣悪化を招いている。そういう市街地をどうするかということです。

そういうことも含めて、共通点と相違点をこれから見ていくことと考えております。まず、戦後の各国の再開発政策の主なイベントを年表式に比較します。

イギリス

イギリスには再開発の二つの法体系、一つは、都市計画法系列で行っている再開発政策、もう一つは、住居法という法律に基づいて行う再開発政策があります。

都市計画法系列の再開発

まず都市計画法の系列の再開発政策で非常に特徴的なことをいくつか申し上げますと、まず一九四七年にできたイギリスの「都市及び田園計画法」という法律は、さまざまの意味できわめて革命的な都市計画制度です。何が革命的か

というと、この都市及び田園計画法の成立とともに、個人の土地所有権が決定的に、その利用について公的制約を受ける。もっとイギリス流の表現をしますと、要するに、開発権の国有化という土地改革を同時に伴っているわけです。とともにイギリスという国は、土地は女王陛下のものという国民意識があつて、ロンドンをみても、土地を所有している地主は非常に数が少ない。大体、地主はもとは貴族で、貴族は女王に帰属していたわけですから、もともと、土地所有権が日本のように絶対的なものだというふ

各国の戦後の都市再開発政策の概要

	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 1875公衆衛生法 建築条例 スラムクリアランス (1980労働者住居法) 1936過密居住基準 (戦災復興) (総合的再開発) ・47都計法 ■C.D.A. ・62都計法 ・'68都計法 ・'71都計法 ○'67都市マニティ法 (保全型再開発) 中心部 衰退対策 Inner U. Areas Act 							
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 1937住居法 1941住宅衛生法 シエネラルプラン 地区修復 地区保全 ワーカープログラム→GNRP (56) 「再開発的物的総合化」 ・49住居法 スラムクリアランス→アーバニュー・アール ライタウン・プロジェクト 地区再開発 ・'54住居法 ■スラムクリアランス ・'57住居法 居住不適格基準 [余却延期] ・'64住居法 ■スラムクリアランス ・'66住居法 ■G.L.A. ・'68住居法 ■スラムクリアランス ・'74住居法 ■H.A.A. ・'74住居法 ■P.N. （改善型再開発） 	<ul style="list-style-type: none"> ・'49住居法 スラムクリアランス→アーバニュー・アール ライタウン・プロジェクト 地区再開発 ・'54住居法 ■スラムクリアランス ・'57住居法 居住不適格基準 [余却延期] ・'64住居法 ■スラムクリアランス ・'66住居法 ■C.R.P. Model Cities P. 集中的の住居条例 行事業 ・'66 Demonstration法 ・'74 コミュニケーション開発法 プロックグラント （再開発の非物的側面） 						
西ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 1875プロイセン 道徳綱法 BBauG F plan-S-Gebiet 指定 (戦災復興) 	<ul style="list-style-type: none"> BBauG F plan-S-Gebiet 指定 (戦災復興) 	<ul style="list-style-type: none"> ・'71 SiBauFG 社会計画 再開発 (保全型 再開発) WolMod G (修復型再開発への 関心) 	<ul style="list-style-type: none"> ・'71 SiBauFG 社会計画 再開発 (保全型 再開発) WolMod G (修復型再開発への 関心) 	<ul style="list-style-type: none"> ・'76 BBau G改正 ・'77 	<ul style="list-style-type: none"> ・'76 BBau G改正 ・'77 		
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 1913歴史的記念物保全法 1919都市再開発 基本法 1924スラムクリアランス 基本法 1943 	<ul style="list-style-type: none"> ・'62 不動産修復法 (保全地区 リハビリテーション) 	<ul style="list-style-type: none"> ・'67 土地基本法 (S D A U POS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・'76 OPAH 住環境改善 (PND) 容積率取得制 				
日本	<ul style="list-style-type: none"> S 2 不良住宅地区 改良法 T 8 旧都計法 市街地建築物 法 (戦災復興) 	<ul style="list-style-type: none"> S 21 特別都計法 S 27 耐震促進法 S 29 区整法 防火帯 (点→線→面) 	<ul style="list-style-type: none"> S 35 住宅地区改良法 (再開発三法) S 36 特定街区 市街地改造 防災街区 S 43 都計法 ・S 44 再開発法 	<ul style="list-style-type: none"> ■住環境モデル ・地区計画 （総合再開発モデル （やわらかい再開発） ・都市再開 発方針 				

うな社会的通念はそれほど強くなかつたわけですが、それを第二次世界大戦を契機に公有化してしまつた。つまり、所有権というものは存在するけれども、その利用については、公的な制限がある。全く個人が自由に土地を利用したり、開発したり、変換することができなくなつたわけです。

イギリスのさまざまの再開発を含めた都市計画制度は、そういう土地改革の上に成立しておられますので、やり方はいろいろな面で、きわめて合理的にできています。

再開発でいうと、その法律制度の中でCDA（総合開発地区）が生まれたわけです。これは新開発にも適用されます。区域は、小さくても五〇〇六〇ヘクタール、標準数百ヘクタールといきわめて大規模な区域指定をして、その区域の中に総合的な計画を立てて、その総合的な計画を実行するために、ごく一般的な計画の目的遂行に土地収用権を使うということが認められたわけです。

これがどういう意味で重要なことかと言うと、たとえば現在の日本では、周知のように、公共団体が収用権を使うためには、土地収用法にどういう場合に使えるかという細かい規定があつて、その考え方の背後にあるものはきわめて素朴な公共性理論です。たとえば、大きな道路を通すということが即公共性の裏返しの表現になつております、そういう場合に収用権は使える。しかし、たとえば団地をつくるために収用権（もちろん一団地の住宅施設という特殊な制度があ

りますけれども）は使えないわけですね。ところが、計画があるということだけで収用権が使えるというところが、このCDAの制度のきわめて画期的な部分です。

こういうような制度が、戦後ずっと運用されただけですが、イギリスは合理的にやる半面、非常にテンポの早い国で、一九六〇年代になりますと、CDAに指定した区域は、ロンドンで八カ所あつたのですが、なかなか事業が進まない。やはり計画で一たん決めますと、これ恒久性のある性格ですので、二十年も前につくった計画が現実社会に合うのかどうか、を考えますと、当然その計画の変更をしなくちゃいけない。ところが、いま申し上げましたように、國民あるいは地主から開発権を国が奪っているわけですから、余りイメージな考え方で計画を変更するということは、世論の非難を浴びる大きな原因をつくることになるわけです。

そこで、特に六十年代に入りますと、都市の中心部が非常にダイナミックな経済活動をめざすということが起きました。そういう都市の中心部について、CDAとは別に「タウンセンター・マップ」（都市の中心部を対象にした都市開発方針といったような性格の任意の計画）をつくつて、都市の中心のダイナミックな変化に対応しようという動きが出たわけです。

この「タウンセンター・マップ」、センターを除きますとタウン・マップ、これがイギリスで言う法定都市計画図です。もちろん内容は似て非なるものですが、日本で言う用途地域制の

図面のようなものをタウン・マップという。それは同時に、もう一つ、五年以内、五年から二十年の間、二十年よりもっと先というふうに着手する時間の段階性を記載したプログラム・マップという計画があります。その二種類の計画が、イギリスの都市計画の図面であつたわけです。四十七年法から二十年たつた一九六八年には都市計画制度が大改革され、再開発は、従来のCDAとか、タウン・センター・マップは廃止しまして、新たに従来のいろいろな動きを統一した「アクション・エリア・プラン」をつくつたわけです。アクション・エリアというのは、再開発だけではなく、新開発も含むのですが、十年以内にその区域の土地利用を大転換するという政策意図をもくろんだ区域です。このアクション・エリアという区域を、まず都市の全体計画の中で指定をして、次に具体的な事業方針にかかるアクション・エリア・プラン、図面のスケールで言うと、千分の一から、二千五百分の一ぐらいの、建築的な内容まで記載した計画として決定するということになつたわけです。

それから、もう一つイギリスの再開発政策の中で重要なことは、一九六七年に都市アメニティ法（Civic Amenities Act）ができまして、都市の中で、特に歴史的な価値、建築的な価値の高い建造物がある程度集中しているような区域については、保全地区という区域を指定して、その建造物自体、そして保全地区全体の環境についても、国の助成等を含めて、保全、修復の

研修シリーズ

措置をすると、いう政策が生まれております。

それから一九七九年に、「インナー・アーバン・エリアズ・アクト」(Inner Urban Areas Act)という法律ができました。これが冒頭に申し上げました、イギリスにおける内都市街地の経済的、社会的衰退問題をどういうふうに取り扱うかという制度です。

受けて、その中でさらに区域の指定を行うわけです。その区域を「インプレーブメント・エリア」(Improvement Area)、改善地区という名称で呼んでおります。その区域の工場の建物をリハビリテーションしたり、新設したり、あるいは工場の再開発をする際に、政策ローンを受けられるという制度です。これは厳密には都市計画法の中である制度です。

それに対しても一方のイギリスの大きな流れは、住居法の系列です。イギリスの住居法の再開発といふものの戦後はドイツとの戦争でかなりの住宅、都市環境が破壊されたので、まず戦災復興です。そういう戦後の特殊な事情以外に、イギリスの住居法の非常に重要なことは、住居基準を決めているということです。

結局、国民が住む住宅の最低水準を法律が決めておりまして、水準以下の住宅については、公共団体及び家主が改善する義務があるわけです。当然、強制という以上は、かなり手厚い国

住居法系列の再開登

それが一九六〇年代の後半になると、住宅の改善を事業の中核において、周りの環境も改善するという、総合的な住環境改善地区が一九六七年法に出てくるGIA（ジエネラル・インプ

住環境の改善地図です。

部屋割りをして、外国人労働者とか、地方から来た若年労働者が住むという、いわば、社会的な問題を抱えた地区、そういうものに対してもGIAという制度は使えませんので、一九七四年に法律を改正しまして、「ハウジング・アクション・エリア」(Housing Action Area) という制度をつくった、これは住宅事業地区とでも言つていいと思いますが、そういう社会的な問題を抱えたという要素を加味した、広い意味での住環境の改善地区です。

の助成を受けることができます。これは実は膨大な行政需要になりまして、最低水準以下の住宅に対する手当が市町村にとつてきわめて過大なロードになります。

ループメント・エリア) という政策です。こういう政策は、ある意味では、現在は潜在化している良好性を持つた住環境のいい面を顕在化させるという政策になりますから、非常に安定した持ち家層の住宅地になつたわけです。

アメリカ

それに対してアメリカは一体どうか。ごく簡単につかんでみたいと思います。

うような都市計画画面での再開発がないのかと言ふと、これは、いわゆるゾーニングといふ都市計画がありますが、いわゆるマスター・プランをつくるような都市計画制度自体は存在しない

いわけです。ただ、アメリカでマスター・プランが出てきたのは、実は再開発を市町村がやる際に、連邦から補助金をもらうときに、その都市が一体将来に向かつてどういう目標で考えているのかと、いう計画をつくることを条件にしたからです。それが一九四九年の住居法の再開発に伴うジエネラル・プラン、これは都市基本計画というふうに理解してよろしくわけですが、それも、計画を市町村が連邦の再開発補助をもらうために独自につくらなければいけなくなつた。

で、すけれども、そういう計画をつくることを法的に規定した法律、日本で言う都市計画法は、アメリカにはないわけです。ただ、住居法の再開発政策がどんどん膨らんで、現実的には住居法に基づくような計画が、そういう分野をもカバーしているというのがアメリカの特徴です。

アメリカの再開発は非常にダイナミックで、まず一九四九年法では、スマムクリアランスを民間のデベロッパーと一緒にやるという政策に踏み出した。要するにスマムクリアランスですから、アメリカの場合ですと、特に黒人階層が住む劣悪な住環境が大体マークされる。そういう区域を指定をして、そのスクラップ・アンド・ビルトまでは市町村がやる。そして、きれいな更地にしますと、その土地をデベロッパーに売り渡すわけです。デベロッパーがその土地の立地条件とか、独自の開発経営条件に基づいて、高層団地とか、ショッピングセンターをつくる。

再開発を必要とするような地域ですから、ま

あ都心の非常に便利なところにあるのですが、アメリカの都市は、隣りが超近代的な再開発ビルでも、道路一本隔てれば犯罪者がウロウロいて、不動産の価値も非常に低い、日本では想像できないような特殊な要因が同居しております。

をかけてクリアランスにかかる原価を割る場合がほとんどです。そういう原価を割ってデベロッパーに土地を売り渡す方式を、ライトダウン方式と言つているわけです。

実は、これは企業側にとつてはミソで、道路一本を隔てて、超近代ビルとスマムが同居するという、ニューヨークとかシカゴの状況からしますと、その再開発地区を超近代アパートにすれば、大変儲かるわけです。そこで、一九六〇年代にきて、そういう連邦再開発政策が再開発の目的に到達しないで、企業の利潤を上げることに貢献していると厳しく批判されるわけです。特にクリアランスをする際に収用にかかる区域の住民は社会的な手当を受けないで、みんな周りに飛び出るわけです。そうしますと、ほかでまたスマムを再生産すると批判されるわけですね。

ですから、再開発をしなくてはいけない地域を再生産しているだけで、ちつとも再開発の政策的に合致した結果が得られていないというような批判を受けまして、そこでアメリカは大きく政策を転換するわけです。

それに対するルーツは、一九五〇年代にすでに出ている。

まず一九五四年の住居法で再開発というものを、アーバン・リニューアルという非常に広い範囲まで広げたわけです。

つまり、従来の再開発はスクラップ・アンド・ビルト、それは地区再開発ですね。それ以外に、地区修復とか、地区保全というものの、これほどか場所がまだ徹底的に悪くなつてないのが、放つておけば必ず将来、クリアランスをしなくちやいけない状態になるというところに対して、いまから手を打つておけば、公共団体の仕事を先に延ばすか、場合によつては、ずっと将来にわたつてもクリアランスしなくていいかもしれません。そういう再開発を予防的再開発と言つております。

さらに、そういう政策を遂行していくために、都市の中を細かく区域区分をして、そういうコミュニティ単位に総合的な都市更新計画を立てて、全体的に事業と計画を管理していく、こういう政策が一九五九年の再開発政策、コミュニティ・リニューアル・プログラム。この場合のプログラムはいろいろ実施的なものも含めた計画ですね。そういう総合的な地区計画で、再開発だけではなくて、ほかの都市にかかる政策の総合化をするというようなことを行つたわけです。

それで、先ほど申し上げた一九六〇年代の連邦再開発政策批判をかわすためにアメリカはいろいろなことをやる。一つは、中央省庁の改革をやりまして、HUD（ハウジング・アンド・アーバン・デベロップメント・デパートメント）

研修シリーズ

という、要するに、住宅と都市開発を一つの省に合体して、そこで新たにいろいろな再開発政策をやる。

一九六〇年代の後半になり、アメリカの再開発がどんどん修復型の再開発に傾斜し始めた。そこで、住環境の中で特に重要なことは、集中的住居条例執行事業。これについて簡単にご説明しますと、アメリカもイギリスと同様に、住居基準が決まっておりました。州単位に決まっております。

アメリカの政策は、こういう基準が非常に強くて、ビルディング・コード（建築基準）、それからゾーニング・コード（地域制基準）で、一般的に縛るという政策ですね。

ところが、都市の中をごく普遍的、一般的にやるものですから、いわゆる政策効果がなかなか上がらない。そこで、いわゆる実行基準、要するに基準を強制的に実現させるという政策ができた。家を建てたり、ゾーニングに引っかかる土地利用をするような人は当然守らなくちゃいけないわけですね。ところが、すでに不適格な状態になっているところはいっぱいあるわけです。都市計画でよく使われる基準行政というのは、何か事を起すときにそれにすればいいということ、非常に行政的には手がかかるけれども、いつそういう状態になるかわからぬ。これは日本でも、用途地域もそうですし、安上がりの都市計画政策をするためにはそういうのがごくあたりまえです。

そこで、再開発で強制的に基準を実現させる

という政策を、住宅についてやったわけです。結果的には、これはイギリスの住宅改善と同じ効果を及ぼすわけで、しかも再開発として目に見える効果を上げるために、特定の区域を決めて重点的にやるという政策に切りかえたわけです。

これは再開発が、スクラップ・アンド・ビルドは手間とお金がかかる、ということに対する一つの抵抗として、さらに一九七〇年代の半ばごろから、ブロックダランツという制度を連邦が始める。これは一括補助金あるいは総合補助金、日本流に言うと、ある程度利用範囲を縛った第二交付税というような性格のものです。

つまり、皆さんご承知のように、現在の日本で再開発をしようとしますと、共同施設費用の補助とか、住宅に対する補助、通路に対する補助など、具体的なメニューコードと共に補助金がつくわけですね。そういうのを、アメリカでは「カテゴリアル・グランツ」と言つております。

これはいろいろメリット、デメリットがあります。メリットは何かといいますと、国の立場で、予算を取るには非常にやりやすいんです。たとえば、共同部分について補助金の単価を上げたい。現在、物価はこのぐらいあって、資材がこれぐらい上がったから、こういうふうに上げたいということを大蔵省と交渉するには、実にうまくできているわけです。

ところが欠点は何かといいますと、要するに、補助金申請だけで一つのビジネスができるぐらいために、細かく膨大になっている。そういうのはアメリカでは「レッドテープ」といって、お役所仕事の最たる例になつてゐるんですが……。

日本でも農水省なんかになりますと、もう電話帳並みの厚さの補助金要綱になる。これは行動的で、しかも再開発として目に見える効果を上げるために、特定の区域を決めて重点的にやるという政策に切りかえたわけです。

これは再開発が、ハワイとか、アラスカとか、いろいろ歴史、伝統が違うものですから、とてもそんなカテゴリアル・グランツをやっていたんじやあ連邦自体がパンクしちゃう。チープガバメント運動というものは、アメリカの公共団体どこでも大変財政的にひっ迫しているところから起つていて。

ニューヨークなんかはずいぶん前から破算していく、ようやく、現在の市長が黒字にしたと言つてゐるんです。ニューヨークに行きますと、公共施設は荒れ放題一昔できた大きな橋を歩いていると、下のコンクリートがみんなはげて落ちてるわけです。数ヶ月前に日本のカメラマンが、つり橋のロープが切れて、当たつて死んだという事故があるくらいでして……。

ですから、そういうようなカテゴリアル・グランツというスタイルではなくて、一括して補助金を公共団体に渡して、公共団体が自分の裁量で仕事をしていくくというような政策が、ブロックダランツになります。

これは、現在のレーガン政権がとりわけすす

めている民間と公共のパートナーシップ。要するに、都市の内部市街地の経済的衰退が、アメリカ全体の経済社会の問題の中で重要な地位を

占めているわけですから、再開発政策がその中で特に重要な柱になってきていることが特徴になろうかと思います。

ドイツ

次に、ドイツというは非常に特徴のある再開発の歴史がありまして、一九七〇年代までは

再開発はほとんど市町村が独自にやっており、連邦一本で再開発をやるという制度がなかったわけです。

とりわけ、ドイツの特殊性は、大体戦後十五年ぐらい、ほとんど公共団体の仕事は戦災復興に埋没しておりまして、日本のように安直な建築を建てたんではなくて、戦前の状態をほとんど復元するというような戦災復興をやつたわけです。これが大体一段落するのが一九六〇年代。一九六〇年にドイツでは連邦建設法、戦後初めてできた統一的な都市計画ができます。

この法律に基づいて、都市全体の土地利用計画をつくり、土地利用計画の内容を実現するため、今度は詳細計画をつくります。

そういう土地利用計画と詳細計画が、都市計画の二本柱になっているわけですが、この中で一つだけ再開発事項が盛り込まれたわけとして、都市全体を対象にした土地利用計画で、再開発地区（ザニーレングスゲビート）を必ず指定しろということが法律に決まつたわけです。これは、いわゆるクリアランスを必要とするような

非常に劣悪な住環境です。

重要なことは、なぜ都市の全体計画の中で再開発地区を指定するか、ということなんです。

再開発という仕事は、これは公共団体の中の仕事にとつては非常にロードの大きいものです。

特定の区域を、かなりの人数の職員が担当します。日本の例で言いますと、最低十年かかります。それだけではなくて、かなり公的な資金を集め集中的にそこに投下します。そうしますと、なぜそこだけそんなにやるのか、という議論が当然でてくるわけです。

そうしますと、そういう再開発の目的が、その都市の全体の骨格の中で、どういう位置、役割りを占めているのかを明示して、再開発事業を正当化する裏づけになる公共性の議論にするわけですね。これが再開発を計画的に進める一つの理論的なやり方になります。日本でも、都市再開発方針が、都市計画法と再開発法でできましたというのには、そういう背景条件があるわけです。

ドイツでは、それが一九六〇年の連邦建設法の中では、個別の市町村がさまざまに、特に区画整理という手法の中でやつていた再開発を一

九七一年に連邦政府が統一的な再開発法をつくるわけです。それが都市建設促進法。これもイギリスやアメリカと同じよう、單に再開発だけではなくて新開発も含めた、日本で言いますと市街地開発事業ですね。

ここで非常に重要なことは、社会計画（ゾーリアルプラン）というものを再開発事業に義務づけたんです。再開発に伴う社会的な変化を軟げるためにプランをつくるということです。

つまり、アメリカにおいて一九四九年法のスマムクリアランスの際に、社会的な手当、人間的な面を全く措置しないで、ただ物だけをつくるという政策が、結局、再開発にとって何ら目的の達成にならなかつたという失敗を例として見れば、ごく常識的に理解できる。

ですから、ゾーリアルプランで、たとえば従前の権利者をどういう状態にするか、借家人をどう措置するか、きめ細かに計画をつくります。しかも、重要なことはそういう目にみえないソフトな計画に連邦が補助金をつけていているということです。

つまり、再開発で非常に重要なことは、ただ、物さえ実現すればいいということではなくて、やっぱり関係権利者の皆さんのが十分納得するということが非常に重要なわけですね。

それから一九七〇年代の後半になると、ドイツも御多聞に漏れず、修復型再開発がどんどん評価されます。これは各国共通のことですが、やはりオイルショックが公共財政に与えた影響が非常に大きいと思います。もちろん、オイル

研修シリーズ

ショックが企業に影響を与え、企業からの税収が落ち込んで、経済的活力が衰退して、公共団体の仕事も非常にやりにくくなつたという図式であるわけです。

フランス

フランスは、非常にユニークな再開発政策の歴史を持っております。一言で言うと、歴史的建築物、歴史的街並みの保全というやり方が、再開発として普遍化したのが特徴です。

ただフランスも、やはりアメリカ等の影響で、一九五八年に、スクラップ・アンド・ビル型の再開発法をつくつた。これによつて、パリのモンパルナスとか、イタリー地区広場とか、パリの市街地にある超高層建築群は、ほとんどこの法律制度でできたものなんです。これが非常に評判が悪かつたわけですね。そこで一九六二年にアンドレマルローという、文化人として有名な方が文化省大臣になりまして、そういうスクラップ・アンド・ビルで超高層近代建築を建てるというやり方以外に、歴史的価値の高い区域については、保全地区という指定をして、不動産の修復、あるいはリハビリテーションをするというようなことを始めたわけです。それおられます。この法律自体は、きわめて歴史的価値の高い地域に対する保全措置ということです、まだ一九五八年法の都市再開発基本法に対抗す

ですから、ドイツも一九七七年に住宅近代化法という法律をつくつて、住宅の単体改善、それから住宅地の環境改善に連邦が補助金をつけることによって、修復型の再開発を始めるのです。

再開発の範囲、対策、手段

以上、大変粗っぽく各国の再開発政策を見てきたわけですが、それぞれの国の再開発の政策と、それから日本を含めて、一体どういうふうにもつと別の角度から特徴づけられるかということをこれから申し上げます。

まず第一に、再開発と言つた場合に、再開発の広がりが一体どういうふうになつてゐるのか、ということです。

もと都市の中にある非常に劣悪な居住環境、そういう大体局地的にかたまつた場所を摘出して、再建設するというものです。こういうものは大体スマートクリアランスという再開発です。ところが、戦後各国とも共通しているのは、再開発が既成市街地全体、場合によつては、都市全体の蘇生とか、体質改善を図るといった非常に総合的な一つの政策体系として拡大、再構築されています。現在では、地区再開発 (Redevelop-

年のOPAH (Operations programmes

d'amélioration de l'habitat 住環境改善プログラム) という制度があります。要するに、これは

基本的には、スクラップ・アンド・ビルを中核に据えるのではなくて、修復、改善を中心とした総合的な住環境整備制度です。

ですから、現在では五八年法の法律に基づくような、超近代的なビル群が建ち並ぶ再開発は、フランスではほとんど影をひそめています。



ment) 地区修復（同じような意味での地区改善 Rehabilitation）、それから地区保全（Conservation）の三つの再開発の方法を包括する一つの政策体系が、現在の都市再開発です。

こういうような非常に広い範囲の再開発の枠組みに対して、それぞれの国が一体どういうふうに再開発の制度を整備しているのか。

まずアメリカは、一九五四年住居法で、従来のスクラップ・アンド・ビルト型（スラムクリアランス型）の再開発の目的と手段を大幅に拡大、再構築して、それをアーバン・リニューアル（Urban Renewal）と言つたわけです。

これによつて、再開発はスラムという特定の区域から「ブライティッド・エリア」（Blighted area 老化地域）、要するに、歴史的にもかなり時代がなつて古くなつて、スラムになる直前ぐらいままできている地区、それからもつと一般的な不良地区（Deteriorated area）へあり、それほど決定的に悪くないような市街地にまで、再開発政策の手を伸ばすことになつた。

それが、地区修復とか、地区保全というような手法に対応して、スラムのような決定的に悪い状態になる前の市街地に、予防的に再開発措置を充てるという考え方が出てきたということですね。

このように、再開発目的を非常に拡大したのですから、一九六五年法の住居法ではCRP（コミュニティ・リニューアル・プログラム）を、人口五万以上の都市に義務づけるというような連邦制度の改正を行つております。

CRPというのは、要するに、個々の再開発事業に確実な都市計画的基盤、全体的な基盤を与えることを目的にした一種のマスター・プランです。

もう一つ重要なことは、アメリカでは一九六年の住居法によつて、集中的住居条例執行事業（Housing Code Enforcement）が地区修復の中心的な手段になつたことです。

それから地区保全といふのは、一体どんなことをやるかといいますと、植樹とか建物の美観など広い意味の地区的アメニティの改善、地域を守つていくかという面では、単に物づくりだけでではなくて、地域社会（コミュニティ）が重要な役割りを果たすものですから、住民の組織化、さらには先ほどの住居条例執行事業を保全地区でも適用するということです。

さらに、一九七四年の住宅及びコミュニティ開発法が、特にブロックグラントという制度を中心にして、改善型再開発を現在に至るまで強化しているという点も、指摘しておかなくてはいけない。

それから、同じようにイギリスはC・D・A（老化地区）、イギリスではトワイライトエリア（たそがれ地区）というような場所まで再開発が対応するということになるわけです。

ドイツの例では一九七一年の都市建設促進法（StBauFG）までは、連邦レベルでは特定の再開発制度はなかつたわけですが、市町村はB・P・ラン（詳細計画）を使って、スクラップ・アンド・ビルト型の再開発をF・P・ラン（土地利用計画）に指定された再開発地区等にやつていたわけです。

ところが七一年法で、前にふれたゾチアルブルランを含んだ、より合理的な社会的再開発システムを持ち込んだということです。さらにオイルショック以降、住宅改善というような政策に

ギリスの場合には、アメリカのように再開発して予防的に住環境を守ることは、四七年法の土地改革、つまり、計画許可制度によって、予防的再開発をやらなくてもできるということです。

イギリスでは、住居法と都市計画法というような二つの法律、さらにはシビック・アメニティーズ法とか、インナー・アーバン・エリアズ法とかあって、特に法律制度としては一本化されていない。ただ、市町村が都市計画、あるいは再開発行政の実行に関して、非常に強い権限と能力を持っており、实际上、制度は個別ではあっても、地区再開発、地区改善、地区保全が市町村の行政の中ではほぼ一体化的に実行されているということですね。

しかも、アメリカで言うブライティッドエリア（老化地区）、イギリスではトワイライトエリア（たそがれ地区）というような場所まで再開発が対応するということになるわけです。

ドイツの例では一九七一年の都市建設促進法（StBauFG）までは、連邦レベルでは特定の再開発制度はなかつたわけですが、市町村はB・P・ラン（詳細計画）を使って、スクラップ・アンド・ビルト型の再開発をF・P・ラン（土地利用計画）に指定された再開発地区等にやつていたわけです。

ところが七一年法で、前にふれたゾチアルブルランを含んだ、より合理的な社会的再開発システムを持ち込んだということです。さらにオイルショック以降、住宅改善というような政策に

踏み出しておりますので、いわゆる地区修復というような政策にもほぼ対応できるわけです。それ以外にドイツでは、保全ということに関して、記念物保護という制度が州単位にあります。要するに、歴史的、建築的価値の高い建築分については、「D」というマークを指定されまして、その建物の維持保全について補助金を受ける。

ただ、いわゆる予防的再開発というような概念は、ドイツでもイギリスと同様になくて、これはごく一般的な開発規制が非常に厳しいわけです。

話が前後しますけれども、イギリスが一九四七年で実行した都市改革に相当するのが、ドイツの一九六〇年の連邦建設法に伴う財産権の社会的拘束の実行になる。ドイツの所有権に対する制限は、ほとんど土地の公有化に近いぐらいのところまできている。

自由主義社会では、北欧が歴史的に土地の公有化に非常に熱心で、北欧のある市の土地ですと、もう七割以上の市街地は市役所が土地を買って持っている。土地を公有化してしまえば、健全な町づくりをするためには大変やりやすいわけですね。

ドイツの一九六〇年の土地改革は、土地の公有化に、ほとんど実質的には同じレベルなんです。ただ、自由社会に属しているということで、やはり土地を介する経済活動は認めていかなければならぬ。けれども、公的な計画を遂行する上では、個人が自分の財産権の自由を主張で

きないという状態になつております。

ですから、ほとんどイギリスの「プランニングパーミッション」に似たような建築規制がドイツで作用しておりますので、アメリカのように、保全を目的にして再開発措置を手当する必要がないわけですね。

フランスについても、五八年法に基づくスマムクリアランス手法が大変評判が悪くて、それでO.P.A.H.という制度、それ以外に、マルロー法に基づく保全地区という制度などが全体として都市の再開発、修復、保全を総合的にカバーするというふうに使われております。

それから、フランスでさらに重要なことは、これもごく一般的な開発規制が、ドイツ、イギリス並みとはいからくとも、それに近い、一九

六年の土地基本法の後、一九七〇年代になつてできたP.N.D.（容積率原形取得制）がある。これは大体一〇〇%前後の容積率を既得権と認めて、それを超える容積を実現したいときには、その容積に見合う費用を、公共団体に支払わないと使えない。パリとほかの都市では違いますけれども、大体、容積率一・〇ぐらいが既得権で、それ以外はお金を公共団体に払うということですから、これは実質的には大変厳しい開発抑制になる。

そういう意味ではフランスも、一般市街地の保全はどちらかというと、歴史的な建築的な価値の高い地域について、保全地区をかけて実行する、というようなことになるわけです。

日本の再開発政策

が必ずしも再開発の目標の拡大に対応していない

以上のようなことを踏まえて、日本の再開発政策が、一体どういうふうに位置づけられるかということを見ましょう。日本の再開発制度も、戦後ずっと政策目的が拡大しております。

当初は非常に限定された目的の中につつても、そういうことを見ましよう。日本の再開発制度も、ラップ・アンド・ビルトだけに限定されており、現実には、改善型再開発を模索しているけれども、まだまだ法律で取り上げる段階までには至っていない。結局は、日本の再開発制度は「頭でつかちで、体力がそれに伴つていらない」気がするわけです。

とりわけ、これからは再開発の時代だということになつておりますけれども、それを実行しようとしますと、現実的な土地制度の問題にす

ぐぶち当たりますし、さらにそれに財政問題がかかるりますので、実際上、なかなか政策を立てる

てることがむずかしい。

再開発の計画的推進

次に、再開発を計画的に進めるという点についてどうか。現在の再開発政策としては、地区を単位にして、従来個別に行われた事業に誘導、規制を組み合わせて総合的に行うという形になつてきているわけです。

もちろん、地区には、いろいろな事情、条件があつて、建築法の十把一からげというようなことはいかない。ただ、そういう再開発地区が自分の地区のことだけを考えて再開発をやりますと、都市という立場からすれば個々バラバラの單なる建てかえだ、と言わてもしようがないわけです。逆に言うと、大型店を持つてくるための詭弁と言いましょうか。いわば、これはアメリカが一九六〇年代に、一九四九年政策を批判されたように、現実の日本の再開発は大

資本に公共団体が担当しているのではないかと言われてもやむを得ない面があることは否定できません。

そこで、いわゆる地区再開発の都市の全体計画への貢献とか、位置づけ、役割りをはつきりさせること、どうしても合理的な政策形成という面で重要なことです。現場で再開発をやつておられる方はそうは言つても、現実に権利者が動かぬやどうしようもないじやないかと言

われるでしょうが、やはり大きな枠組みとしては、事業をやっていく上でお金をつける理論的根拠にこういう問題を突き詰めておかないといけない。その意味では、具体的な事業とも非常に重要な関係があるわけです。

そこで、都市の全体計画の中で、地区再開発の位置、方向、役割を明示して、相互の関係を整合するというやり方には、二つのタイプがあるわけです。

一つは、ドイツのよう都市の全体についての土地利用計画を立てるケース。この土地利用計画は单なるペーパープランではなくて、議会の議決とか、大臣の認可とか、一定のオーバライズの手続がある。いわゆる比較的硬い土地利用計画ですね。

つまり、都市の法定のマスター・プランの中で再開発地区を明示するということです。これは要するに再開発の問題が地区の事情だけを考えているんじやないという意味で、都市の全体計画からきている後づけとなるわけです。もちろん、実際の作業は、これは地区の事情をいろいろ勘案したファード・バックを伴うことになる。

gebiet) の関係です。

特にドイツは、そういう法定土地利用計画で再開発を指定して、それをミクロの都市計画と言われるBプランという詳細計画で、枠組みをきつちりと確定しますので、ある意味では、がんじ絡めのやり方で再開発の公共性を担保するという形になります。

イギリスの六八年法から出てきたやり方も、ある面ではドイツと共通するところがあります。都市の全体計画のストラクチャープラン、あるいは都市(市町村)の全体を覆うローカルプランの中に、アクションエリアという、十年以内にとにかく大きな土地利用の転換を持ち込むという区域を指定する。

それから、それ以外にストラクチャープランでは、市街地の单なる目標を描くのではなくて、それをどういう方法で実現するかという大きな政策手段をその計画の中に示す。たとえば地区再開発(スクラップ・アンド・ビルト)、それから新開発、改善というような措置をどこに使うかを示すことになつています。

こういう表示には、实际上、ダイアグラム(模型的な)表現になりますが、やはり都市の全体の中での一般市民、あるいは議会との合意を形成していくという意味では、非常に重要になります。

第二のタイプは、アメリカのように、都市の全域にわたって、地区別の総合的な計画を立てる。もちろん、地区計画は再開発の対象になるところだけではなくて、新市街地もカバーする

ことになります。

アメリカの一九五九年法以降のコミュニティ・リニューアル・プログラムという政策は、それ自体非常に総合的な行政の体系をなしているわけですね。これは、特にアメリカという特殊社会の要因が大きい。日本とか、ヨーロッパと違つて社会的にも物理的にも内部市街地がダイナミックに変化するわけですから、地区単位の行政を総合的に実施していくという需要がある意味では危機感を持つて必要とされている、と理解することができます。

現実的には、アメリカの大きな都市では、特に内部市街地の経済的活性化が大変な課題になっておりまして、少々の荒っぽいやり方、あるいは公的資金を直接民間企業に払うぐらいのことまでも、正当化されるぐらいの感じがあります。いわば政策の総合化というのは、ある意味では、再開発の公共性担保の一つの手だてと見ることもできるのではないかと思いません。

いずれの方法がいいか。これは都市計画の大体系とも絡みますので、一概には言えないのが、日本の場合は従来、議論されてきているのはアメリカタイプですね。つまり、局地的に都市のある場所をマークするというやり方よりも、都市全体をまんべんなく地区単位に、総合的に対応するという政策の中でも、再開発の都市的な位置づけ、役割り分担を示していくという考え方方が強い。

昭和四十八年とか、五十四年の都市計画中央審議会の答申でも、そういうようなことが大体

含まれている。

特に五十四年の都市計画中央審議会の答申を受けて、五十五年に都市再開発法の改正で都市再開発方針というのが生まれたわけです。現実には私も東京都で二、三関係しておりますけれども、都市再開発方針を一体どういうふうに立案していくか、まだ検討中で、アメリカのように全域、網羅的に地区計画を立てるというふうにはいっておりません。やはり再開発というのには、日本の行政の中でもかなり縦割りのところがござつて、再開発を地区計画の中に埋没させるところまではいっておりません。再開発を中心としたマスター・プランはありますけれども、やはり、それを適用する区域は非常に限定してかかるような形になるのではないかか。

一号市街地、二号市街地といふことがあります。一号市街地は、広く再開発の必要性が考えられる区域、二号市街地は、計画的に一体的、総合的に事業を推進する区域だというような通達が、再開発法関連で出ている。再開発方針が日本の場合でも、地区再開発に対する公共性のお墨付きを与えることに役づけられるということは、おそらく間違いないけれども、具体的にそれがどういうふうにできるかはこれから課題になっております。

日本の場合には、やはり都市計画のマスター・プランとか、開発規制というものが、当然歐米各国と事情を異にしておりますので、やはり現実の脈絡の中でどうやってうまくできるかが大変むずかしい。

再開発の理念と目的

次に、再開発の理念をどう考えるかを取り上げてみたいと思います。

再開発の動機は、基本的に二つあります。都市というものは物ができるわけですから、時間がたてば古くなってしまいますし、交通手段とか、通信手段が発展してきますと、器として合わなくなる。ですから、都市の内部に出てくる変化、需要に対する都市の近代化・発展という要素と、劣悪な住環境、市街地の改善という二つの要素が都市再開発の動機。こういうことが都市再開

できるとか、いろいろな経緯があつて、大局的に見ますと次のような特徴を指摘できるようになります。

一つは、戦後すぐの再開発、あるいは戦前の再開発は完全に衛生政策ですね。そういう衛生政策から、もつと美観とか、快適さを含めた都市環境のアメニティを改善するような政策に拡大してきている。

衛生政策はとりわけ住居法を使ってやる住政策に関連する再開発の分野について見れるわけで、戦後の各国の再開発は大体スラムクリアランス（劣悪市街地の清掃）で共通しておったわけです。これはもう、戦前からずっと公共団体がやる大義名分のたつ、公共性という面できわめて明確な地位を獲得していった政策ですね。ところが、実際上都市の非常に便利な中心部とか、重要な場所のスラムクリアランスをしますと、大変膨大なお金と行政エネルギーを要しますので、単に衛生目的だけに限定することは、戦後、社会が安定してきますと、政策効果としては、ほかの部局ががまんならなくなってくる。もつと総合的に取り上げることによって、効率性も高めるというようなことですね。これが、一つの必然的な時代の要請だと理解することもできます。

うに防止する。さらには、いま以上に美観とか、景觀をよりよくしていくというような非常に総合的、包括的なアメニティという概念を、再開発の目的の中心に据えるということになつておられます。ただ逆に、収用権が背後につきまとつて、どうなさい切つた政策をやるときに、アメニティという大変漠然とした理念、概念を導入することは、大変混乱を招くという面もあります。とりわけ、事業の遂行面から見ますと、公共性の解釈をめぐるトラブルとして、アメニティのようないまいな概念で住民と対決できるか、ということに、お役所の人たちは悩むわけです。イギリスでもアメリカでも同じような悩みがあつまなきやいけない。

ですから、そういう公共性を執行するという状況そのものに、非常に彈力的な考え方を持ち

たとえば、イギリスの住環境改善の統合改善制度という制度の法律は、住宅及びそれを取り巻く環境のアメニティ改善が住環境改善の目的になつております。

法律の目的というのは、公共性の裏返しの表現ですが、アメニティは法律の中ではどこにも定義されていない。

そういうような漠然とした公共性概念でも、イギリスは思い切った再開発ができるのは、一九四七年法に伴つて行われております土地改革が基盤にあるわけですね。

それから二番目に、再開発政策の理念にかかる質的な転換は、非常に単一の政策（モノ・

ポリシー」という考え方から、複合化、総合化された再開発政策（ポリシー・コンプレックス）に変わつてきているということです。

それは要するに再開発政策の社会目標の拡大が、防火とか、防犯、日照、安全、衛生というようなことだけではなくて、福祉とか教育雇用、それからコミュニティ活動といったようなことまで、物的条件の改善とあわせてやつていくんだ、ということがアメリカの再開発政策等に強く出でているわけです。

つまり、地区を単位にした非常に総合的なボリシー・コンプレックスというような様相が強い。これは、とりわけ人種問題とインナーシティ問題と言われる中心部の経済的衰退が最大の眼目になっている、アメリカの連邦政策全体の特殊事情が強く影響していると思います。

以上のような例をわきに置いて、日本の再開発政策をもう一度見てみますと、いろいろな再開発手法が一つの再開発政策の体系になつていて、まだ個々バラバラに行われております。法的にしつかりしているのは市街地再開発事業

ないわけです。大変個別的なモノ・ポリシーに終わっている。ある意味では日本の再開発政策は、理論的にはまだまだこれから改善の余地があると思います。

現実には、数年前までは環境問題が共通した世論の非常に強い認識としてあつたわけですね建築基準法の日影規制とかマンションをできるだけ問題を起こさせないよう建てるとか。

ところが、現実にはそういう時代がまだがら
と変わりまして、いまや、大体通勤限界を目
いっぱい開発できるところは開発しつくしてお
ります。ご承知のように、通勤電車は相變らず
過密な状況になつております。もう一度、い
まの日本の財政的な厳しさからすると、公共施

地区保全、地区改善

それから最後に、地区保全とか、地区改善と
いうものが、一体、再開発との関連でどうなつ
ているか。これも多少繰り返しになるところが
ありますけれども……。要するに、まだ地区保
全とか地区改善が再開発手法として登場してか
ら非常に歴史が浅いわけです。

特に、地区改善、地区修復という手法で共通
しておりますのは住宅の単体、住宅そのものの
改善とか、修復手法が、その地区改善、地区修
復の中核をなしておりますので、これが決定的
に日本の問題を考えるときに違つたことになつ
ております。

何が違うかといいますと、一つは、日本には
住居法、強制的な住居基準を決める法律制度が
ないということです。もう一つは、改革したり
するのが容易な木造建築が既成市街地の大半を
占めているということです。

ヨーロッパの市街地は、大体、街路と建物が
一体になつた、しかもそれがレンガとか、石を
積み上げた建物です。戦後一時は、そういう建

設が整つた内部市街地にもつと家を建てさせろ
という再開発に対する声がだんだん大きくなつ
てきているわけですね。

そういう際には、もはやモノ・ポリシー的な
対応ではなかなかむずかしくなつてきている。

物は非常に陰うつで大変評判が悪かったのです
が、ここ十年ぐらい、また評判がガラリと変わ
りまして、歴史的な良さがあるということで、
古い住宅ができるだけ使っていくという動きが
強くなつていてるわけです。

もともとは、そういう建物はイギリスなんか
の例でいきますと、決していい住宅環境として
できたわけじやないんです。だれも最初から長
屋とか、共同住宅に住みたくないわけでして、
それはヨーロッパでも同じことです。

ところが、イギリスなんかの例で言いますと、
ビルディングバイローという制度があり、これ
が大体一九世紀の終わりごろに強制的に長屋を
つくらせるような制度として作用していたもの
ですから、要するにタウンハウスとか、ローハ
ウスというものが、都市に住めばあたりまえだ
という意識が生まれているわけですね。そういう
ものの改善はやりやすいわけです。

やすいのとあわせて、共同住宅に住むという住
意識として切りかえるという歴史的な経験を持
つてないことが、(いわゆる)修復型再開発が必
要視されておりますけれども)住宅改善を、そ
の中核になかなか据え切れないというむずかし
い問題がある。

それで、住環境モデル事業をいろいろ実験的
にやつておりますけれども、ああいう政策を、
はつきりした再開発の中心になる制度にするには、
もう一ついろいろ踏ん切りつかない問題が
いっぱいあります。

次に、再開発として保全をやるということは、
ヨーロッパとアメリカでは全く様相が違うわけ
でして、ヨーロッパでは大体そういうことは、
一般的な都市計画の開発規制が役割分担をして
おります。

それ以外に、さらに歴史的価値が高い、建築
物がある程度集まっているというような区域は、
特別に、文化財保全的(ヨーロッパでは記念物
保護)な考え方で保全する。ですから、日本で
言いますと、伝統的建造物群保全地区の考え方
に近いような保全が、保全地区制度としてイギ
リスはあるわけです。ですから、これは一般的
な再開発保全、とりわけ、アメリカでやつてお
ります予防的再開発というやり方とは全く違う
わけですね。

それで、翻つて日本の問題として考えてみま
すと、これも地区改善と同様に、一般的の良好な
市街地を予防的再開発という措置を取り出すた
めには、物として非常に変わりやすい要素があ

りまして、手がかりにできない。それからもう

一つは、コミュニティの環境防衛機能を手がかりにするのは、物的なことが中心になる再開発政策の範疇では取り上げにくい。これは町づくり協定とか、いろいろ、もつと市町村が独自にやる軟らかい手法、それに地区計画なんかはそういうけれども……。

ですから、再開発という政策体系にはなかなか乗りにくい。もちろん、再開発として一本化することが大事なのか、いろいろな手法を市町村単位に体系化して使えばいいのかは、これで

判断の分かれることろです。いずれにしても、再開発としては保全とか、改善という問題になかなか乗り出しづらいというのが、日本の特殊

事情として考えることができる。

ただ、世の中は大勢としては、日本も改善型再開発を、これからもっと強く位置づけ、やり方自体を強化していかなければいけないという状況にはなっていますので、あと数年すれば、あるいは住宅地の環境改善に関するような法律制度ができるのかもしれません。

とですね。

この点だけからすれば、やり方は全然違いますが、日本が再開発政策を考える上で、土地政策も含めてまだヨーロッパとか、アメリカの経験を学ぶ点が、いろいろあります。うふうに考えるわけです。

おわりに

以上、いろいろな面から各国の再開発政策及び日本の問題を見てきたわけですが、だんだん日本の特殊事情というものがわかつてまいりました、単純に欧米の再開発政策に追随するという状況ではもうないわけです。

とりわけ、日本の社会構造とうまく適合するようなやり方、要するに、日本の独自の可能性のようなものを追求することが大事だということに現実的にはなっており、いろいろなところで研究がされているわけです。

ただ、一言だけ欧米的な再開発の状況と日本の違いをいいますと、やはり、非常にはつきりしているのは、大体市街地の中の問題は、アメリカはまだ大体の基準で縛るというところですが、ヨーロッパでは、計画がなければ開発、再

開発、土地利用の転換はできない、つまり完全にコントロールの下に入っているわけです。

都市の中に経済問題とか、そういうものもどんどん膨らんでいますから、コントロールに入つたからといって、必ずしも問題が解決できるというわけではないけれども、いずれにしても、

計画の下にいろいろな仕事が行われる。こういう点からすると、日本の場合にはまだまだそういう状態にはなっていないわけですね。それで、アメリカが一九四〇年代の後半に経験した問題、つまり、再開発をすることが新しい再開発の種をまくというように、日本ではまだ市街地が一部しかコントロールの中にできないのですから、市街地の中で起つてているいろいろな現象が、常に新しく再開発の種をつくつてあるというこ

本論は、一月十八日～二十日に開なわれた(財)全国建設研修センター主催の「住環境研修」での講義をまとめたものです。

INFORMATION

生涯学習のすすめ

読書会をするかどうか

栗山 実

(学習コンサルタント)

奇な発言にも耳を傾け、大切に扱う心がけが大切である。そのためメンバーワーの一人ひとりが対等でなければならぬ。先輩風を吹かせたり、数をたのんで個人のユニークな発想を抑圧してはならないのである。

2) 聞くより話せ (少人数制をまること)

個人個人の発言内容を大切に扱うとなればメンバーそれぞれに十分な発言時間が必要となる。

そこで人数は少ないほどよいことになるが、三人が最小単位、最大は五・六人程度であろう。

かりに五人の読書会で夕方から二時間とったとしよう。一人当たり二十四分の持時間の中で感想、意見を述べながら他の四人の意見に批評を加えるのはかなり忙しい。事実、人数をふやすにしたがつて読書会の楽しい雰囲気は失われ、一方的に人の話をきくだけの勉強会か私塾になってしまふものである。そこで人數がふえたときは少人数単位にグループ分けすることをおすすめしたい。

4) 試論を発表せよ (感想より意見を述べること)

日本人はとかく自分の意見形成が苦手であるといわれている。事実読書会を開いてみると、これといったまとまりのある意見が出にくく、つい似たり寄つたりの感想の出し合いで終わつて

み立てることは困難だが、そのが多い。ところが奇恵なことに、ユニークな他人の意見にはかな

しまい、話に花が咲かないことが多い。これが奇恵なことに、ユニークな他人の意見にはかな

らず活発な批判や反対意見が続出する。われわれにとって、身

近な相手から受けるインパクトがいかに強大かを示している。

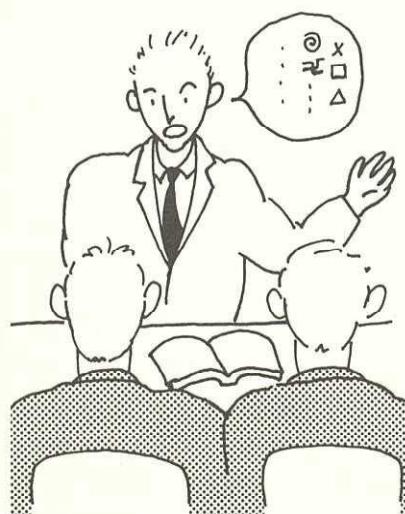
そこで沈滞した読書会を樂しくするには、だれかが人の意表をつくような大胆不敵な仮説を意図的に提出することである。こ

のさいはメンバーの脳に衝撃を与える起爆剤が必要なのだ。底の浅い感想程度の話で平穀無事に終わつてしまふと、それだけ書物に対する印象も早くすれぱばかりか、せっかくわれわれのもつてゐる創造性まで眠らせる結果になるからである。

3) 正直に話せ (話のネタを明かすこと)

読書会で興ざめすることの一つは、どこかで読んだような受け売りを延々とぶたれることである。もちろんどんな話でもすべて自分のオリジナルだけで組

- 1) 個人発言を尊重せよ (メンバーワーは対等であること)
- 2) 個人間の時代に入つたといわれる。二本足(二つの専門分野)とそれを支える胴体(教養)を持ち、なつかつTとちがうのはその柔軟性と疾走性にあるとされている。さてわれわれがせつかく学習テーマを決めたとしても、とにかく個人学習は柔善に流れやすく自己閉塞に陥ることが多い。
- 3) 最近はT型人間からY(パイ)型人間の時代に入ったといわれる。二本足(二つの専門分野)とそれを支える胴体(教養)を持ち、なつかつTとちがうのはその柔軟性と疾走性にあるとされ
- 4) が、三人が最小単位、最大は五・六人程度であろう。
- 5) かりに五人の読書会で夕方から二時間とったとしよう。一人当たり二十四分の持時間の中で感想、意見を述べながら他の四人の意見に批評を加えるのはかなり忙しい。事実、人数をふやすにしたがつて読書会の楽しい雰囲気は失われ、一方的に人の話をきくだけの勉強会か私塾になってしまふものである。そこで人數がふえたときは少人数単位にグループ分けすることをおすすめしたい。
- 6) 日本人はとかく自分の意見形成が苦手であるといわれている。事実読書会を開いてみると、これといったまとまりのある意見が出にくく、つい似たり寄つたりの感想の出し合いで終わつて



戦後建設相小伝

13



山下 靖典

(朝日新聞政治部)

文中敬称略

戸塚九一郎

戸塚は明治二十四年三月二十七日、静岡県掛川町（現掛川市）で酒造業を営む戸塚藤平の次男に生まれた。男四人、女七人兄弟の九番目なので「九一郎」と名付けられた。

県立掛川中（現掛川西高校）から旧制一高を経て東京帝大を大正六年に卒業、ただちに内務省に入った。

戸塚の内務省入りは、掛川出身で当時寺内正毅内閣の文部大臣だった岡田良平の紹介によるものだ。岡田は文部官僚で、京大総長、文部次官などを経て、寺内正毅、加藤高明、若槻礼次郎の三代の内閣にわたり、文部大臣に就任している。この岡田の弟が東大教授、法制局長官、官内大臣、枢密院議長などをつとめた一本喜徳郎（いっぽき・きとくろう）である。いうなれば郷土出身の大物官僚兄弟の手引きで、役人への道に入ったかっこうだ。

内務省に入った戸塚は香川県属を振り出しに、福島県安積郡長、警視庁衛生部長、福島県内務部長などを経験したうえで、敗戦までに徳島、山口、宮城、北海道、福岡の四県一道の知事、長官と九州地方總監を歴任した。

戦前のことだから、もちろん官選の知事、地方總監だが、戸塚の知事としての特長は、今でいう「地域開発」に力をいたしたことであろう。

福島県安積郡長時代には、猪苗代湖の水をより多く電源開発に使えるようになると同時に、その水で郡山盆地を潤す安積疊水の利用効果を始めた。

さらに、北海道長官時代には、総合的な北海道の開発計画プランをつくる「北海道総合計画委員会」を民間代表も混えて組織、農工両全の地城開発計画づくりに力をいれている。プラン作りだけでなく、戸塚は企業指導にも力を發揮した。それは、今の雪印乳業の前身の北海道興農公

この数年間、予算編成のたびに財政再建にからんで、道路特定財源制度のあり方について、建設省と大蔵省の間で激しい攻防が繰り返されている。道路特定財源制度は、戦後わが国の立ち遅れた道路を緊急に整備するため、自動車燃料であるガソリン、LPG、軽油、あるいは自動車そのものに課税して、その税収を道路整備にあてようというものだ。

五十七年度の道路事業の財源のうち国費の約一兆九千億円は、すべてこの道路特定財源に依存していることからみても、その重みがわかるうといふものだ。

税収不足で、財源難に悩む大蔵省はこれに目をつけ、「日本の道路整備はもう十分だ。税収の適正配分のうえからも、道路特定財源の一部を道路以外の一般財源に転用すべきだ」と主張。これに対し、建設省は「転用などとんでもない。日本の道路整備は、西欧先進諸国に比べまだ遅れている」として、この制度を死守する構えを見せている。

行革、財政再建の中で揺れる道路特定財源制度の柱は、何といっても同制度の中で初めてできたガソリン税だが、これが立法化（道路整備費の財源等に関する臨時措置法）された時の建設大臣が第八代の戸塚九一郎だ。

社の設立だ。当時の北海道の酪農界は本州からの進出企業と地元の酪農連とが競り合い、バラバラで非合理極りないものだった。そこで、北海道酪農の父といわれた黒沢酉蔵と大牧場主の町村敬貴（自民党参院議員町村金五の兄）、それに戸塚の三人が中心になって企業統合を行つたのが、北海道酪農公社だ。

さらに戸塚は、石狩と苫小牧を運河で結び道央開発の大動脈とするという雄大な構想をたてている。この構想は、戦後になつて、篠田耕作（元自治大臣・故人）らが中心になつて推進した苫小牧の工業開発という形で実を結んだ。戸塚自身も、北海道開発庁長官として、再びこれにかかわっている。

このように知事としては、かなりユニークな行政をやつて効果をあげた戸塚だが、九州地方総監を最後にページにあう。一介の素浪人になつた戸塚は、九州の石炭王といわれた麻生多賀吉（故人）の好意で、別府の麻生別邸で疲れた体をいたわつた。麻生は吉田茂の女婿であることから、戸塚が政界進出に当たり、吉田と深くつながることになる。

戸塚の公職追放は昭和二十六年八月に解除された。「政治的自由」を回復した戸塚は政界進出の意向を固め、後援会づくりに乗り出す。そして、翌二十七年春には、早くも首相の吉田茂は戸塚に対し、大磯の吉田邸で、この年の八月に発足予定の保安庁（現防衛庁）の長官就任を秘かに要請している。

この時、戸塚は「その任に非ず」と断わつたが、八月の抜き打ち解散で、戸塚が静岡一区から初当選するや否や、吉田は第四次吉田内閣の劳相に起用している。戸塚は労働行政には手を染めたことはなかつたが、旧内務省の大物官僚として、当時の激しい労働攻勢に対する政治的手腕が期待されたものだ。事実、労働と電産の長期争議では、タイミングをみて、労働ストに対し「緊急調整」を発動することで收拾。この影響で電産ストも収束している。

そして、二十八年二月の内閣改造で、建設大臣と北海道開発庁長官を

兼務することになった。これは、吉田が建設大臣兼北海道開発庁長官の佐藤栄作を幹事長に起用した、その穴うめ人事として行われたものだ。ところが、この年の三月には吉田が突如、衆院を解散した。いわゆるバカヤロー解散である。この時の総選挙では、戸塚は閣僚として自由党候補の応援に走り回り、自分自身は四位で当選。第五次吉田内閣では、建設大臣に再任されている。

戸塚が建設大臣に在任した二十八年から二十九年にかけては、戦後のわが国の道路行政の大きな転換期に当つていた。

昭和二十五年に起きた朝鮮動乱は、わが国に「特需」をもたらし、これが戦後の初期経済成長の大きなテコとなつた。このことは、自動車交通の激増に結びつき、道路整備の中心は、従来の補修から新設におかれ るようになつた。

昭和二十七年には新しい道路の管理体系の確立を目的として、道路法が制定された（建設省三十年史）。

問題は財源だ。当時の道路整備の財源は一般財源の中から配分される仕組みだつたから、いくら建設省の道路局が要求しても、省内であるいは大蔵省の査定でみな削られてしまつた。そこで「何とか別ワクで道路財源を確保しよう」と考えたのが、当時の道路局企画課長の佐藤寛政（現三井共同建設コンサルタント会長）ら道路局の若手幹部だ。

佐藤は昭和二十四、五年ごろには、G H Q（連合軍最高司令部）にいた親しい友人から「米国ではガソリンに課税して、道路整備にあてている」という話を聞きこみ、それを日本でも実現できなかつたが、メー カーや運輸業者、マイカーオーナーによる団体「道路利用者会議」を結成、国会議員に直接働きかけた。この時、話に乗つてくれたのが当時はまだ若手だった田中角栄、二階堂進、瀬戸山三男、江崎真澄ら。彼らが中心になつて、議院立法で「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が二十七年に国会に提出される。これを知つた大蔵省の主計官は「ひ

「どういじやないか。予算のスジを曲げるものだ」と佐藤にかみついたが、佐藤は「議員が勝手にやつていることだ」と知らぬ顔を決めこんで押し返した。

議員立法とあって、国会の委員会審議でもつばら質問の矢面に立ったのは田中角栄。田中はその後、実質的な道路特定財源制度として、自動車重量税制の創設に大きな力を發揮しており、今日でもなお、田中が「日本の道路財源はすべて自分が作った」と自負するゆえんだ。

道路にまつわる語といふは、吉田首相の鶴の「一声」でできたといふ伝説的なワンマン道路も、戸塚建設相時代の産物だ。大磯と永田町の間を毎日、車で通つた吉田首相が、東海道線の戸塚駅までくると渋滞で先

が、用地買収などの遅れで、あまり進んでいなかつた。

（当時の建設省住宅局長・師岡健四郎の話）。

思うようにには進まず、そこでイライラしたワンマン首相に稻浦鹿藏建設事務次官が呼び出されてきつくしぶられることもしばしばだったという

また当時建設省を改組して建設省と今の国土庁をあわせたような機能を持つ「国土省」にしようという検討が、省内で官房長の石破二朗（のち自治大臣、故人）を中心に行われたことがあった。旧内務省の役人としては、建設省の権限、機能は、事業実施に片寄りすぎてあまりにも狭い、と考えたものであろう。石破や住宅局長の師岡がその実現方を進言したが、戸塚は乗り気ではなく、結局立ち消えになってしまった。

れるのを、戸塚大臣は警戒していた」と師岡は当時を回想する。が、戸塚は、専任の建設大臣になると、あまり役所へ出てこなくなつた。熱海の別邸に引きこもりがちになつたのだ。その代りに、仕事は政務次官の、南好雄に任せることが多くなつた。

そもそも、大臣としての戸塚の勤務ぶりは決して“精励格勤”といつたふうではなかつた。第一に国会答弁が苦手なのだ。野党から攻めたてられると、あとで囲りのものにばやいた「（大臣を）やめてしまいたいが、そつもいかんし……」

二十九年三月には健康上の理由で建設大臣を辞任、政界を引退した。甥の自民党参院議員、戸塚進也によれば、政界引退の本当の理由は、政界での盟友、緒方竹虎の突然の死（三十一年）にあつた。「戸塚は緒方と親しく、吉田内閣のあとには緒方内閣の実現をと考えていた位だ。その緒方がこの世からいなくなつたのでは、自分自身が政界にいる意味がない、とさえ考えたようだ」（戸塚進也）

政界を引退した戸塚は熱湯に引きこもったが、それでも公安署を主員や苦小牧開発KK社長にひっぱり出されている。さらに、二官尊徳の教えを継承する教化団体、大日本報徳社の第六代社長も務めた。

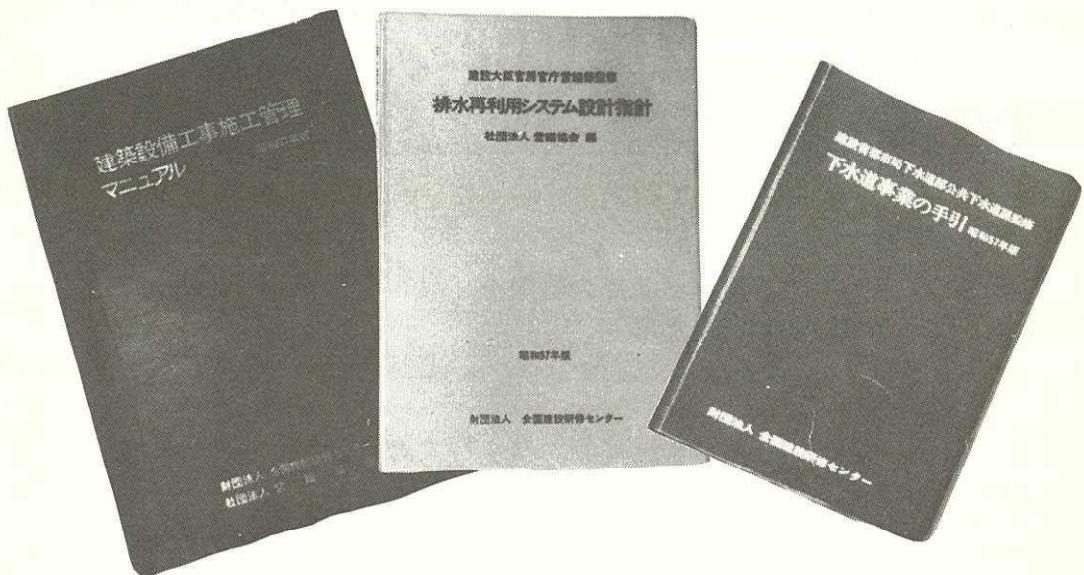
四十八年十月十三日沒

九一郎没後十年たった今 戸塚進也が衆院へのぐらかえをめざして懸命に運動中だ。もちろん選挙区はかつて九一郎を国会へ送り込んだ静岡一区だ。かつての九一郎の地盤と名声があるとはいって、約三十年前の話。しかも、九一郎の引退後、その地盤は大石八治に受けつがれ、今は大石の息子、千八（自民党中央曾根派）が議席を得ている。「戸塚系の地盤は跡かたも無い」（戸塚進也）というのが事実なのだろう。だが、戸塚進也はこうもいう。「地盤としては確かにあるとはいえないが、その遺徳の恩恵は今も受けています。先だって、雪印乳業の社長さんに会つたら、社長さんが『わが社が出来たのは戸塚九一郎さんのお蔭です』とおっしゃるんですから」というのだ。

戸塚九一郎の政治的遺産が静岡に再生するかどうか、それは戸塚進也のこれからに戦いいかんにかかっている。

岡エンタープライズ発行)を参考にした。(写真は「建設省三十年史」より)

新刊のご案内



建築設備研究会編

建築設備工事施工管理マニュアル

昭和57年版

建築設備工事の施工管理のチェックポイントを他工事との関連を考慮しつつ、工程順に解説した現場技術者必携書

●B5判・上製656頁

7,900円（税実費）

建設大臣官房官庁営繕部監修

排水再利用システム設計指針

昭和57年版

排水再利用システム設計に必要な水質、構造、施工、維持管理等についての具体的な事例を含めた解説書

●B5判・上製246頁

3,200円（税300円）

建設省都市局下水道部公共下水道課監修

下水道事業の手引

昭和57年版

下水道法に基づく事業認可、国庫補助金の交付申請等の諸手続や根拠法令などをまとめた実務担当者の必携書

●A5判・上製446頁

3,900円（税300円）

財団法人 全国建設研修センター建設研修調査会

〒100 千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内 TEL 03-581-1281

建設プロジェクト管理研修用テキスト

工程と原価の管理

編集・全国建設研修センター

B5判 196頁, 折込み3葉
価格 1,950円(送料250円)

工事施工に当つての、工程と原価の管理を、
ネットワーク手法との関連で解明!

建設工事では、いかに、早く、やすく、立派に仕上げるのかが技術者の重要な目的になっている。本テキストは、とくに新しい原価管理を具体的な事例にもとづく数値にそって解説し、現場技術者の方々にわかりやすく編集してあります。

本テキストは各地区の研修テキストとして、広くご活用願っております。

〈主な内容〉

序論

- 建設産業におけるネットワーク手法の必要性と価値
- ネットワーク手法の成立と経緯

第1章 ネットワーク手法

—基礎的概念—

- ネットワーク図の作成
- 日程の計算
結合点時刻の計算
作業時刻の計算
余裕日の計算
- フォロー・アップ
基本的考え方
フォロー・アップの意義
活用の方法

第2章 管理の方法

- 管理の方法的原則
- 計画の設定
考え方の手順
方法的手順
設定の方法
管理図諸表の作成
- フォロー・アップ
現状の把握
差異分析と評価
再計画の立案

参考文献

演習問題

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都千代田区永田町1-11-35全国町村会館 Tel.03-581-1281

研修部門の業務

■研修部門で行なう研修は、建設省建設大学校の行なう研修を補完するものとして位置づけられており、研修コースの編成及びカリキュラムの作成等については建設大学校の指針に基づき、各種の研修を実施しております。昭和四十八年、研修需要の拡大に対応し研修の強化充実を図るため建設された「全国建設研修会館」は建設大学校に隣接し、建設大学校との調整をはかりながら同校の

行なう研修の「補完的な役割」を果たすものとして、国及び地方公共団体、公団、公社等の職員を対象とした行政研修、さらに建設業界等の職員を対象とした一般研修を行ない、あわせて都道府県又は協会等との共催による地方研修の拡充を行ない、官、公、民における建設技術の向上に寄与するため時代に即応した各種の研修をより強力に実施しているところであります。

昭和五十八年度 研修実施予定表

I 継続コース

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
用 地 (初級)	用地事務を担当する職員に対し、用地取得および損失補償等の理論と実務について基礎的知識の修得をはかる。	地方公共団体等の実務経験2年未満の用地職員又は新たに用地職員となる者。	各70名	昭和58年5月 昭和58年11月 各12日間
不動産鑑定	不動産鑑定および公共用地等の評価にかかる基本的な知識の修得をはかる。	土地評価業務にたずさわる職員。	60名	昭和58年9月 6日間
土木工事監督者	土木工事(河川・道路等)の施工監督業務を担当する職員に対し、施工管理、監督について必要な知識の修得をはかる。	地方公共団体等の職員で、工事監督業務を担当する土木系学科を卒業後3年程度の実務経験を有する者。	70名	昭和58年7月 12日間
土木工事積算	土木工事積算業務に従事する地方公共団体等の職員に対し、土木工事費積算および設計業務委託の積算体系の知識の修得をはかる。	地方公共団体等において、土木工事積算業務を担当する職員のうち実務経験3年未満の者。	各70名	昭和58年9月 昭和59年2月 各6日間

研修名	目的	対象職員	定期員	研修期間
紛争アセスメント	公共公益事業の地域社会適応のための諸施設（紛争要因の事前評価手法・環境対策・生活再建対策及び補償対策の体系化・住民関与・自治体調整手法等）に関する専門知識の修得をはかる。	国・地方公共団体・関係公団等の中堅職員。	40名	昭和58年10月 6日間
宅地造成技術	宅地造成技術の専門的知識を修得し、もつて都市計画法に基づく開発許可業務および宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可事務の適確な執行に資することを目的とする。	(1)都市計画法による開発許可事務、宅地造成等規制法その他条令等による宅地造成工事の許可事務についての審査実務に携っている者。 (2)公社・公団等の職員で宅地造成工事に関する設計または監督業務に携っている者。 ただし、宅地指導研修（建設大学校施行）の参加資格の要件に該当する者をのぞく。	50名	昭和58年8月 5日間
建設行政管理者セミナー	建設行政に係る地方公共団体、公団・公社等の管理者として必要な判断力および管理能力等の向上をはかる。	地方公共団体・公団・公社等本庁本社の課長又はこれに相当する管理者。	30名	昭和58年9月 3日間
研修企画面	職員研修の企画に関する基本的知識の修得をはかる。	組織における研修を企画する職員。	30名	昭和58年9月 6日間
国際協力	国際協力活動に対応するため、英会話能力などに国際的感覚の向上をはかるものとする。 建築指導行政を担当する職員に対し、建築監視員としての実務知識の修得をはかる。	地方公共団体、公団・公社ならびに建設事業にたずさわる職員（海外建設協会会員を除く）。	24名	昭和58年6月 12日間
建築指導科（監視員）	建築業務を担当する職員に対して、建築構造に関する必要な知識の修得をはかる。	建築指導行政を担当する職員。	60名	昭和58年5月 12日間
建築（構造）	建築業務を担当する職員に対して、建築構造に関する必要な知識の修得をはかる。	国および地方公共団体等の職員で、建築系学科を卒業後、建築構造に関して3年程度の実務経験を有する者。	30名	昭和58年9月 5日間
建築（積算）	建築業務を担当する職員に対して、建築積算の実務に必要な専門知識の修得をはかる。	地方公共団体等の職員で、建築系学科を卒業後3年程度の実務経験を有する者。	30名	昭和58年8月 6日間
建築技術	建築業務を担当する職員に対して、建築に関する基礎的な技術および最近の課題に対応するための必要な知識の修得をはかる。	建築設備の設計・施工を担当する職員で、建築備について必要な知識の修得をはかる。	40名	昭和58年10月 10日間

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
道 路 補 装	道路工事(補装)業務を担当する職員に対し、道路の管理に関する知識の修得をはかる。	地方公共団体等の職員で、舗装業務にたずさわる3年程度の実務経験を有する者。	各60名	昭和58年1月 昭和59年2月 各6日間
道 路 管 理	道路管理業務を担当する職員に対し、道路の管理に必要な知識の修得をはかる。	市町村道に関する総合的な専門知識の修得をはかる。	60名	昭和58年9月 11日間
土木構造物設計	各種構造物の計画、設計に必要な理論および設計手法等の専門知識の修得をはかる。	市町村道業務を担当する者。	50名	昭和58年11月 6日間
地価調査担当者等 (実施主体 国土庁土地局)	地価調査担当者等に対する基礎的、専門的知識を修得させることを目的とする。	各種土木構造物の設計等の業務にたずさわる職員で3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和58年8月 13日間
土 地 調 査 員 (実施主体 国土庁土地局)	国土利用計画法の施行に関し、土地調査員に必要な基礎知識の習得をはかり、もって同法の円滑かつ的確な運用に資すること。	都道府県の地価調査又は価格審査担当職員および指定都市の価格審査担当職員のうち初任者。	100名	昭和58年5月 昭和58年9月 9日間
ダム管理主任技術者	ダム管理を担当する職員に対し、ダムの安全管理に必要な知識・技術の修得をはかる。	原則として都道府県および指定都市の土地調査員(土地調査員が任命されていない場合には土地対策担当職員)のうち初任者。	72名	昭和58年9月 6日間
地 質 調 査 地下水調査コース 土質調査コース	地質調査業務に従事する技術職員に対し、地質調査の専門的知識を修得させ、職員の資質の向上をはかる。	河川法第50条に基づく管理主任技術者およびその候補者を対象とする。	各50名	各6名 計72名 12回
	国・地方公共団体および業界等において地質調査業務に従事する技術職員。	学科 昭和58年6月 実技訓練 昭和58年6月 昭和59年2月 各4日間	6日間	昭和58年6月 昭和58年4月 昭和59年2月 各4日間
6日間	昭和58年4月 土質調査	地下水調査		

地質調査業 現場管理者認定講習		地すべり防止技術		補償コンサルタント (用地)		建設コンサルタント (建設事業にかかる地)		コンフリクト (建設事業にかかる地)		道路技術一般		道路技術専門		建設コンサルタント ダム技術術	
地質調査業者登録規程（建設省告示第718号昭和52年4月15日）における登録の要件のうち営業所ごとに置く専任の現場管理者の認定に必要な資格取得のために講習を行う。	地すべりの調査および防止対策に從事する技術職員の専門的知識を高め、より有効な災害防止を行なうために必要な理論的および実際的な研修を行うものである。	地すべり調査・防止対策の業務を担当する技術職員で、大学卒業後5年以上経過し、そのうち実務経験3年以上の者、又は高校卒業後9年以上経過し、そのうち実務経験5年以上の者。	地すべり調査・防止対策の業務を担当する技術職員で、大学卒業後5年以上経過し、そのうち実務経験3年以上の者、又は高校卒業後9年以上経過し、そのうち実務経験5年以上の者。	50名	昭和58年6月 9日間	50名	昭和58年6月 9日間	各60名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	各60名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	150名	昭和58年10月 3日間	社団法人全国地質調査業協会連合会の実施した地質調査技士資格検定試験に合格し登録した者。	
建設コンサルタント業務を行なう者の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する専門的知識の修得をはかる。	建設コンサルタント業務を担当する社員に対しても、建設工事に伴う電算利用に関する研修を実施し技術の向上をはかり円滑かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。	建設コンサルタント業務にたずさわる技術職員。	建設コンサルタント業務にたずさわる技術職員。	30名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	30名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	50名	昭和58年5月 昭和58年8月 各6日間	50名	昭和58年5月 昭和58年8月 各6日間	50名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	建設コンサルタント（ダム調査・設計）業務を担当する職員に対して、ダムの調査・設計に関する実務面の知識について重点的に研修を行い、職員の能力の向上をはかり、円滑かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。	
建設コンサルタント（ダム調査・設計）業務を担当する職員に対して、ダムの調査・設計に関する実務面の知識について重点的に研修を行い、職員の能力の向上をはかり、円滑かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。	道路建設工事に従事する技術者の養成のための研修を行ない、施工技術の向上に寄与させである。	道路建設工事に従事する主任技術者の養成のための研修を行ない、施工技術の向上に寄与させようとするものである。	道路建設工事に従事する主任技術者の養成のための研修を行ない、施工技術の向上に寄与させようとするものである。	大学卒業後、建設事業に10年以上の実務経験を有する者、およびこれに準ずる者。	大学卒業後、建設事業に10年以上の実務経験を有する者、およびこれに準ずる者。	30名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	30名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	30名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	30名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	建設コンサルタント業務にたずさわる技術職員。	
建設コンサルタント業務にたずさわる中堅技術者。	建設コンサルタント業務にたずさわる中堅技術者。	道路建設工事に従事する上級の技術職員。（中央官庁発注工事に従事する現場代理人、主任技術者クラス相当以上と同等の技術力を有し、2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士以上の資格を有する者。	道路建設工事に従事する上級の技術職員。（中央官庁発注工事に従事する現場代理人、主任技術者クラス相当以上と同等の技術力を有し、2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士以上の資格を有する者。	50名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	50名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	50名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	50名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	50名	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	建設コンサルタント（ダム調査・設計）業務を担当する職員に対して、ダムの調査・設計に関する実務面の知識について重点的に研修を行い、職員の能力の向上をはかり、円滑かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。	
昭和58年7月 6日間	昭和58年7月 6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間	建設コンサルタント（ダム調査・設計）業務を担当する職員に対して、ダムの調査・設計に関する実務面の知識について重点的に研修を行い、職員の能力の向上をはかり、円滑かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。	

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間					
ダム工事技術者 （シールド工法）初級	土木建設工事に従事する現場の中堅技術者に対する研修を行ない、建設業者の施工能力の向上に寄与せしめることを目的とする。	建設業会社の土木技術員であつて、大学土木系卒業後3年以上、高専土木系卒業後5年以上の実務経験を有する者。	80名	昭和59年1月 18日間					
建 設 技 術 （シールド工法）初級	建設工事（下水道シールド工事）に従事する技術者を養成するため、シールド工事の施工に関する専門的な技術・知識を修得させ、下水道シールド工事の施工技術の向上に寄与せんとするものである。	建設工事に従事する技術職員。（新たにシールド工事に従事する者）。	50名	昭和58年4月 4日間					
建 設 技 術 （推進工法）初級	シールド工事に従事する現場の主任技術者級の者を養成するため、シールド工事の施工に関する専門的な技術と知識を修得し、シールド工事の施工技術向上に寄与せんとするものである。	建設工事に従事する技術職員。	50名	昭和58年6月 5日間					
建 設 技 術 （工事測量）初級	建設事業に従事する技術職員に対し、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の習得をはかる。	建設工事に従事する技術職員。	50名	昭和58年9月 3日間					
建 設 技 術 （工程管理）初級	建設工事の計画および実施にあたって必要とする人員・資源・時間の同時管理を可能にする技術・知識の修得をはかる。	建設工事（建築系を除く）の施工管理に従事する職員で、ネットワーク手法の基礎的理解している者。	60名	昭和58年9月 6日間					
スケジューリング 海外プロジェクト 実務者	海外の建設プロジェクトにたずさわる実務者を対象に、将来海外コンサルティング業務等の海外プロジェクトにたずさわる実務者で、原則として次に挙げる人材を養成するため、経済技術協力の基礎概念と、海外コンサルティング業務に必要な手法および実務の基礎的知識について、体系的な研修を行ない、もつて我が国建設産業の海外活動の推進とわが国経済技術協力の拡充に資することを目的とする。	将来、海外コンサルティング業務等の海外プロジェクトにたずさわる実務者で、原則として次の資格を有する者。 (1) 5年以上の業務経験（国内外業務合せ）を有する者。 (2) 大学卒業者又はこれと同等以上の専門的知識を有すると認められた者。 (3) 25才以上35才までの者を二応の目安とする。	30名 昭和58年7月 13日間	40名 昭和58年5月 2日間	60名 昭和58年9月 2日間	50名 昭和58年5月 3日間	50名 昭和58年9月 6日間	80名 昭和58年4月 4日間	昭和59年1月 18日間

海外建設工事 派遣要員養成									
II 新規コース									
研修名	目的	対象職員	定員	研修期間	海外工事に係る建設会社職員で、左記のいずれかに該当するもの。				
					(1)実用的な英会話の習熟を必要とするもの。 (2)近い将来海外現場要員に向けられる可能性のあるもの。				
用地事務(初級)	用地事務を担当する職員に対し、損失補償等について、基礎的知識の修得をはかる。	地方公共団体(人口おおむね10万人以下)、公団・公社等ならびに委託により用地業務にたずさわる職員で、実務経験2年未満の用地職員、又は新たに用地職員となる者。	60名	昭和59年2月 6日間	建設事業に10年以上の実務経験を有する者。	30名	昭和58年7月 3日間	昭和58年10月 3日間	昭和58年8月 31日間
土木施工管理	港湾土木の施工管理に必要な知識の修得をはかる。	港湾土木工事にたずさわる職員。	50名	昭和58年12月 6日間	建設事業の電算処理導入を担当する職員。	40名	昭和58年7月 3日間	昭和58年10月 3日間	昭和58年8月 31日間
建築保全	營繕業務を担当する職員に対し、保全に関する一般的な知識の修得をはかる。	地方公共団体、公団・公社等の營繕の技術職員で、実務経験3年程度の者。	40名	昭和59年1月 6日間	建設事業推進に必要な管理能力および総合判断力の実践的向上をはかる。	30名	昭和58年7月 3日間	昭和58年10月 3日間	昭和58年8月 31日間
建築施工監理	建築施工監理(主として躯体工事)に必要な知識・技術の修得をはかる。	市町村、公団・公社、コンサルタント等で砂防業務にたずさわる職員。	50名	昭和58年11月 6日間	建設事業の省力化・効率化のために有用なオフィンラインシステムならびにパソコン利用と、その併用に関する基本的な知識・技術の修得をはかる。	20名			
砂防(初級)	砂防にかかる最近の課題に対応するため、必要な知識の修得をはかる。		50名	昭和58年11月 6日間					
土木積算体系	土木工事積算に関する基礎知識の修得をはかる。		50名	昭和58年10月 5日間					

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
舗装技術	道路工事(舗装)に従事する技術者に舗装に関する専門的な知識を高め、施工技術の資質向上に寄与せんとするものである。	道路工事(舗装)に従事する技術職員、経験年数2年程度の者。	60名	昭和59年2月 6日間
建設技術(トンネル・ナトム工法)	土木建設工事(トンネル工事)に従事する現場技術者を養成するため、トンネル・NATM(ナトム)工法工事の施工等に関する専門的な技術・知識を修得させ、トンネル・ナトム工事の施工技術の向上に寄与せんとするものである。	土木建設工事に従事する現場技術職員。(新たにトンネル工事に従事する者)。	50名	昭和58年9月 4日間
建設技術(推進工法)	建設工事に従事する技術者を養成するため、推進工法の施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。	建設工事に従事する技術職員。	50名	昭和58年5月 3日間
III 地方研修	目的	対象職員	定員	研修期間
建設技術(工事測量) 愛媛	建設事業に從事する技術職員に対して、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の修得をはかる。	測量の基礎知識を有する者。	60名	昭和58年8月 5日間
建設技術(工事測量) 山口	建設事業に從事する技術職員に対し、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の修得をはかる。	測量の基礎知識を有する者。	60名	昭和58年8月 5日間

III 地方研修

建設技術（工事測量）

建設技術（工事測量）

建設事業に従事する技術職員に対し、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の修得をはかる。

建設事業に従事する技術職員に對して、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の修得をはかる。

研修問合せ先

研修局

二
18

東京都小平市喜平町一丁目
○四二三二四五三一五

試験部門の業務 〈技術検定〉

■ 試験部門で行なっております試験・研修及び講習には建設業法（昭和二十四年法律一〇〇号）第二十七条第一項に基づき、建設大臣が行なう技術検定試験にかわるものとして、当センターが建設大臣の指定をうけて実施しているものと、地質調査業者登録規定（昭和五十二年四月十五日建設省告示第七一八号）にかかるものとがあります。

■ 建設大臣の指定をうけた試験の合格者及び研修の修了試験合格者は、国の行なう検定試験の全部または一部の免除を受けられます。

■ 地質調査業現場管理者認定講習は、地質調査業者登録規定における登録の要件のうち、営業所ごとに置く専任の現場管理者の認定に必要な資格取得のために行なうものでです。

昭和五十八年度 技術検定関連試験・研修・講習実施予定表

試験・研修・講習名	受験・受講資格	試験・研修・講習日	試験・研修・講習地	受付期間
一級土木工事 技術者試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級土木施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。	昭和58年7月3日(日)	札幌、釧路、仙台、東京、新潟 名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	昭和58年3月18日から 4月1日まで
一級土木工事 技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和58年7月17日(日)	右記に同じ	右記に同じ
一級管工事 技術者試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級管工事施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による管工事関係の一級技能検定合格者。	昭和58年9月4日(日)	札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	昭和58年5月20日から 6月3日まで
第一部(学科)試験 一級管工事 技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による管工事関係の一級技能�定合格者。	昭和58年9月25日(日)	右記に同じ	右記に同じ

試験・研修・講習名	受験・受講資格	試験・研修・講習日	試験・研修・講習地	受付期間
第一級管工事技術者試験	昭和57年度・昭和58年度第一級管工事技術者試験第一部(学科)試験の合格者。	昭和58年12月4日(日)	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	昭和58年10月21日から 11月4日まで
第二部(実地)試験	技術士法による本試験のうち管工事関係部門の合格者で学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和58年9月4日(日)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、広島、沖縄	昭和58年6月17日から 7月1日まで
技術者試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有するもの。	昭和58年9月25日(日)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、広島、沖縄	昭和58年6月17日から 7月1日まで
一級造園工事技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。職業訓練法による造園の一級または二級技能検定合格者。	昭和58年9月25日(日)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、広島、沖縄	昭和58年6月17日から 7月1日まで
一級土木工事技術者試験	昭和55年度までの二級土木施工管理技術検定合格者で所定の実務経験等を有するもの。	上記の各都市	右記に同じ	右記に同じ
一級土木工事	中国・九州・沖縄 中国・四国・九州 近畿・中国・九州 中部・近畿・九州 北陸・近畿 東北・関東・中部 北海道・東北・北陸・沖縄 北海道・東北・関東	東京・名古屋・大阪 札幌・仙台・新潟 名古屋・広島・松山 福岡・沖縄	昭和58年3月18日から 4月1日まで	昭和58年3月18日から 4月1日まで
特別研修	11月中 11月上旬 11月下旬 10月中旬 10月上旬 9月上旬 7月下旬 7月中旬 6月下旬 都・道・府・県庁所在地	昭和58年3月18日から 4月1日まで		
技術研修	11月中 11月上旬 11月下旬 10月中旬 10月上旬 9月上旬 7月下旬 7月中旬 6月下旬 都・道・府・県庁所在地	昭和58年3月18日から 4月1日まで		
二級土木施工管理	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。			
技術研修				

土地区画整理技術者試験	学歴に応じて一定の土地区画整理事業に関する実務経験を有するもの。	昭和58年9月4日(日)	
		島、福岡	仙台、東京、名古屋、大阪、広島
地区画整理地質調査業者認定研修講習	社団法人全国地質調査業協会連合会の実施した地質調査技士資格検定試験に合格し登録したもの。	昭和58年11月10日(木)から 11月12日(土)まで	東京・名古屋 仙台・東京・名古屋 広島・福岡
地区画整理技術者特別研修	上記の各都市	東京	右記に同じ

(注) 研修期間は、一級土木・土地区画整理研修は6日、二級土木施工管理技術研修は4日である。

技術検定関連試験・研修・講習問合せ先

- 土木工事技術者特別研修
- 土木施工管理技術研修
- 土地区画整理技術者試験
- 土地区画整理技術者特別研修
- 地質調査業現場管理者認定講習
- 土木工事技術者試験
- 管工事技術者試験第一部・第二部
- 造園工事技術者試験
- 土木工事技術者試験
- 管工事技術者試験
- 造園工事技術者試験

業務局

〒100 東京都千代田区永田町一―十一―三五

全国町村会館五階

☎ ○三(五八一)〇一三八(代)

業務局分室

〒102 東京都千代田区平河町二―六―二

ランディック平河町ビル四階

☎ ○三(二三三〇)一六二二(代)

現場技術者の

工事測量必携

編集・全国建設研修センター

A5判 380頁
価格 3,900円(送料300円)

すいせんの辞

建設大臣官房技術参事官

高秀秀信

わが国の経済は、1980年代に入り高度成長の時代から、石油危機など資源問題をはじめとする複雑な国際情勢の中で、安定成長への切替えを余儀なくされ、今後、その状況は厳しさを増大していくことと思われます。このような状況の中で、建設省は社会資本の充実に努めておりますが、建設事業も他の産業と同様に高度成長時代の量的充足から質的向上への努力が必要とされています。

建設工事においては、近年、大規模化、複雑化が進み、その的確な施工のための施工管理技術の向上が切に求められています。

工事の諸段階で測量作業が重要な役割を果すことは認識されているところですが、実戦的測量教育の不足から、その技術水準がいまだに十分であるとは言えません。

このようなとき、従来より全国各地で工事測量の現地研修を実施している財團法人全国建設研修センターが、その経験に基づき工事測量の実習用テキストである「現場技術者の工事測量必携」を編集されたことは、誠に時宜を得たものであり、その内容が、工種毎に工事進行に伴い必要となる各種測量作業を、実務を中心として解説されておりますので、職場研修のテキストとして、また現場において役立つ参考書として、ここに推薦する次第であります。

昭和55年4月

主要目次

測量の基本

1. 距離測量
2. 角測量
3. 水準測量
4. 平板測量
5. 勾配

工事測量

- 第1章 序論
- 第2章 道路工事測量
〔I〕道路工事
〔II〕道路舗装工事
〔III〕道路埋設管工事
〔IV〕軟弱地盤の測量
- 第3章 橋梁工事測量
- 第4章 トンネル工事測量
- 第5章 河川工事測量
〔I〕河川工事
〔II〕砂防工事
〔III〕ダム工事
- 第6章 港湾・海岸工事測量
〔I〕港湾工事測量
〔II〕海岸工事測量
- 第7章 宅地造成工事測量
〔I〕宅地造成工事測量
〔II〕区画整理測量
〔III〕確定測量

単曲線の設置

クロソイド曲線

建築の墨出し

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館 Tel. 03-581-1281

建設大臣指定校、学校教育法による専門学校

学校法人
明倫館

国土建設学院



設置学科

工業専門課程(昼間)

測量科(1年制)

製図科(1年制)

測量工学科(2年制)

※測量土木技術科(2年制)

環境測量工学科(2年制)

都市建設工学科(2年制)

土木工学科(2年制)

土木地質工学科(2年制)

造園緑地工学科(2年制)

上下水道工学科(2年制)

設備工学科(2年制)

その他の課程(昼間)

測量専科(6ヶ月)

土地区画整理専科(3ヶ月)

卒業生の特典

測量士補、建設業法による技術検定の施工管理技士受験資格、地図製図士2級等各科特典あり。

※昭和58年度新設開講

◆詳細は下記にお問合せください。

(〒187) 東京都小平市喜平町1013 TEL 0423-21-6909(代)

本学院は、国土建設事業の推進に役立つ実践的専門技術者の育成を使命として努力を重ねてまいりました。開校以来20年、約13,000余名に上る卒業生はいずれも各方面第一線において活躍中であり、他にみない独自の教育の実践は高く評価されています。

出版案内



建設省都市局下水道部公共下水道課監修
下水道事業の手引 昭和57年版

下水道法に基づく事業認可、国庫補助金の交付申請等の諸手続や根拠法令などをまとめた実務担当者の必携書
●A5判上製／446頁／
3,900円(税込)

建設プロジェクト管理研修用テキスト
工程と原価の管理

ネットワーク手法の解説と新しい原価管理の方法にまで言及した中堅技術者の研修用教材
●B5判並製／192頁演習問題付
1,950円(税込)

現場技術者の
工事測量必携 測量の基本・各種土木工事
測量・単曲線・クロソイド・建築の墨出し

建設現場における各種工事の測量作業の実務を、演習を主として分かりやすく編集した初級技術者むきの研修用テキスト
●A5判上製／355頁／
3,900円(税込)

新刊
建設大臣官房官庁営繕部監修
(社)営繕協会 編

排水再利用システム設計指針 昭和57年版

排水再利用システム設計に必要な水質、構造、施工、維持管理等についての具体的な事例を含めた解説書
●B5判上製／250頁／
3,200円(税込)

建設省計画局監修
図表でみる 建設白書 昭和57年版

「建設白書」のエッセンスを図表を主体に説明した、各種会議、研修・講習会用テキスト
●B5判並製／120頁／
430円(税込)

購入ご希望の方は、はがきに書名と部数をご記入の上、下記あてにお申込み下さい。

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

〒100 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館

Tel. 03-581-1281